

平成 29 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会

日 時 平成 29 年 7 月 5 日(水)
午後 2 時 00 分から
場 所 白井市保健福祉センター3 階
団体活動室

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

- (1) 平成 28 年度第 4 回策定委員会の会議要録について
- (2) アンケート調査の結果について
- (3) 障がい者団体等ヒアリング調査の結果について
- (4) 国の基本指針及び計画の骨子案について
- (5) その他

4 閉 会

平成 28 年度第 4 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録（案）

- 1 開催日時 平成 29 年 3 月 29 日(水) 午後 2 時 00 分から 4 時 00 分まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター2 階 研修室 2
- 3 出席者 竹原委員長、林副委員長、福岡委員、松本委員、鶴岡委員、吉武委員、大井委員、高柳委員、田中委員、黒澤委員、平野委員、茂野委員、山田委員、小林委員（計 14 名）
- 4 欠席者 川島委員
- 5 事務局 健康福祉部社会福祉課長、社会福祉課障害福祉班担当者、株式会社アイアール エス研究員（計 3 名）
- 6 傍聴者 2 名
- 7 議題
 - (1)平成 28 年度第 3 回策定委員会の会議要録について
 - (2)アンケート調査の結果について
 - (3)障がい者団体等ヒアリング実施方針（案）について
 - (4)その他
- 8 資料
 - 資料 1 平成 28 年度第 3 回白井市障害者計画等策定委員会会議要録(案)
 - 資料 2 アンケート調査の結果について
 - 資料 3 障がい者団体等ヒアリング実施方針（案）
 - 資料 4-1 平成 29 年度 白井市障害者計画等策定委員会 会議日程
 - 資料 4-2 平成 29 年度会議資料の点訳について（案）

9 議 事

◇開 会

- ・事務局から開会が宣言された。

◇委員長挨拶

- ・委員長より挨拶があった。

[大要] 皆様こんにちは。昨年、障害者総合支援法が再び改正されました。今回の改正の目的の一つは、障がいのある方の高齢化に伴い、介護保険制度への移行をスムーズにすることです。また、障がいのあるお子さんについて、市町村が計画をつくることも改正法の中で明文化されました。これを受けまして、計画策定にあたっての基本的な指針が今月中には厚生労働省から示されることになっています。本日は皆さんにもご審議いただいたアンケートの結果が報告される予定です。私が言うまでもありませんが、アンケートは、実施することが目的ではなく、得られた結果を計画に具体的にどう反映するか、また結果に基づいて具体的に施策をどう展開していくのか、ということが一番の目的だと思います。本年度最後の会議になります。皆様方の積極的なご意見を頂きたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◇議 題

1 平成 28 年度第 3 回策定委員会の会議要録について

- ・事務局から資料 1 について説明があった。

(意見・質問等なし)

2 アンケート調査の結果について

委員長 資料 2 は量が多いため、3 部に分けて事務局の方から説明を頂きたいと思います。

- ・事務局から、資料 2 (別紙 p. 1～2「調査の概要」及び別紙 p. 3～50「調査結果 (障がい・難病のある市民)」) について説明があった。

委 員 アンケート調査の結果を見ていますと、回収率が全体で 55%という中で、必要な人が使うサービスであるのにもかかわらず、使っていない人がいて、そして使っていない理由とは何かというと「無回答」という数が多くなっています。これについてはアンケート調査にもっと工夫が必要かなと思うのが一つと、それから「サービスを知らない、よくわからない」との回答数がこれだけあれば「無回答」という数が多くなるのは当然です。「サービスを知らない、よくわからない」のにこうしたアンケートばかりを出しても、その先に実のあるものを得られるのかな、というような疑問や矛盾を感じています。情報の発信はある程度できていると思いますし、わからなければ市へ電話して聞けばいいじゃないかとわれわれは思ってしまいますけれども、実際にこのアンケートを受け取った障がいのあるみなさんは、そういう問い合わせもなく、「サービスを知らない、よくわからない」という結果になっているので、これはまずサービスをよくわかってもらえるように各関係機関で努力をしていかなければ、このようなアンケートを何回やっても無意味ではないかなと思います。

事務局 回収率自体は前回の数字を上回ったものの、中身を見ますと「サービスをしていない、よくわからない」あるいは「無回答」が多くなっており、平たく言えば「薄い」結果になってしまったことを、事務局としても残念に思っています。これから先も障害福祉計画、障害者計画の改定が続いていくわけですが、市民の方のご意見を頂戴するやり方がたくさんある中で、アンケートというやり方が正しいのか、あるいは、やるのであればどういった質問内容が正しいのかを検討していきたいと思えます。障害福祉サービスの中身についての具体的なアンケートは今回が初めてなので、今回のことを教訓にして、次回以降、よりよいものを作っていければと考えております。

委 員 障害福祉サービスについての情報提供は、市の社会福祉課ではどのようにしているのでしょうか。団体のメンバーはわりとわかっていますが、団体などに所属していない人は、サービスについてはよく知らない人が多いと思います。資料を配布したり、窓口で説明したりしているのでしょうか。

事務局 一番多い情報提供の仕方としては、各手帳を新規に取得された際に、障害福祉サ

ービスや様々な手当、助成などについて一通りご説明しています。また、障害福祉サービスにつきましては、主に国から配布されているパンフレットを基にご説明をし、「こういったサービスをお使いいただけるかもしれません」というようなお話をさせていただいております。ただ、非常にサービスの種類が多いことと、お客様の状況が千差万別であるため、一覧化した資料によって一律にご理解いただくことは難しく、特に経験の浅い職員などは対応に苦慮しているところです。

委員 サービスがこれだけ多様化していますので、一人ひとりの方がすべてを理解するというのは難しいと思います。日常生活の中でサービスを使うのが目的ではなく、障がいや難病があることによって生活に支障が出ていたり、また日常の中でやりたいことに制約があるためにサービスを利用するのではないのでしょうか。ですから、サービスを利用したいとき、まずは相談支援をもうちょっと強化することによって、相談支援専門員さんなどが「困ったことがあったらこういうサービスを使うと楽になりますよ」というように情報を提供できると思います。「制度の仕組みがわからない」や「どのサービス事業者を選んだらよいかわからない」ということをコーディネートするのは相談支援がすべてですので、強化が必要だと思います。

事務局 現行の第4期障害福祉計画の中でも基幹相談支援センターの設置ということをやっています。早く設置できるよう、われわれとしても努力していく所存です。

委員長 これから第5期の障害福祉計画をつくっていくわけですが、サービスがあまり知られていない、というこのアンケート結果を計画の中にどのように落とし込むかについては、一つの大きな課題になると思います。本日の会議でも、また4月以降もご意見をいただきたいと思います。

委員 調査結果の「サービスを利用しない理由」の部分で、「そのサービスを必要としない」というのが圧倒的に多くなっていますが、これはサービスを受けたいと思っている方にマッチしていないサービスを提供しているということになるのでしょうか。

また、「制約が多く使いづらい」の「制約」とはどのようなもののでしょうか。どのような手続きを経てサービスを受けられるようになるのでしょうか。サービスによっても違うと思いますが。

事務局 「そのサービスを必要としない」とについては、一見するとサービスに対して満足度が高いようにも感じられますが、仰る通り、使いたいサービスがないから結果的に丸を付けている可能性もございます。市独自でサービスを新設することは困難ですが、実際の利用者の方のお気持ちに耳を傾けていく必要があると考えています。

二つめの「制約が多く使いづらい」については、サービスの支給量が足りないということが大きいのではないかと考えています。

委員 支給量の制約を緩和することはできないのですか。

事務局 担当者は実際に利用される方のことを第一に考えて支給の決定を行っています。

しかし、無制限に支給できるわけではありませんので、ご希望とのバランスを考え

て決定しています。また、「制約が多く使いづらい」について、もう一つ考えられるのは、サービスを提供する事業所・事業者が少ないと感じられた方が、「サービス提供事業者が少ない」の選択肢ではなくこちらに丸をつけたケースです。

委員長 事業者が少ない、場合によってはない、というのは今後も非常に大きな課題になると思います。また、「制約が多くて使いづらい」には、手続きが難しい、ということもあるかもしれません。相談支援の充実・強化というご意見もありましたので、身近なところで要望をきちんと受け止めて、わかりやすく説明をすることが重要なのかなと思います。

委員長 私の方からいくつかお聞きしたいと思います。一つは、重複障がい者の方の抽出をどのようにされたのかなということです。もう一つは、アンケートに回答していただいた方と、実際に手帳を取得されている方全体との比較ができればよいと思っています。

また、本来は18歳以上が「障がい者」であり、18歳未満は「障がい児」であるのにも関わらず、報告の中で一部、「障がい者」の結果に「障がい児」の結果を混在させてしまっているのはいかがなものかと思います。

さらに、サービスについての「不満がある理由」と「利用しない理由」の母数は減らせないでしょうか。前者はサービスを利用したことがある人が母数となるべきで、後者は「知っているが利用したことはない」と回答した人が母数となるべきだと思います。母数を削らないと、「無回答」以外の数値がとても小さくなってしまいますので、結果が非常にわかりづらいです。

事務局 ご指摘ありがとうございます。まずは最初の重複障がい者の方についてですが、重複している障がいがあるかないか、また重複しているものの組み合わせについては、市のシステムで抽出することができます。今回、2種類の障害者手帳をお持ちの方については、程度が重い方の障がいの種別を含めてアンケートをお送りしています。なお、本市には、抽出時点で3種類の手帳をお持ちの方はいらっしゃいません。アンケート上での障がいの重複の把握については、「他の障害者手帳をお持ちですか」という設問で対応している状況です。

また、障がい者の方に対する設問の結果の中に、障がい児の方の結果を混在させてしまっていたことは、今ご指摘を頂いて初めてこちらも気づきました。申し訳ございませんでした。修正させていただきます。

最後の「不満がある理由」と「利用しない理由」については確かに母数が大きくなってしまっています。これは、複数のサービスを束ねて「不満がある理由」あるいは「利用しない理由」を伺っているため、集計の際、母数を上手く絞り込むことができませんでした。ただし、時間はかかりますが、回答していただいたデータを見て、手作業で絞り込むことはできますので、報告書に掲載する際には母数を絞った形で結果をお示しできると考えております。

只今ご指摘頂きました統計上の処理につきましては、今後報告書にまとめていく中でご相談しながらやらせていただきたいと思いますと思っております。

委員 根本的には「サービスを知らない、よくわからない」ために「無回答」という結果が多くなっているのだと思います。まずはとにかく、障がいをお持ちの方にピンポイントで、サービスについて通常の倍以上に情報を流し、利用していただかないと、地域社会の中で健常者の方と一緒に暮らしていくのは難しいのではないのでしょうか。先ほどサービスの情報提供について事務局からもお話がありましたが、現状がこうなっていますから、これから先、どのようにしたらサービスについてよくわかってもらえるか、どう情報を伝えていくかについても示していただきたいと思っています。

委員 資料2の18ページ、「(4) 本人の年収額 (18歳未満は、世帯の年収額)」についてですが、ぱっと見ると、知的障がい者のところだけ他と比べて収入額が大きくなってしまっています。何もわからない市民には、「知的障がい者の方はお金持ちなんだ」という印象を与えかねません。これは数字のからくりで、知的障がい者については18歳未満の方が圧倒的に多く、世帯の年収額を回答しているためこういう結果になってしまっているのだと思います。誤解を生まないよう、できれば全体の数字から世帯の年収額を外し、分けて表示するようにした方が良いと思います。

事務局 ありがとうございます。18歳以上の方とそうでない方をそれぞれ分けて計算をし直し、その結果から見せ方を検討したいと思っています。

委員 そもそもこの設問は何のために設けられたのですか。本人の年収額を知りたかったのであれば、18歳未満の方の世帯の年収額を伺っても意味がないと思いますが。

事務局 アンケートの質問内容をご審議いただいた際にも同様の議論がありましたが、今回は障害福祉サービスを主眼としたアンケートであるため、サービスの利用者負担額を決める収入区分による結果の違いを分析できるように設けた質問です。これは分析のために設けた質問で、収入そのものをつまびらかにするためのものではありませんので、年齢で分けたり、もしくは障がいの区分をまとめて1つのグラフにするなど、報告書には誤解の生じないように掲載したいと考えております。

- ・事務局から、資料2 (別紙 p. 51～66 「調査結果 (障害者手帳を所持していない市民)」) について説明があった。

(意見・質問等なし)

- ・事務局から、資料2 (別紙 p. 67～72 「自由記入集」、 「3 結果の主な傾向」、 「4 調査結果の活用・公表」) について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見のある方はいらっしゃるでしょうか。いらっしゃらなければ、私の方から1点申し上げます。「3 結果の主な傾向」の(4)のところですが、「…概ね同じ結果となり、顕著な変化は見られなかった。」とするのではなく、「一般の市民に対する普及・啓発が十分ではない」というようなコメントを付け加えていただきたいと思っています。

事務局 一般の市民の方からも「市の障がい福祉施策等がよくわからない」という声をこ

のアンケート結果を通して頂いております。ご指摘のとおり報告書で触れるとともに、今回の結果を心に留め、計画の策定のみならず、周知についても力を注いで参りたいと思います。

3 障がい者団体等ヒアリング実施方針（案）について

- ・事務局から資料3について説明があった。

委員長 事務局から、障がい者団体等ヒアリングについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

委員 資料3の「4 聴取者」のところですが、私のような一般の市民は参加できないのでしょうか。もちろんプライバシーの問題や、団体の許可をいただけるかにもよると思いますけれども、直接声を聞きたいなという気持ちもありますし、策定委員の一人として、アンケート結果だけだとわかりづらいという気持ちもあります。もし参加が可能なら参加したいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 前回のヒアリングでは、思う存分に話したいので必要数以上の同席は控えてほしいというご意向が多くのご団体からあったようです。原則としては、今回もそれを踏襲する形になろうかと思えます。

委員 今回改めて各団体に確認していただくことはできませんか。すべての団体ではなく、「私たちのところは大丈夫です」という団体だけで構いません。もちろん他言はしないというお約束もします。

事務局 策定委員の方が所属されている団体につきましては、今この席上で、ご意向を確認させていただくことは可能でしょうか。

委員 障がいのある方たちの団体の代表として皆さんは委員会にいらっしゃっていますが、団体全体の意向に関するのをこの場で確認するのは酷かと思えます。どうしてもヒアリングは、前回もそうでしたが、忌憚のない意見をということもあったので、個人情報が多くなります。民生委員などには個人情報に関する罰則がありますが、個人の方にはそういった罰則はありません。後で集計されたものをここで討論するのは良いと思いますが、ヒアリングに同席することは難しいのではないのでしょうか。

委員 同席のご希望について、充分理解はできますが、私個人としては、そういった障がいのいろいろなことを、知らない人にお話しするのは難しいです。市の職員さんに対してなど、意思の疎通があって初めて成り立つものだと思います。会の他のメンバーもだいたい同じように思っていると思います。

委員 信頼関係がないのにこういうことを申し上げてしまったことを申し訳なく思います。ただ、そういう気持ちがあるということだけは承知していただければと思います。

委員 お気持ちはわかりますけれども、私たち民生委員も、個人情報については重要視しています。私たちは情報を漏らすと罰則がありますが、一般の方は例えこの委員さんであっても罰則がないという難しい状況です。ですから、そのようなお気持

ちがあるようでしたら、例えば施設でボランティアをされる中で、障がいのある方に直接話を伺ったりすることもできるので、そのようなやり方も考えられてはいいのかなと思います。

委員 私は、先ほどのお申し出を嬉しく思いました。私たちは障がい者の親ですけれども、障がい者が地域で生きていくためには市民の皆さんの理解がなければ難しいと思っています。なにかサービスや建物を新しくつくるときには皆さんの声が大きき力になりますので、できることなら参加していただきたいとは思いますが、私の一存で、またこの場で決めるのは難しいところです。月に一度定例会があり、そちらは傍聴もできますので、機会がありましたらお声がけさせていただきます。

委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

事務局 それでは、ヒアリングの実施につきましては、案の通り進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 皆様、いかがでしょうか。

委員 (承認)

4 その他

委員長 議題4『その他』について事務局から説明をお願いします。初めに資料4-2のほうから説明してください。

事務局 はい。資料4-2『平成29年度会議資料の点訳について(案)』をご覧ください。

会議資料の点訳に関しまして、前回会議で、他市の状況や、当市での導入の検討結果をご報告しましたが、その後、平成29年度当初予算として32万3千円が確保できましたので、本資料のとおり、会議資料の一部点訳を試行することを提案させていただきます。

「1 目的」につきましては、視覚障がいのある委員の方が、会議の席上で、会議資料を確認しながら、議事に参画できるようにすることとしております。

次に「2 点訳対象資料」です。前回の会議では、議事録案を点訳することを軸に検討を行いました。審議の結果により議事録案の内容に修正が生じた場合には、確定版の議事録として保管できなくなるといった問題がございました。このため、基本的には、各回において、最も重要と思われる資料を点訳することにしたいと考えています。具体的には、第1回会議では計画の骨子案、第2回会議では計画素案の要約、第3回と第4回会議では素案の修正箇所、第5回会議では決定した計画の要約、というように考えております。ただし、作業時間や費用の点から、点訳できる文書量には限界がありますので、分量が多くなる資料については要約だけにとどめることなどが必要になります。

次に「3 作業の流れ」ですが、土日祝日を除いて会議の10日前までに資料を確定し、遅くとも会議前日までに、対象となる委員さんのご自宅に点訳資料を届けられるようにしたいと考えております。

しかしながら、会議と会議の間の日数が短い場合などは非常に厳しい日程となりますので、大変申し訳ございませんが、このとおりに進むかどうか、実際のところ「や

ってみないとわからない」面がございます。「4 その他」にも書かせていただいておりますが、この枠組みは、まずは試行として行わせていただきまして、その結果明らかになった支障などがありましたら、本委員会に諮らせていただき、運用の修正・改善を図らせていただければと考えております。

(意見・質問等なし)

委員長 資料 4-1 の説明をお願いします。

事務局 はい。平成 29 年度の会議日程についてですが、29 年度はヒアリング調査の実施から計画の骨子案作成、素案作成、パブリックコメントを行い、計画を確定させていくこととなります。私どもの都合によりお恥ずかしい限りではございますが、29 年度は、庁舎工事の関係で会議室が大幅に減ることから、思うように事前手配ができず、やや偏りのある日程になってしまっておりますが、この日程で進めさせていただければと存じております。

ただ、この中で、最終第 5 回の 3 月 28 日につきましては、ほぼ年度末に近く、スケジュール上は、計画書の印刷製本が完了していなければならない時期になっております。本委員会で内容の実質的なご審議をいただくのは、第 4 回会議の「計画素案の決定」までとなっております。その後は、市においてパブリックコメント及び市長決裁の手続きを経て計画確定となりますが、この会議日程では、パブリックコメントの結果などを本委員会にご報告できずに印刷製本に取りかからざるを得ないこととなります。しかしながら、市議会の日程や会議室の予約の集中のため、2 月頃の適切な時期に会議日程を確保することは難しい状況になっております。

この点につきまして、議会日程や会議室の状況は今後の変動が見込まれますので、最終回の日程は流動的なものとしておくべきか、あるいは、この日程のまま確定するか、さらには、実質的な審議事項に乏しい最終回は、書面での会議とすることも含めて、ご意見をいただければと存じます。

委員 会場のところに「保健福祉センター2階 団体活動室」とありますが、「3階」の間違いではないでしょうか。

事務局 申し訳ございません。ご指摘の通りです。訂正させていただきます。

委員長 最終の第 5 回の日程については、できれば計画を最終決定する前に委員の皆さんのご意見を確認したいと思っておりますが、今日の時点では、日程について決定するのは無理があると思うので、来年度、第 3 回や第 4 回会議の中で改めて検討するというのでよろしいでしょうか。ただし調整が難しいようであれば、この日程のままということになります。

委員 (承認)

◇閉 会

事務局 次回の会議は、平成 29 年 7 月 5 日(水)の開催を予定しておりますが、時期が近づきましたらまた改めてご連絡させて頂きたいと思っております。

・事務局から閉会が宣言された。

以上

アンケート調査結果報告書案に対して頂いたご意見への対応（案）

調査区分	前回(H28 年度第 4 回)会議で頂いたご意見	対応(案)	該当ページ (H29.7.5 修正版)
障がい・ 難病の ある市民	<p>(全般的事項)</p> <p>アンケートに回答していただいた方と、実際に手帳を取得されている方全体との比較ができればよい。</p>	<p>「1 回答者の状況」のうち、年齢・性別・手帳等級(難病患者は年齢・性別)について、本年 4 月 1 日現在の各障害者手帳所持者(難病患者は難病疾患見舞金支給者)全数における状況と比較し、顕著な相違点や特徴がみられる場合には、それぞれの結果にコメントを追記しました。(居住地区については、回答区分である「小学校区」によって手帳所持者全数を区分するのが難しいため実施を見送りました。)</p>	<p>p.5 「(2)回答者の年齢」コメント下線部分 p.6 「(3)回答者の性別」コメント下線部分 p.7,9,10 「(5)障がいの状況」コメント下線部分</p>
	<p>(「2 暮らしの状況」)</p> <p>年収額について、知的障がい者は18歳未満の方が多いため世帯収入での回答が多く、一見、他の障がい者よりも裕福に見えてしまう。誤解を生まないように、本人年収と世帯年収のグラフを分けるなど、表示の工夫が必要。</p>	<p>各障がい区分の結果を合算したうえで、18歳以上の個人年収と18歳未満の世帯年収に分けて表示しました。</p>	<p>p.19 「(4) 本人の年収額(18歳未満は、世帯の年収額)」</p>
	<p>(「3 福祉サービス」)</p>		
	<p>本来は18歳以上が「障がい者」であり、18歳未満は「障がい児」であるのにも関わらず、報告の中で一部、「障がい者」の結果に「障がい児」の結果を混在させてしまっている。</p>	<p>①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス、④相談支援の各項について、回答総数(n)から18歳未満分を差し引きました。なお、⑤地域生活支援事業については、者・児の区別なく提供され、児童の利用者も多いことから、全年齢を合わせた結果のままにしました。</p>	<p>p.20-23(身体), p.27-30(知的), p.34-37(精神), p.41-44(難病) 「(1) 福祉サービスの利用状況及び満足度等」</p>

調査区分	前回(H28年度第4回)会議で頂いたご意見	対応(案)	該当ページ (H29.7.5 修正版)
障がい・難病のある市民 (続き)	<p>(「3 福祉サービス」)</p> <p>サービスについての「不満がある理由」と「利用しない理由」の母数を減らせないか。前者はサービスを利用したことがある人が母数となるべきで、後者は「知っているが利用したことはない」と回答した人が母数となるべき。母数を削らないと、「無回答」以外の数値がとて小さくなってしまいますので、結果が非常にわかりづらい。</p>	<p>「不満がある理由」については、該当するいずれかのサービスを利用したことがある人のうち、「不満」又は「やや不満」と回答した人の数が母数となるように再集計しました。</p> <p>また、「利用しない理由」については、該当するいずれかのサービスについて「知っているが利用したことはない」と回答した人の数が母数となるように再集計しました。</p>	<p>p.20-26(身体), p.27-33(知的), p.34-40(精神), p.41-47(難病)</p> <p>「(1) 福祉サービスの利用状況及び満足度等」</p>
	<p>「サービスを知らない、よくわからない」という人が多い現状を明らかにし、どのように情報を伝えていくかについても示してほしい。</p>	<p>サービスの認知度が低い現状については調査結果の中で明らかになりましたので、今後の対応については、障害福祉計画本体の中で示していきます。</p>	<p>—</p>
手帳を所持していない市民	<p>(「2 障がいのある人との交流など」)</p> <p>前回結果との比較について、「概ね同じ結果となり、顕著な結果は見られなかった。」で終わらせるのではなく、「一般の市民に対する普及・啓発が未だ十分ではない」というようなコメントを付け加えていただきたい。</p>	<p>障がいや障がい者についての学習経験がない人が過半数に及んでいること(問 7)、障がいについての差別・偏見があると思う人が半数前後に及んでいること(問 12)、合理的配慮や障害者計画・障害福祉計画への認知度が低いこと(問 10・16)を踏まえ、それぞれの結果のコメント欄において、普及・啓発等の活動の不足について言及しました。</p>	<p>p.57 下 「問 7 障がい等について学んだ経験」コメント下線部分 p.59 上 「問 10 合理的配慮の認知」コメント下線部分 p.60 上 「問 12 障がいのある人への差別・偏見」コメント下線部分 p.64 上 「問 16 計画の認知状況」コメント下線部分</p>

◇ 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、『白井市第5期障害福祉計画』（計画期間：平成30～32年度）の策定に向けて、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児支援サービス）のそれぞれについて、種類ごとの潜在ニーズを把握することと、より効果的・効率的な障害福祉サービス等の実施に向け、利用者等の意見や生活の様子を把握することを目的としています。

(2) 調査の概要

調査は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、および障害者手帳を取得していない市民を対象に実施しました。

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

調査の実施概要

区分	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	難病患者	障害者手帳を 取得していな い市民
(1) 対象者	身体障害者手 帳所持者	療育手帳 所持者	精神保健福祉 手帳所持者	特定疾患・小 児慢性特定疾 患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,363人	277人	282人	255人	493人
	合計 2,670人				
(3) 抽出方法	全数（悉皆） 調査	全数（悉皆） 調査	全数（悉皆） 調査	難病疾患見 舞金受給者	住民基本台帳 からの無作為 抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成29年1月13日～2月上旬				
(6) 回収結果					
・有効回収数	803	159	134	135	240
・有効回収率	58.9%	57.4%	47.5%	52.9%	48.7%
	合計 1,471 55.1%				

(3) 報告書を読む際の留意点

- 選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現を用いていることがあります。
- 調査結果の比率は、その質問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入して算出しています。なお、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えます。
- グラフ中の「n」(net)とは、その質問の回答者数を表します。

- 調査結果の分析は、障害の種別にかかわらず、障がいのある方の状況や暮らし、要望などを包括的に把握するため、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病の方の各調査について共通の質問項目ごとにまとめて行いました。

第2章 調査結果

[障がい・難病のある市民]

1 回答者の状況

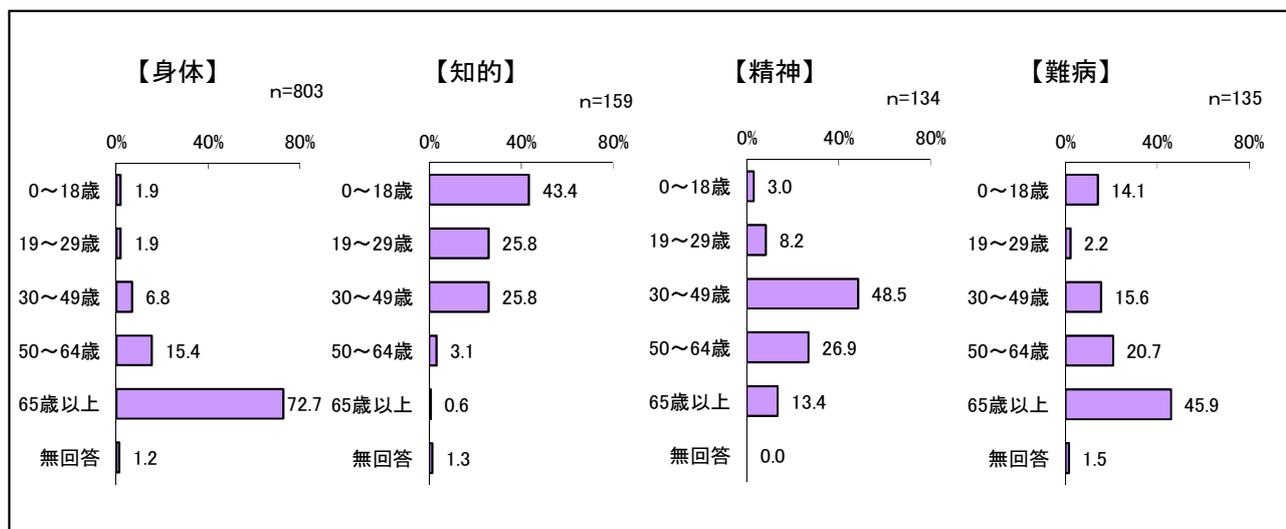
(1) アンケートの記入者

アンケート記入者							単位: %
区分	本人	家族や介助者が本人に聞いて代筆	施設職員等が本人に聞いて代筆	家族や介助者が本人の意向を考えて記入	その他	無回答	
身体障がい者 (803)	66.6	15.9	0.4	12.3	0.2	4.5	
知的障がい者 (159)	17.0	22.6	0.0	55.3	0.0	5.0	
精神障がい者 (134)	70.7	14.3	0.8	10.5	0.0	3.8	
難病患者 (135)	81.5	8.1	0.0	7.4	0.0	3.0	

注: ()内は回答者数

○このアンケート調査に回答を記入した人は、精神障がい者および難病患者では、「本人」が概ね7割～8割、身体障がい者では6割後台半を占めているのに対し、知的障がい者では、「家族や介助者が本人の意向を考えて記入」が55.3%で最も多く、次いで「家族や介助者が本人に聞いて代筆」が22.6%となっている。

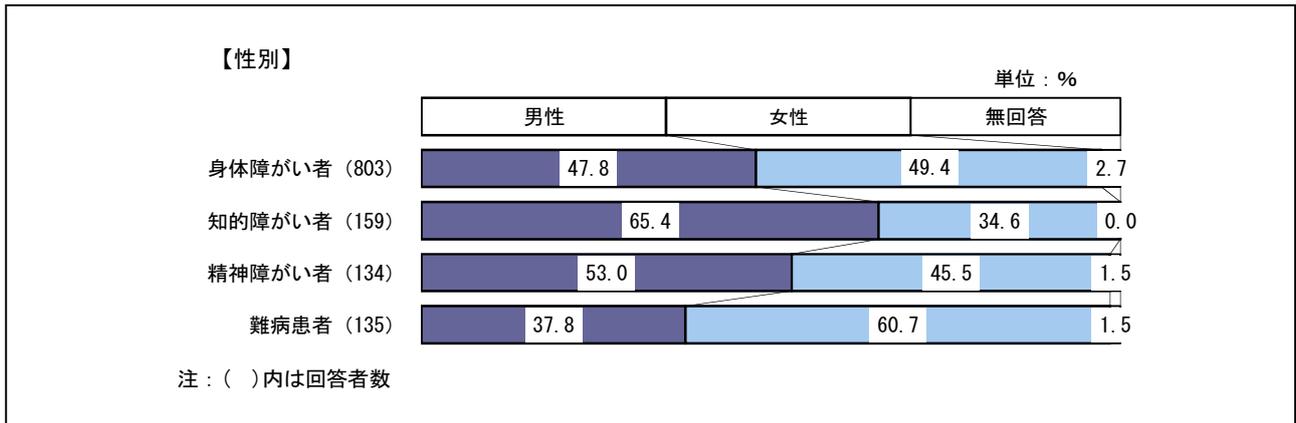
(2) 回答者の年齢



- 回答者の年齢は、身体障がい者は「65歳以上」が72.7%と最も多く、高齢層が中心となっている。
- 知的障がい者は、「0～18歳」の43.4%を筆頭に、「19～29歳」と「30～49歳」（ともに25.8%）が続いており、比較的若い世代が多い。
- 精神障がい者は、「30～49歳」がほぼ過半数を占めて最も多く、「50～64歳」の26.9%、「65歳以上」の13.4%が続いており、社会で中心的な役割を求められる年代が中心となっている。
- 難病患者は、「65歳以上」が45.9%で最も多く、次いで「50～64歳」が20.7%、「30～49歳」が15.6%と、比較的中高年齢層が多くなっている。

※なお、各区分とも、回答者の年齢構成は、各手帳の所持者（又は難病見舞金受給者）全体の年齢構成と概ね近似している。

(3) 回答者の性別



○回答者の性別は、知的障がい者、精神障がい者は「男性」が「女性」を上回り、身体障がい者、難病患者は「女性」が「男性」を上回っている。なお、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者では、回答者の性別比は各手帳の所持者全体の性別比と概ね近似している。難病患者では、回答者の性別比は、難病見舞金受給者全体に比べて、男性が約7%低く、女性が約6%高い。

(4) 居住地区（小学校区）

アンケート記入者

単位：%

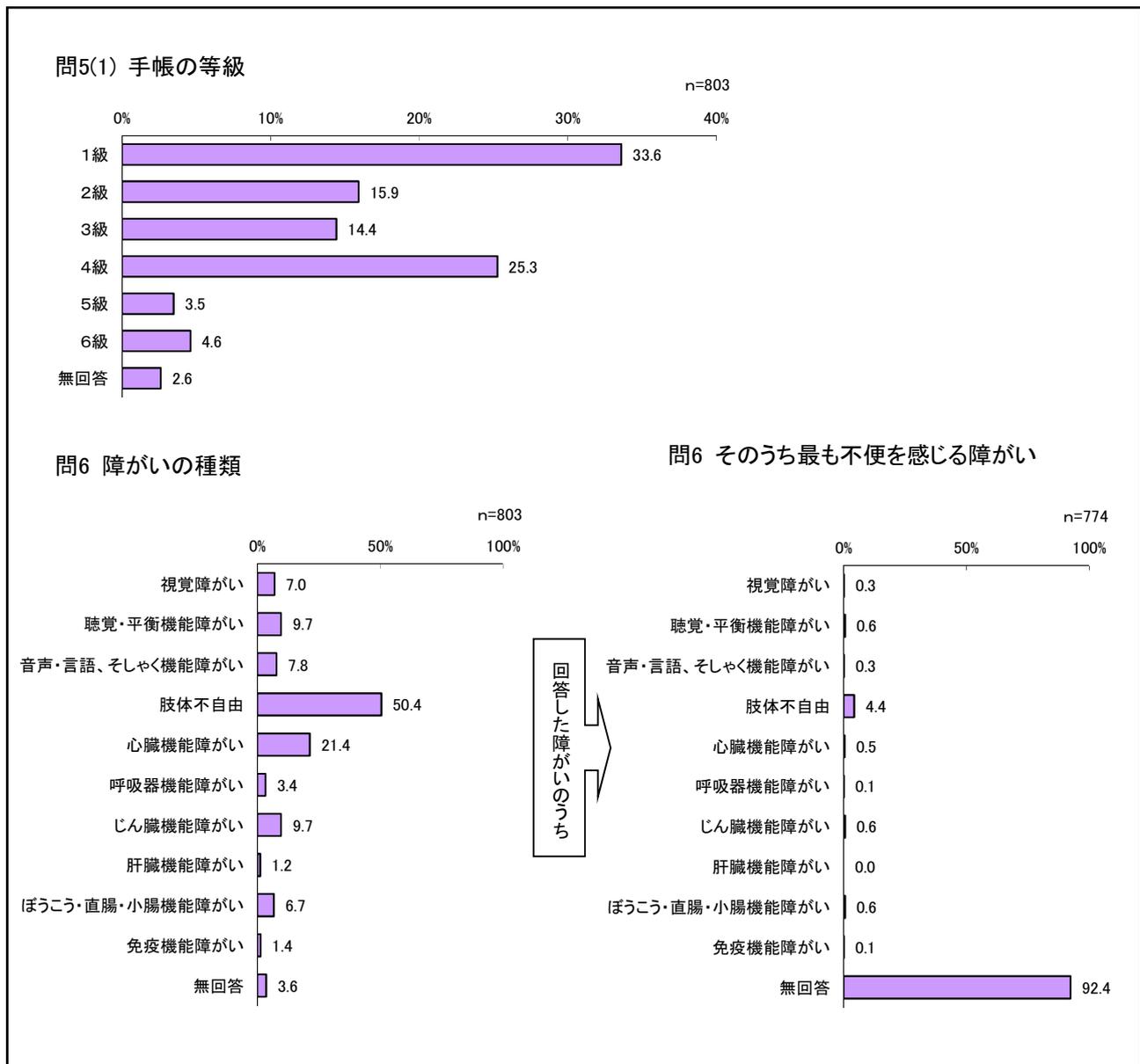
区分	第一小学校区	第二小学校区	第三小学校区	大山口小学校区	清水口小学校区	南山小学校区	七次台小学校区	池の上小学校区	桜台小学校区	無回答
身体障がい者 (803)	9.3	7.2	14.2	11.7	14.1	11.8	6.2	11.5	10.1	3.9
知的障がい者 (159)	4.4	7.5	16.4	16.4	11.3	13.2	12.6	8.2	9.4	0.6
精神障がい者 (134)	6.7	0.7	12.7	11.9	14.2	17.2	10.4	11.9	9.0	5.2
難病患者 (135)	8.9	3.7	17.8	14.1	15.6	11.1	8.1	5.2	10.4	5.2

注：()内は回答者数

○身体障がい者、知的障がい者、難病患者については、「第三小学校区」居住者の回答がそれぞれ14.2%、16.4%、17.8%で最も多くなっている（知的障がい者は「大山口小学校区」と同率）。精神障がい者は、「南山小学校区」居住者の回答が17.2%で最も多くなっている。

(5) 障がいの状況

[身体障がい者]

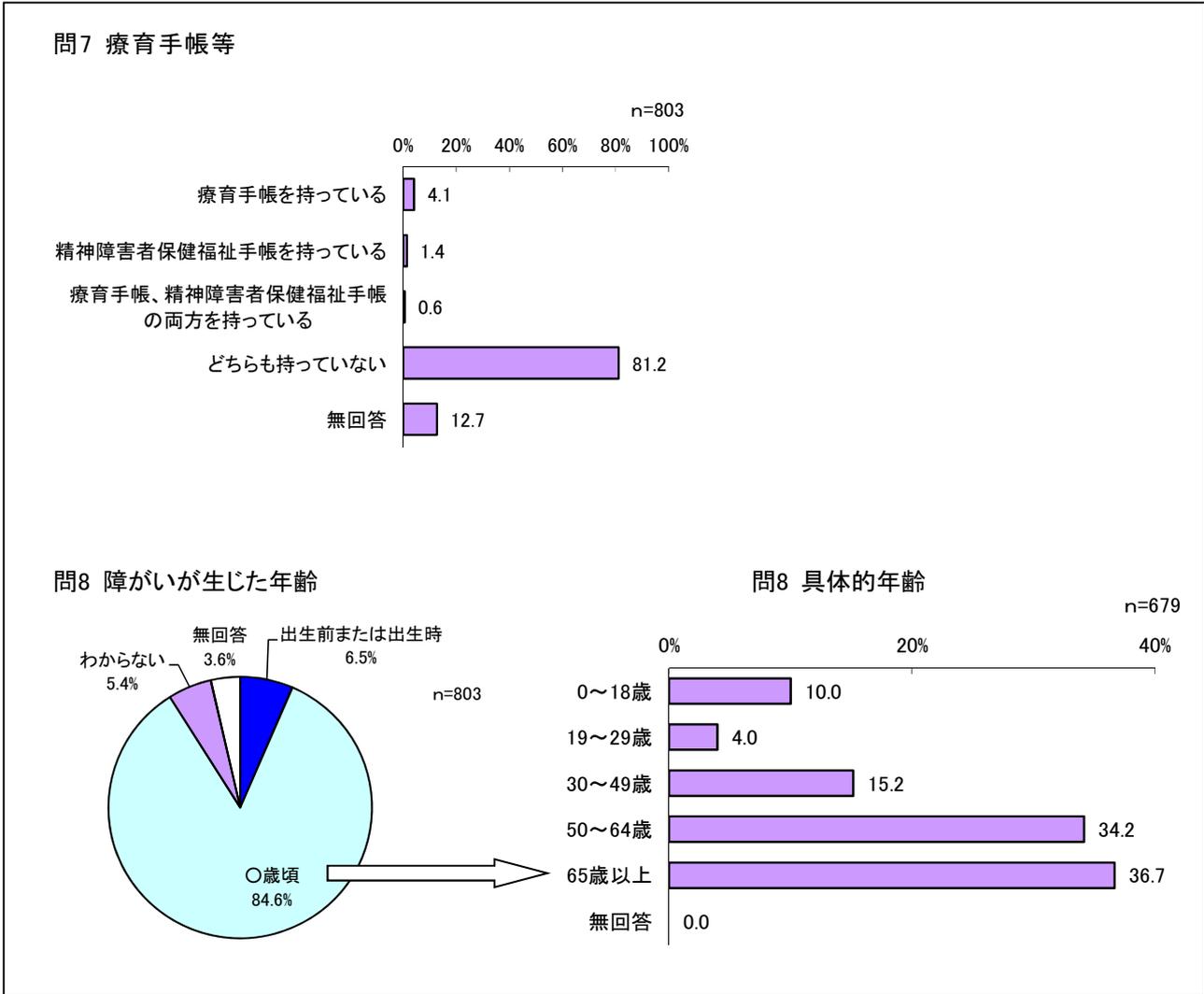


○身体障害者手帳の等級は、「1級」が33.6%で最も多く、次いで「4級」が25.3%、「2級」が15.9%、「3級」が14.4%となっている。なお、回答者の等級の構成比は、身体障害者手帳所持者全体の等級の構成比と概ね近似している。

○障がいの種類は、「肢体不自由」が50.4%で最も多く、次いで「心臓機能障がい」(21.4%)、「じん臓機能障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」(ともに9.7%)、「音声・言語、そしゃく機能障害」(7.8%)、「視覚障がい」(7.0%)と続いている。

○複数の種類の障がいがある人にとって、生活上最も不便を感じる障がいとして回答があった中では「肢体不自由」が4.4%で最も多くなっている。

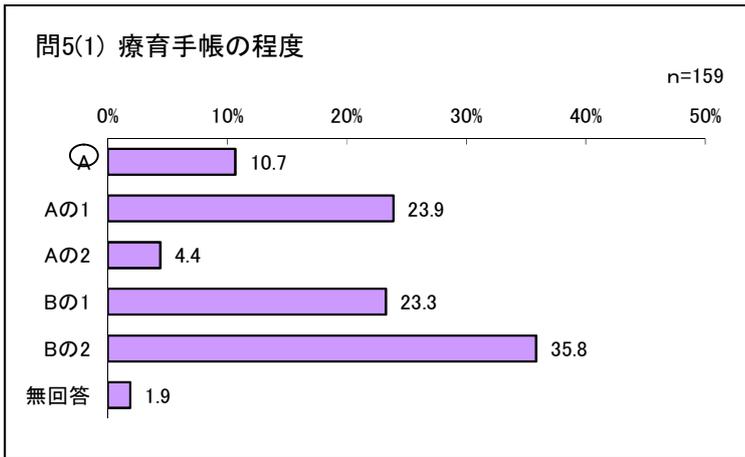
[身体障がい者]



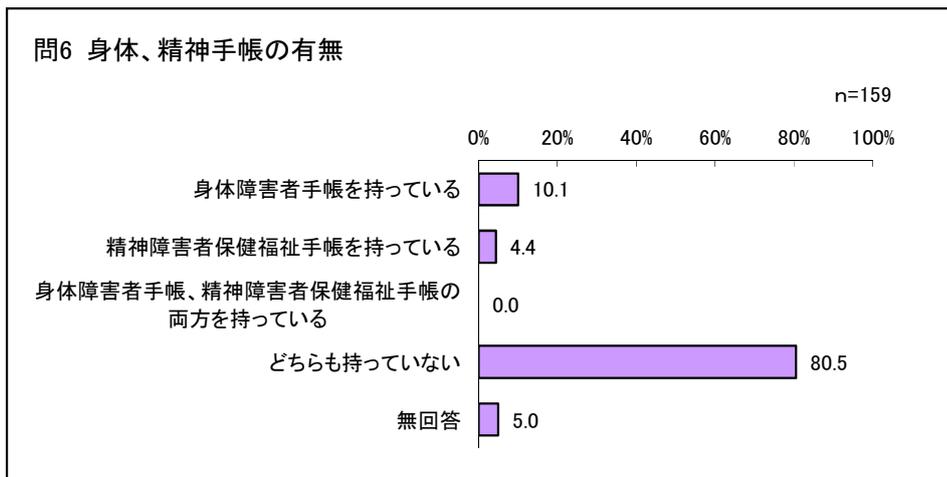
○療育手帳等の有無は、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の「どちらも持っていない」が81.2%で最も多く、次いで、「療育手帳を持っている」(4.1%)、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」(1.4%)と続いている。

○身体障がいが発生した時期については、出生後に発生した人の中では「65歳以上」が36.7%で最も多く、次いで「50～64歳」が34.2%となっている。

[知的障がい者]

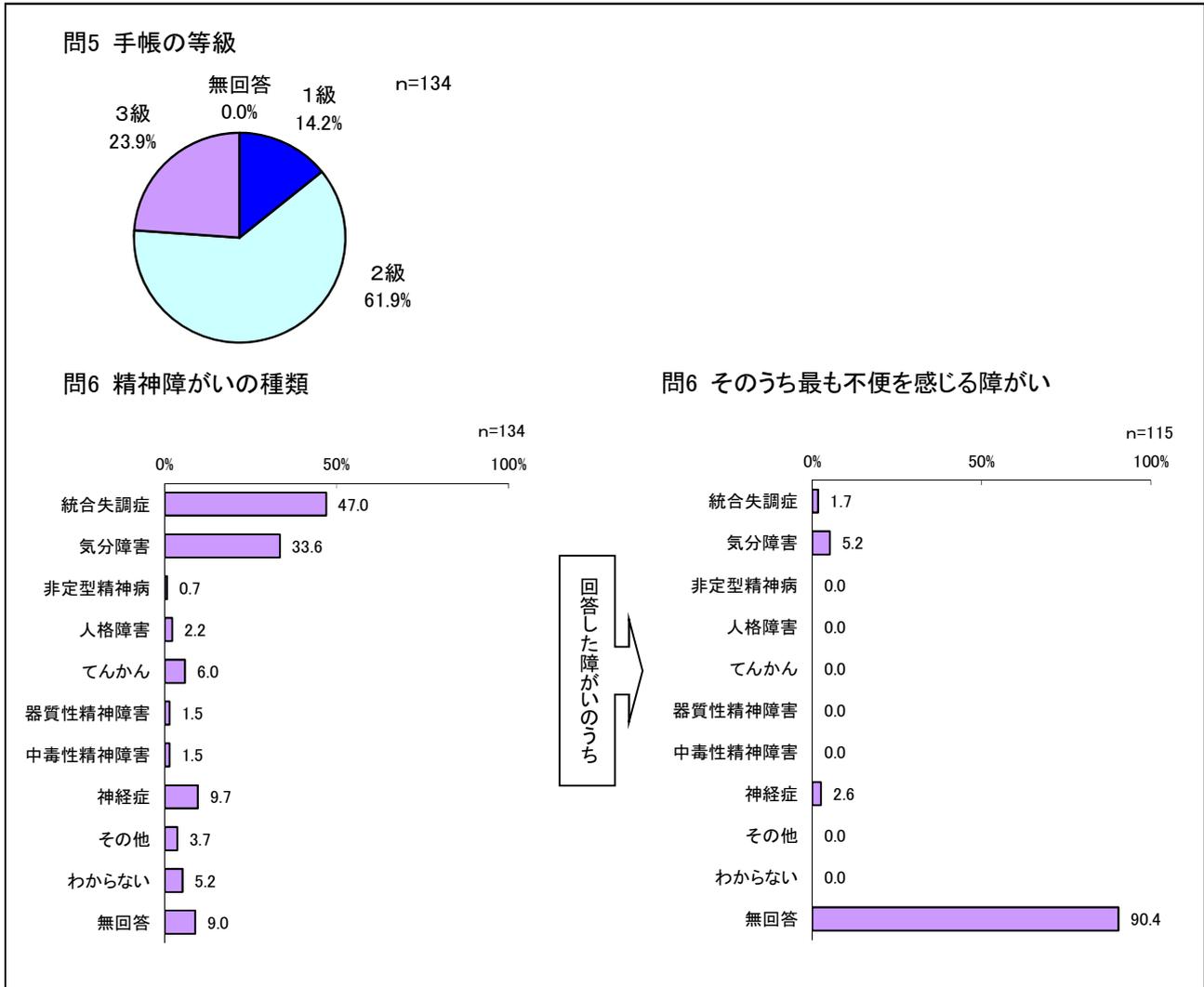


○療育手帳の障害程度は、「Bの2」が35.8%で最も多く、次いで「Aの1」(23.9%)、「Bの1」(23.3%)と続いている。なお、回答者の障害程度の構成比は、療育手帳所持者全体の障害程度の構成比に概ね近似しているが、Ⓐ(Ⓐの1~2を含む)については、回答者の障害程度の構成比は、療育手帳所持者全体に比べて、5%ほど低くなっている。



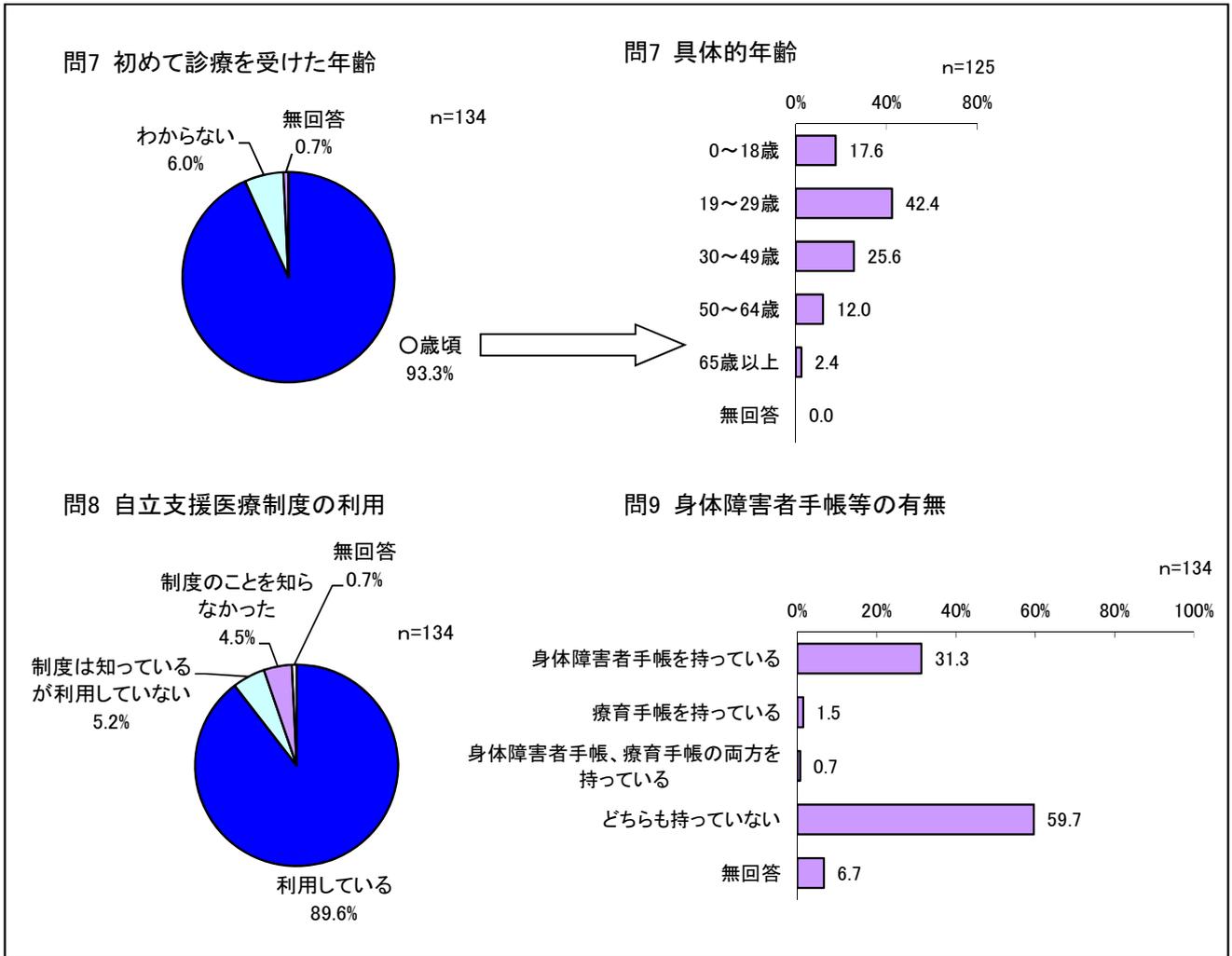
○知的障がい者では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の「どちらも持っていない」が80.5%で最も多く、次いで、「身体障害者手帳を持っている」(10.1%)、「精神障害者保健福祉手帳を持っている」(4.4%)と続いている。

[精神障がい者]



- 精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」が61.9%で最も多く、次いで「3級」(23.9%)、「1級」(14.2%)の順となっている。なお、回答者の等級の構成比は、精神障害者保健福祉手帳所持者全体の等級の構成比と概ね近似している。
- 精神障がいの種類では、「統合失調症」が47.0%で最も多く、「気分障害(そううつ病など)」(33.6%)、「神経症」(9.7%)がそれに続き多くなっている。
- 複数の種類の障がいがある人にとって、生活上最も不便を感じる障がいとして回答があった中では、「気分障害(そううつ病など)」が5.2%で最も多く、次いで「神経症」が2.6%となっている。

[精神障がい者]



- 精神障がいの人が、初めて精神科・神経科で診療を受けたのは「19～29歳」が42.4%で最も多く、次いで「30～49歳」が25.6%となっている。
- 自立支援医療制度の利用については、「利用している」が89.6%を占め、「制度は知っているが利用していない」が5.2%、「制度のことを知らなかった」が4.5%となっている。
- 身体障害者手帳等の有無で最も多いのは、身体障害者手帳、療育手帳を「どちらも持っていない」(59.7%)であり、次いで、「身体障害者手帳を持っている」(31.3%)、「療育手帳を持っている」(1.5%)と続いている。

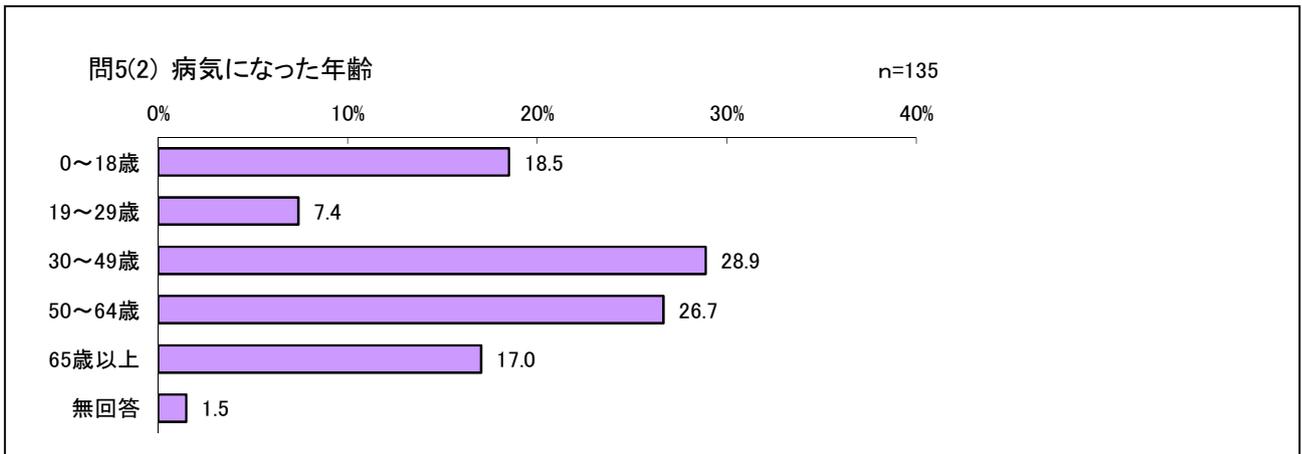
[難病患者]

問5(1) 病気の種類

病名	人数 (単位:人)	%
潰瘍性大腸炎	28	20.7%
パーキンソン病	14	10.4%
全身性エリテマトーデス	10	7.4%
皮膚筋炎	5	3.7%
もやもや病	5	3.7%
強皮症	4	3.0%
重症筋無力症	4	3.0%
特発性血小板減少性紫斑病	4	3.0%
ベーチェット病	4	3.0%
関節リウマチ	3	2.2%
クローン病	3	2.2%
原発性胆汁性肝硬変	3	2.2%
再生不良性貧血	3	2.2%
広範脊柱管狭窄症	2	1.5%
特発性拡張型心筋症	2	1.5%
成長ホルモン分泌不全症	2	1.5%
膠原病	2	1.5%
IgA腎症	1	0.7%
IgG4関連疾患	1	0.7%
エーラス・ダンロス症候群	1	0.7%
黄色靭帯骨化症	1	0.7%
下垂体前葉機能低下症	1	0.7%
結節性多発動脈炎	1	0.7%
顕微鏡的多発血管炎	1	0.7%
後縦靭帯骨化症	1	0.7%
骨形成不全症	1	0.7%
三尖弁閉鎖症	1	0.7%
シェーグレン症候群	1	0.7%
脊髄小脳変性症	1	0.7%
脊髄性筋萎縮症	1	0.7%
全身型若年性特発性関節炎	1	0.7%
多系統萎縮症	1	0.7%
視神経脊髄炎	1	0.7%
多発性硬化症	1	0.7%
天疱瘡	1	0.7%
特発性間質性肺炎	1	0.7%
特発性大腿骨頭壊死症	1	0.7%
バーンジャー病	1	0.7%
肥大型心筋症	1	0.7%
網膜色素変性症	1	0.7%
両大血管右室起始症	1	0.7%
1型糖尿病	1	0.7%
下垂体腺腫	1	0.7%
急性リンパ性白血病	1	0.7%
血友病	1	0.7%
先天性心疾患	1	0.7%
先天性甲状腺機能低下症	1	0.7%
僧帽弁閉鎖不全症	1	0.7%
低身長症・内分泌疾患	1	0.7%
内分泌疾患	1	0.7%
軟骨異栄養症	1	0.7%
慢性腎炎	1	0.7%
先天性副腎皮質過形成	1	0.7%
ハント症候群	1	0.7%
無回答	5	3.7%
全体	135	100.0%

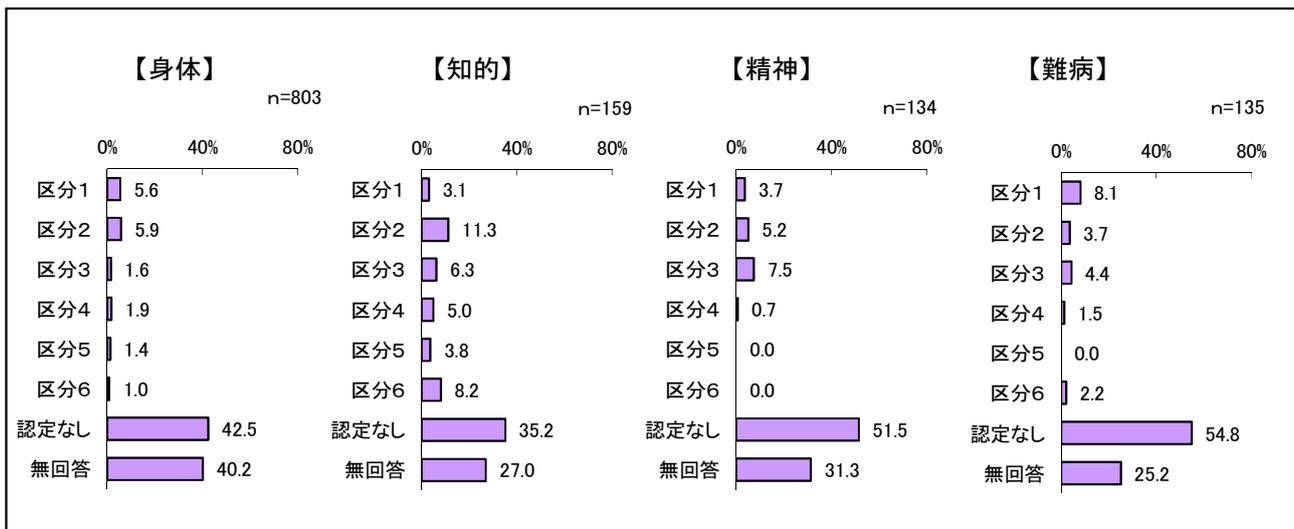
○難病の種類は、「潰瘍性大腸炎」が20.7%で最も多く、次いで「パーキンソン病」(10.4%)、「全身性エリテマトーデス」(7.4%)、「皮膚筋炎」、「もやもや病」(ともに3.7%)と続いている。

[難病患者]



○難病にり患した年齢は、「30~49歳」が28.9%、「50~64歳」が26.7%、「0~18歳」が18.5%の順で多く、中年層以降の年代が過半数を占めている。

(6) 障害支援区分

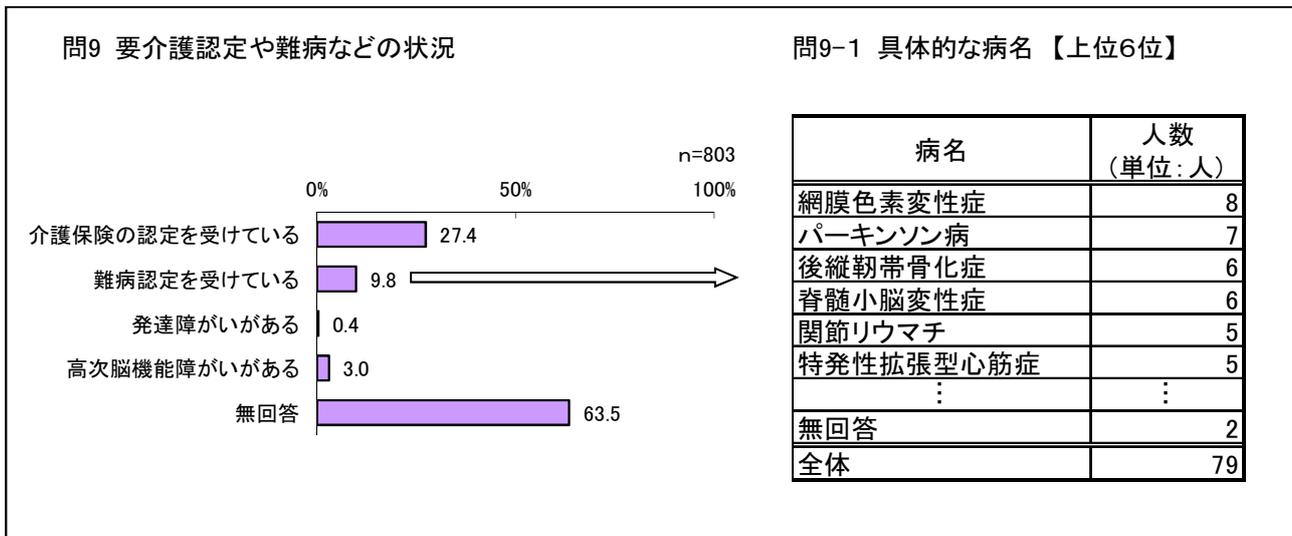


○障害支援区分は、いずれの障がい・病気でも「認定を取っていない」がそれぞれ42.5%、35.2%、51.5%、54.8%と最も多い。

○障害支援区分のある人については、身体障がい者と知的障がい者は「区分2」が最も多く、前者が5.9%、後者が11.3%となっている。精神障がい者は「区分3」(7.5%)、難病患者は「区分1」(8.1%)がそれぞれ多くなっている。

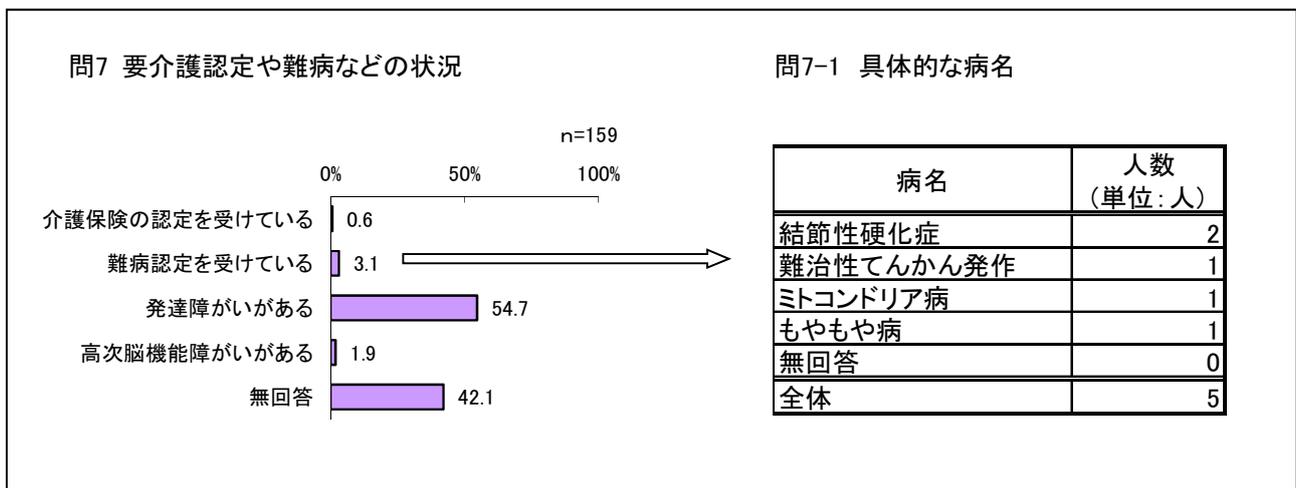
(7) 介護認定等の状況

[身体障がい者]



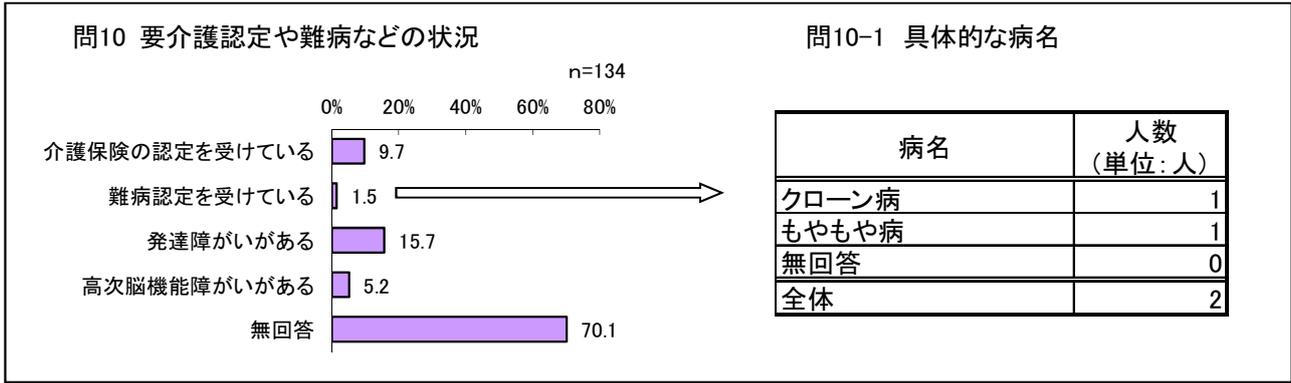
○要介護認定や難病などの状況について、回答があった中では、「介護保険の認定を受けている」が全体の4分の1以上を占め最も多く、続いて「難病（特定疾患）認定を受けている」が9.8%で多くなっている。難病（特定疾患）認定を受けている人の中で最も多かった病名は「網膜色素変性症」で、79人中8人の回答があった。次いで、「パーキンソン病」が同7人、「後縦靭帯骨化症」と「脊髄小脳変性症」がそれぞれ同6人、「関節リウマチ」と「特発性拡張型心筋症」がそれぞれ同5人となっている。

[知的障がい者]



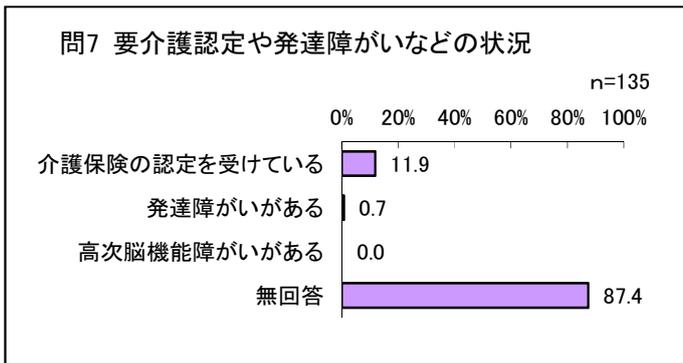
○要介護認定や難病などの状況について、回答があった中では、「発達障がいがある」が54.7%であり、続く「難病（特定疾患）認定を受けている」（3.1%）、「高次脳機能障がいがある」（1.9%）などと比べて大幅に多くなっている。また、難病（特定疾患）認定を受けていると回答した人は5人であり、その内訳は「結節性硬化症」が2人、「難治性てんかん発作」、「ミトコンドリア病」、「もやもや病」が各1人となっている。

[精神障がい者]



○要介護認定や難病などの状況について、回答があった中では、「発達障がいがある」が15.7%で最も多く、「介護保険の認定を受けている」(9.7%)、「高次脳機能障がいがある」(5.2%)が続いて多くなっている。また、難病(特定疾患)認定を受けていると回答した人は2人であり、病名はそれぞれ「クローン病」、「もやもや病」となっている。

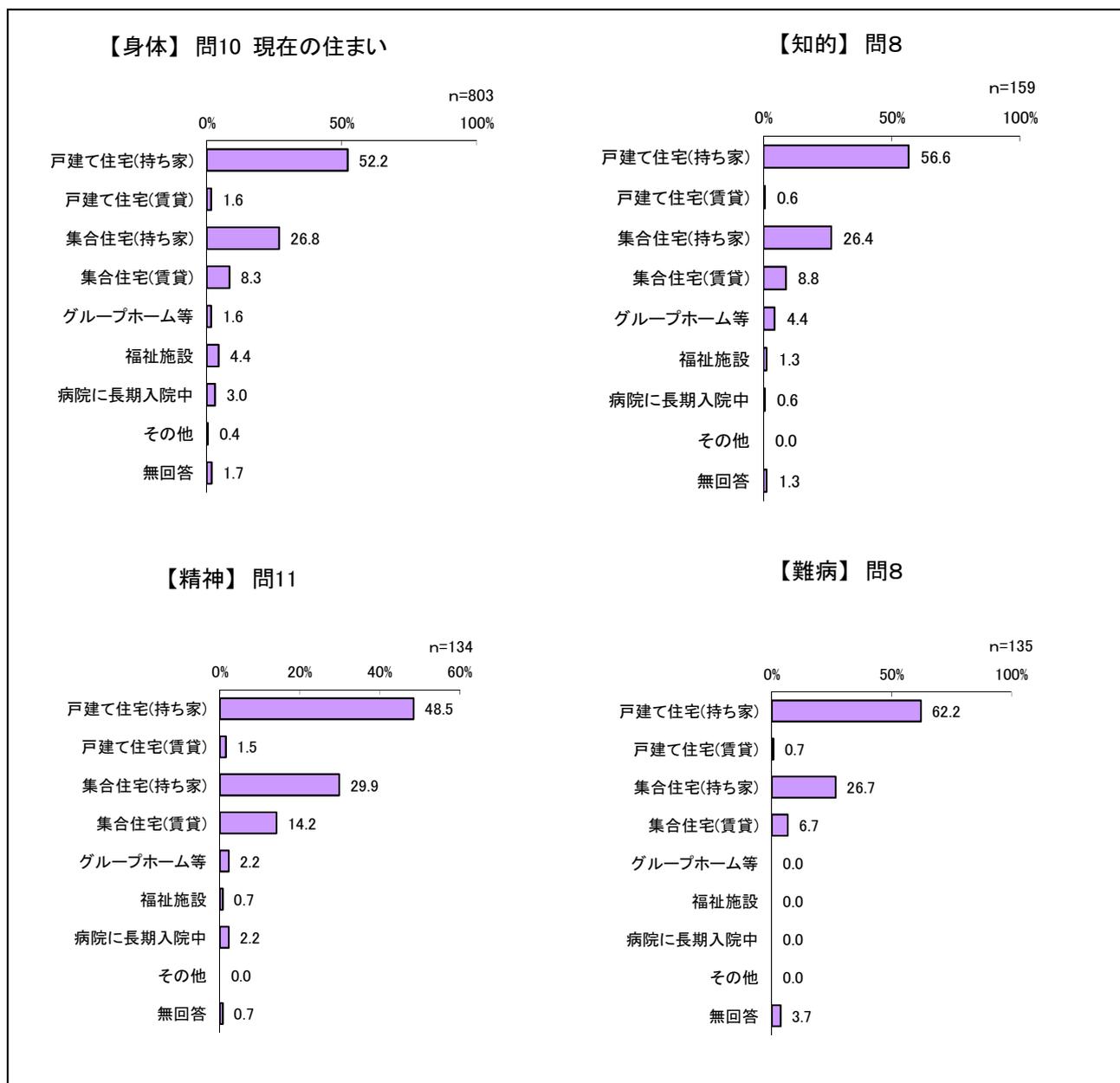
[難病患者]



○要介護認定や発達障がいなどの状況について、回答があった中では、「要介護認定を受けている」が11.9%で最も多く、次いで「発達障がいがある」(0.7%)となっている。

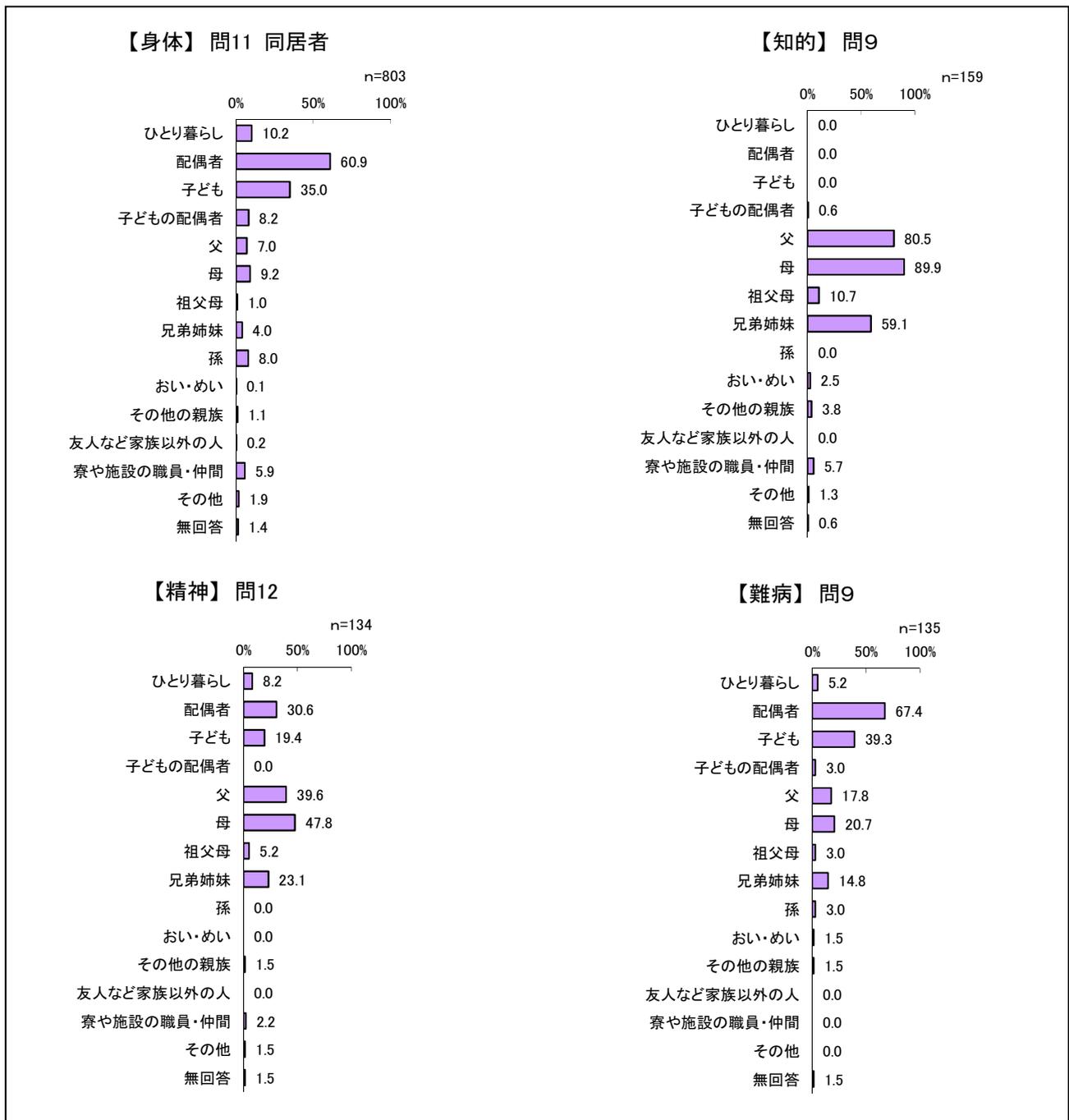
2 暮らしの状況

(1) 住まい



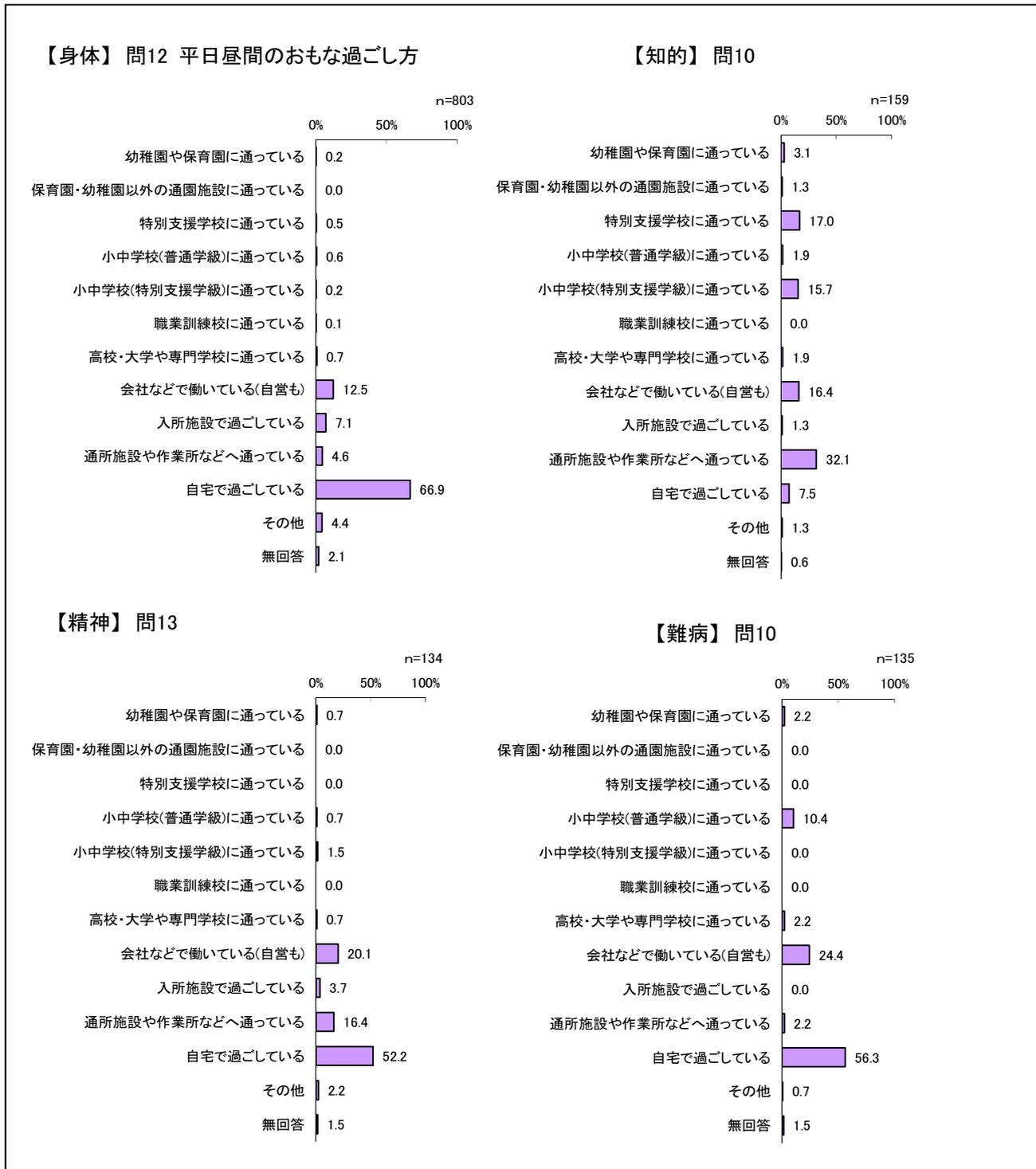
○住まいは、いずれの障がい・病気でも「戸建て住宅(持ち家)」が最も多く(身体:52.2%、知的:56.6%、精神:48.5%、難病:62.2%)、次いで多い回答も「集合住宅(持ち家)」(身体:26.8%、知的:26.4%、精神:29.9%、難病:26.7%)と共通しており、「持ち家」に住んでいる人は、それぞれ全体の7割~8割台を占めている。また、知的障がい者は、他のカテゴリーに比べて、「グループホーム等」に住んでいる人が多くなっている。

(2) 同居者



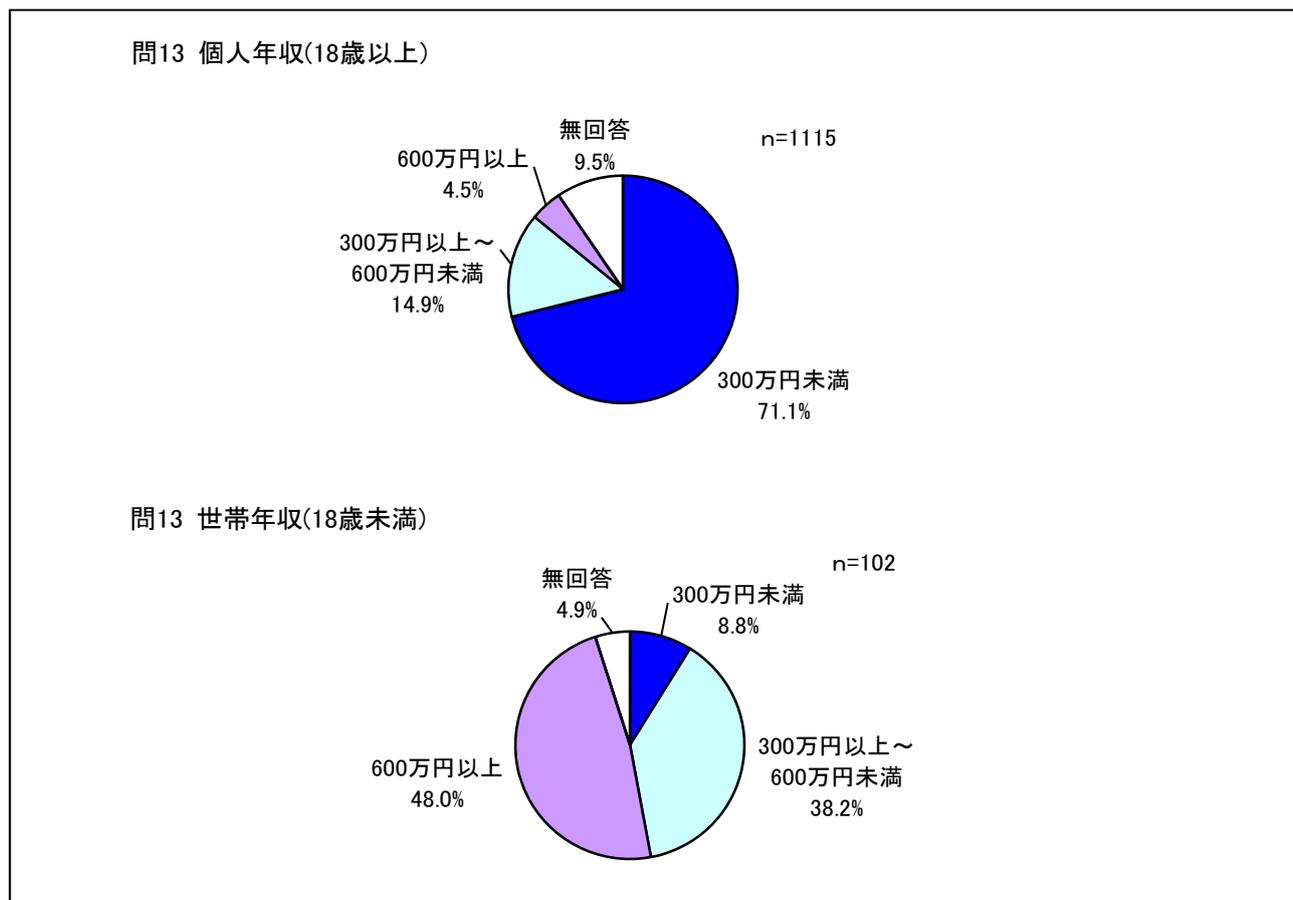
○一緒に暮らしている人は、身体障がい者、難病患者は「配偶者（妻・夫）」が6割以上を占めて最も多く、次いで「子ども」がともに3割台で多くなっている。一方、知的障がい者と精神障がい者では、「母」が最も多く（それぞれ89.9%、47.8%）、次いで「父」（それぞれ80.5%、39.6%）が多くなっている。また、身体障がい者と知的障がい者においては、他のカテゴリーより「寮や施設の職員・仲間」と同居している割合が大きい(それぞれ5.9%、5.7%)。

(3) 日中の過ごし方



○平日昼間の主な過ごし方については、身体障がい者、精神障がい者、難病患者では、「自宅で過ごしている」がそれぞれ66.9%、52.2%、56.3%となっており、最も多い。知的障がい者では、「通所施設や作業所などへ通っている」が32.1%で最も多くなっている。また難病患者では、「会社などで働いている（自営も）」が24.4%であり、他の障害と比べて最も多い割合となっている。

(4) 本人の年収額(18歳未満は、世帯の年収額)



○本人の年収額(18歳以上)は、「300万円未満」が71.1%と最も多く、次いで「300万円以上～600万円未満」(14.9%)が多くなっている。

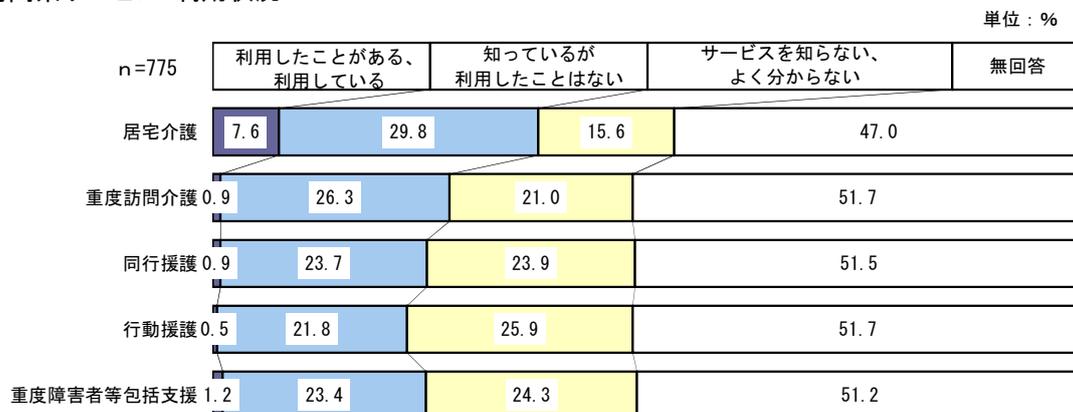
また、世帯の年収額(18歳未満)は「600万円以上」(48.0%)が最も多く、次いで「300万円以上～600万円未満」(38.2%)となっている。

3 福祉サービス

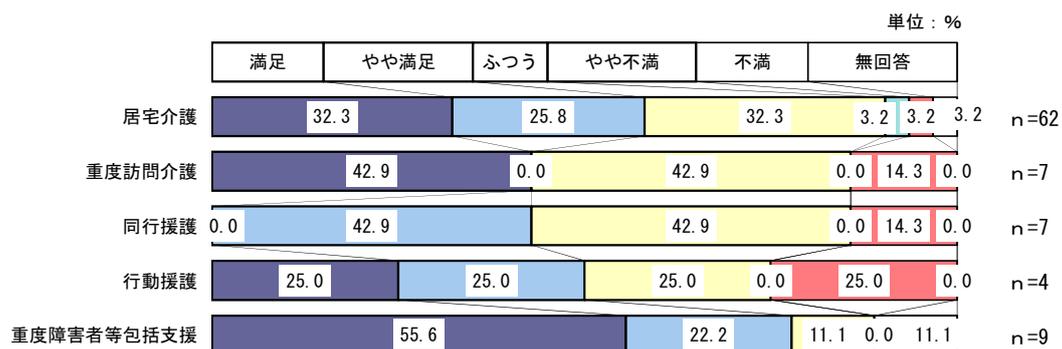
(1) 福祉サービスの利用状況および満足度等

[身体障がい者]

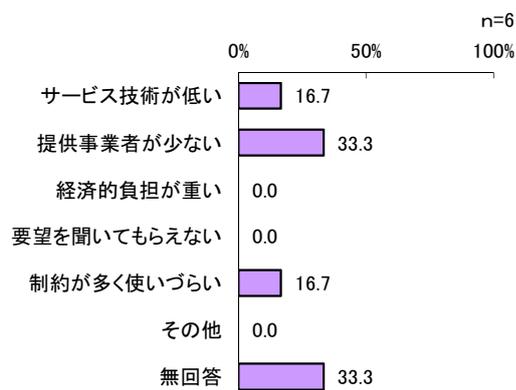
①訪問系サービス-利用状況



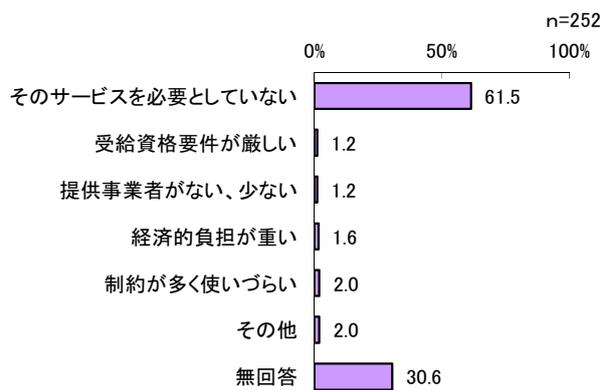
①訪問系サービス-満足度



①訪問系サービス-不満がある理由



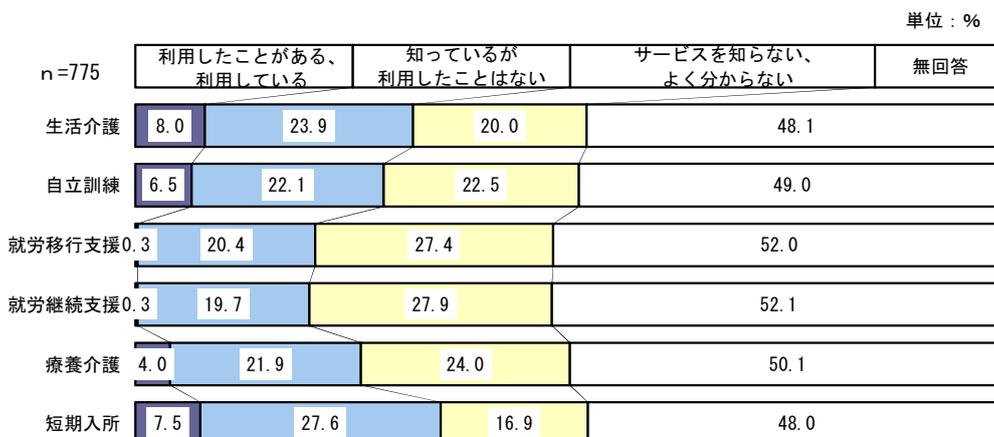
①訪問系サービス-利用しない理由



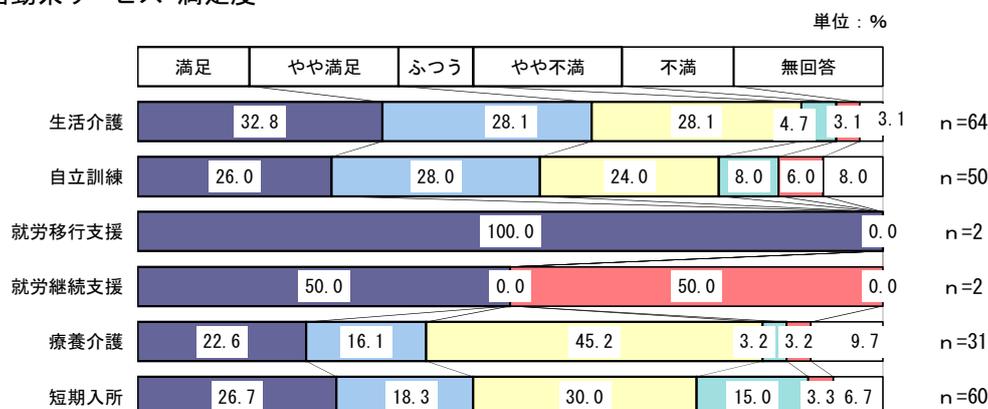
○訪問系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「居宅介護」(7.6%)である。訪問系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」(6人中2人、33.3%)であった。また、訪問系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、

「そのサービスを必要としていない」(61.5%)が最も多くなっている。

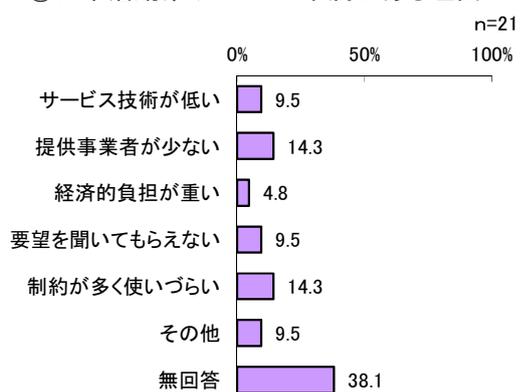
②日中活動系サービス-利用状況



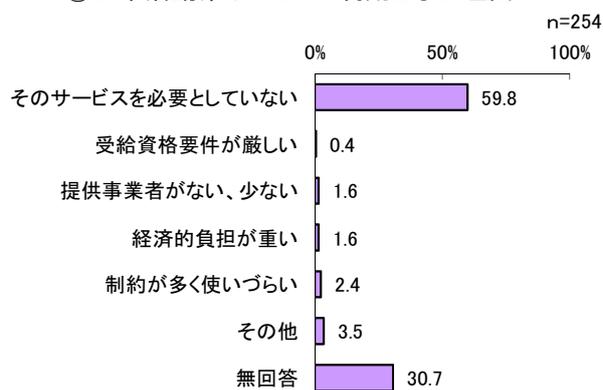
②日中活動系サービス-満足度



②日中活動系サービス-不満がある理由



②日中活動系サービス-利用しない理由



○日中活動系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「生活介護」(8.0%)である。日中活動系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」と「制約が多く使いづらい」(ともに21人中3人、14.3%)であった。また、日中活動系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」が59.8%と最も多く、次いで「その他」(3.5%)、「制約が多く使いづらい」(2.4%)となっている。

③居住系サービス-利用状況

単位：%

	利用したことがある、 利用している	知っているが 利用したことはない	サービスを知らない、 よく分からない	無回答
n=775 共同生活援助	2.6	25.8	22.5	49.2
施設入所支援	4.3	22.6	24.4	48.8

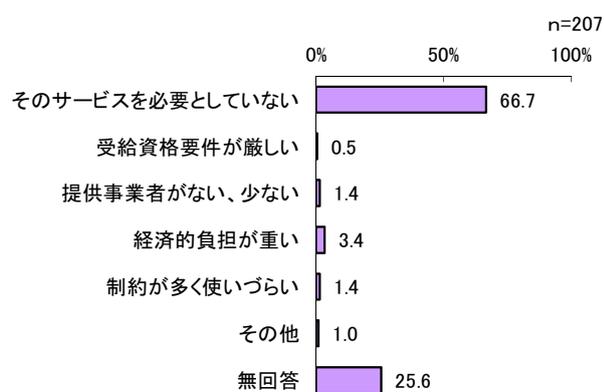
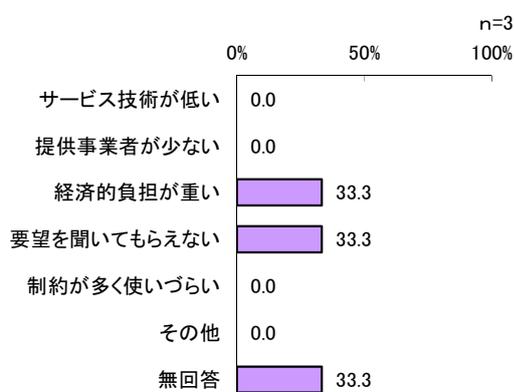
③居住系サービス-満足度

単位：%

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無回答
共同生活援助 n=21	33.3	28.6	28.6	0.0	4.8	4.8
施設入所支援 n=34	38.2	14.7	32.4	8.8	0.0	5.9

③居住系サービス-不満がある理由

③居住系サービス-利用しない理由



○居住系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「共同生活援助」が2.6%、「施設入所支援」が4.2%となっている。居住系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「経済的負担が重い」と「要望を聞いてもらえない」（ともに3人中1人、33.3%）であった。また、居住系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」が66.7%で最も多く、次いで、「経済的負担が重い」（3.4%）となっている。

④相談支援-利用状況

単位：%

n=775	利用したことがある、 利用している	知っているが 利用したことはない	サービスを知らない、 よく分からない	無回答
計画相談支援	10.8	16.3	26.7	46.2
地域移行支援	1.4	17.3	31.0	50.3
地域定着支援	1.8	18.1	30.7	49.4

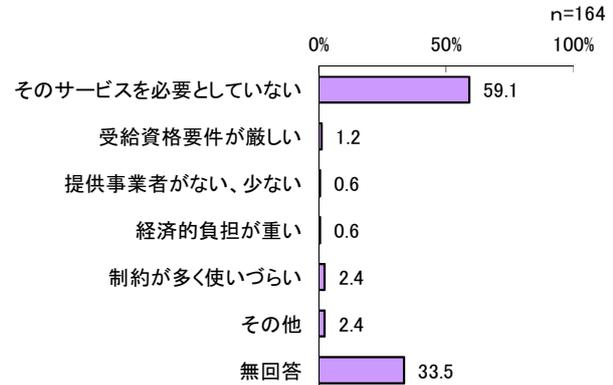
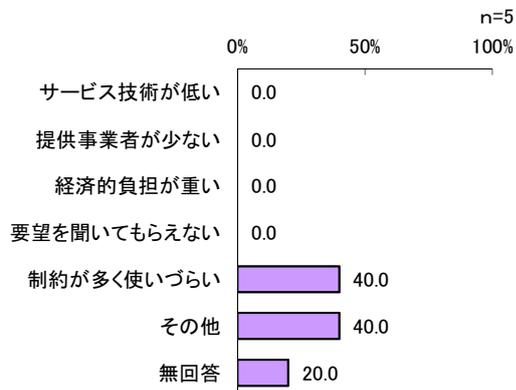
④相談支援-満足度

単位：%

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無回答	
計画相談支援	40.9	18.2	26.1	4.5	1.1	9.1	n=88
地域移行支援	41.7	8.3	41.7	0.0	8.3		n=12
地域定着支援	28.6	21.4	14.3	0.0	35.7		n=14

④相談支援-不満がある理由

④相談支援-利用しない理由

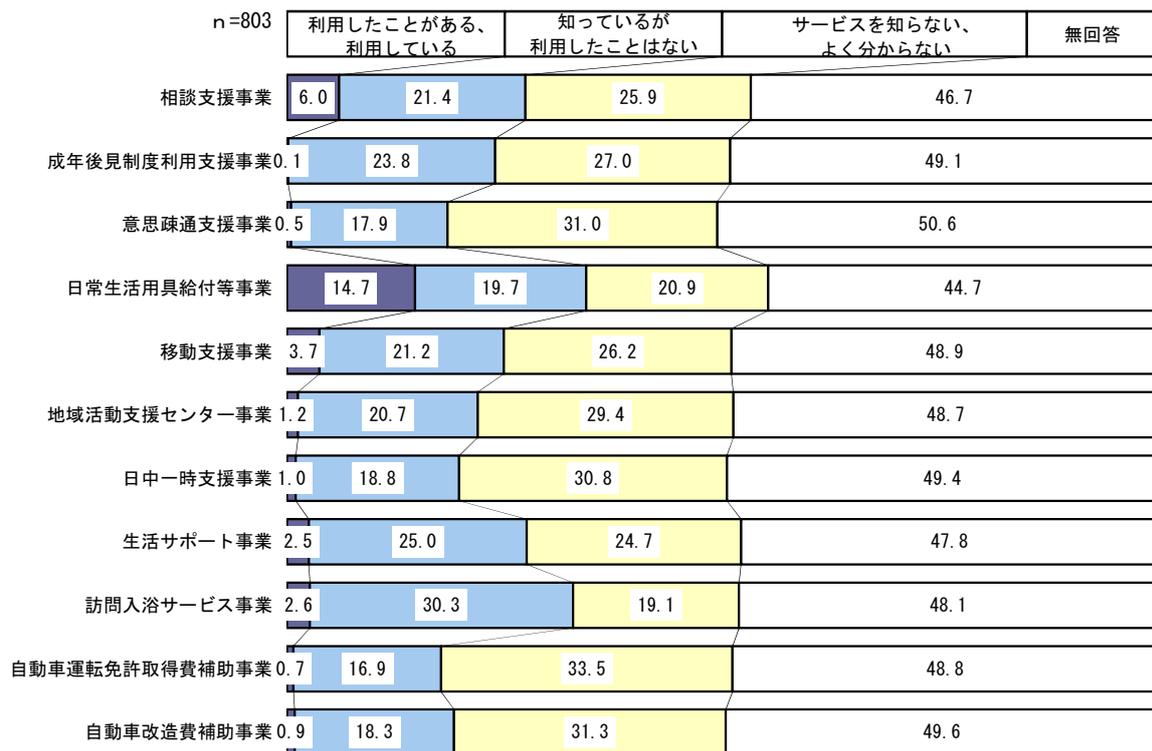


○相談支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「計画相談支援」が11.0%、「地域移行支援」が1.5%、「地域定着支援」が1.7%となっている。相談支援のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「制約が多く使いづらい」と「その他」（ともに5人中2人、40.0%）であった。

また、相談支援のサービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」が59.1%と最も多く、次いで「制約が多く使いづらい」と「その他」（ともに2.4%）となっている。

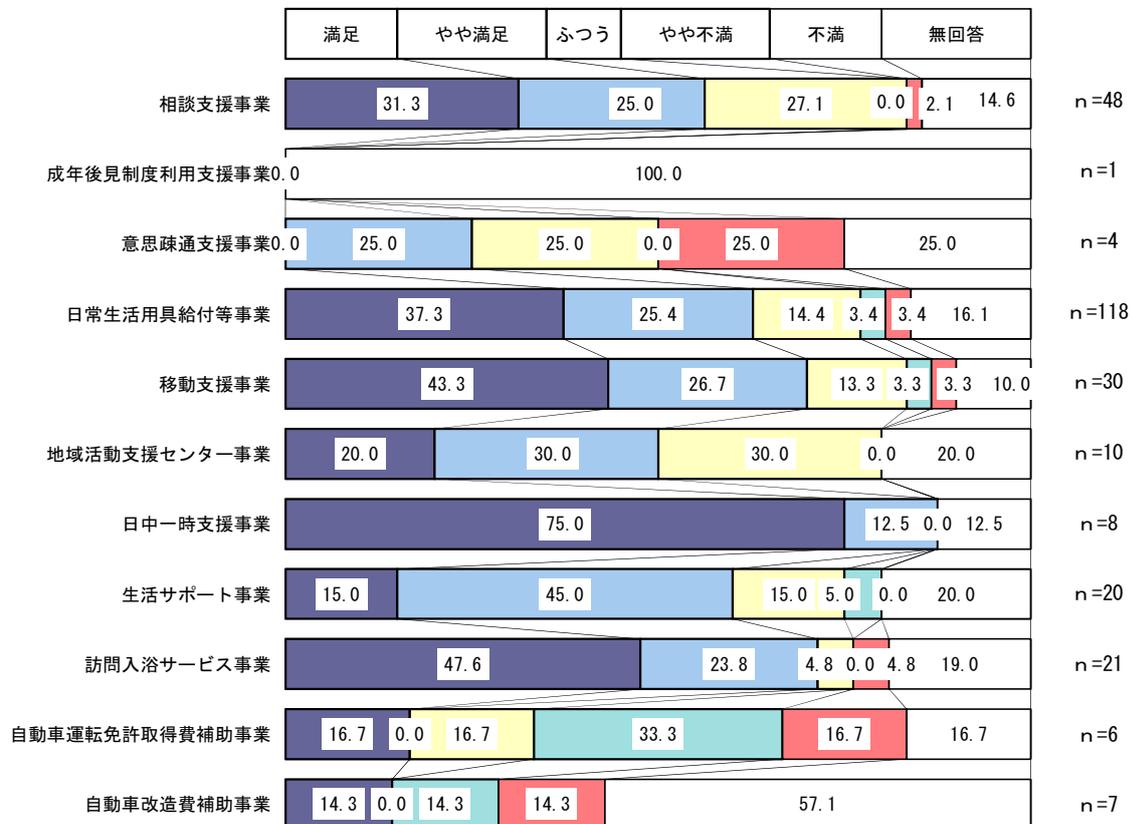
⑤地域生活支援事業-利用状況

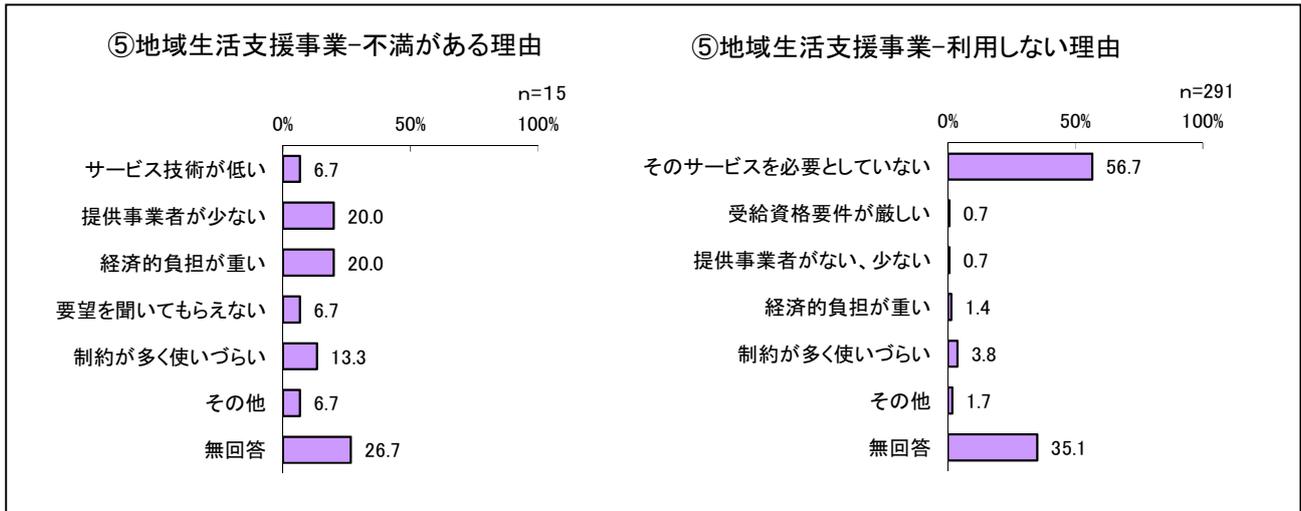
単位：%



⑤地域生活支援事業-満足度

単位：%



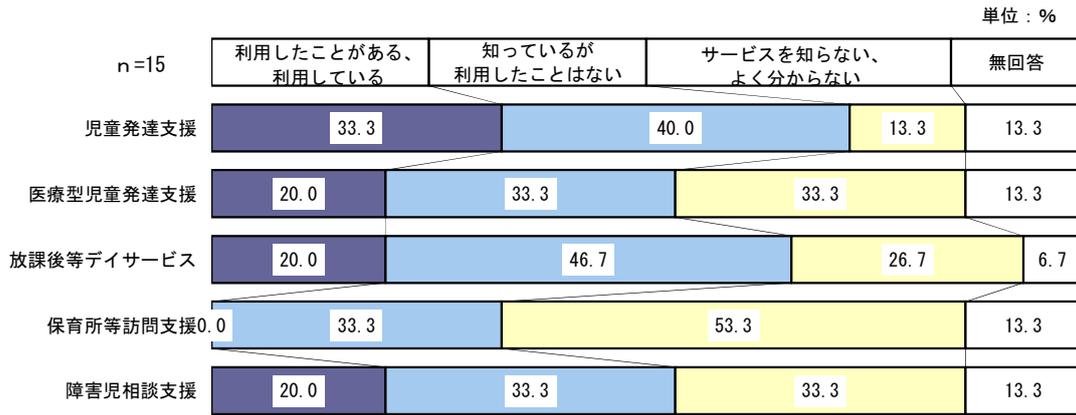


○地域生活支援事業のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「日常生活用具給付等事業」(14.7%)である。

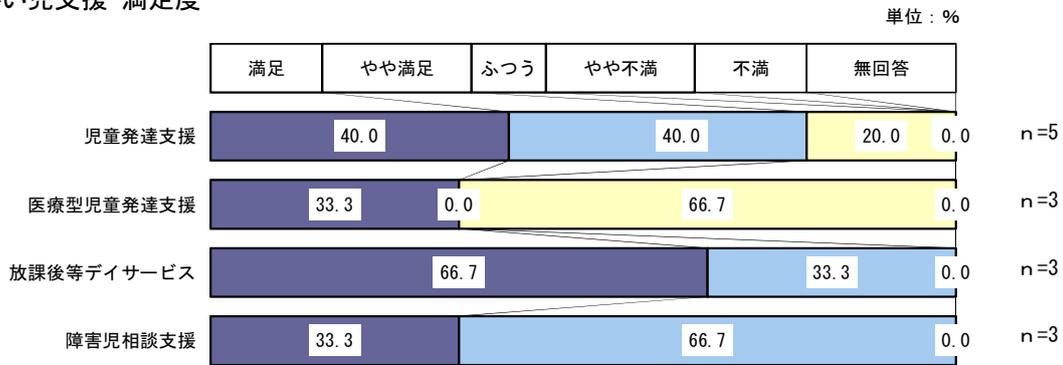
地域生活支援事業のいずれかのサービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」と「経済的負担が重い」(ともに15人中3人、20.0%)であった。

また、地域生活支援事業を「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」が56.7%で最も多く、次いで「制約が多く使いづらい」(3.8%)、「その他」(1.7%)と続いている。

⑥障がい児支援-利用状況

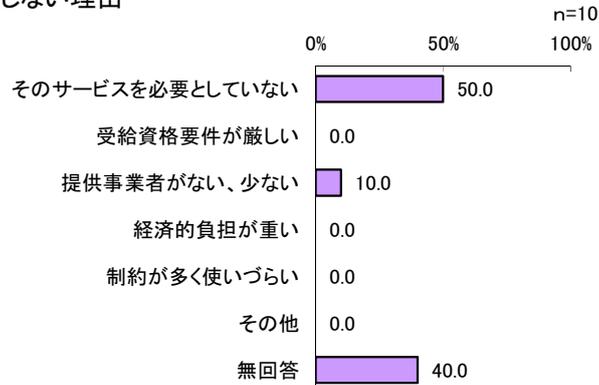


⑥障がい児支援-満足度



※「保育所等訪問支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

⑥障がい児支援-利用しない理由



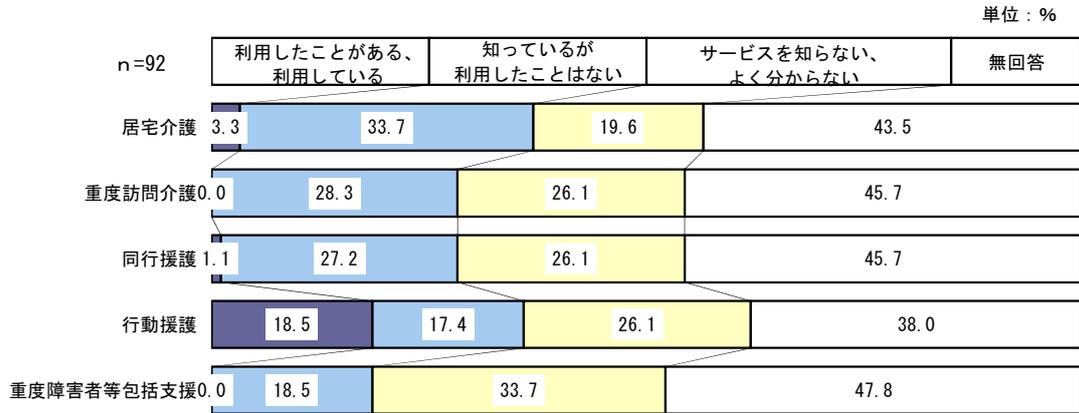
○障がい児支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「児童発達支援」（15人中5人、33.3%）である。

障がい児支援については、「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。

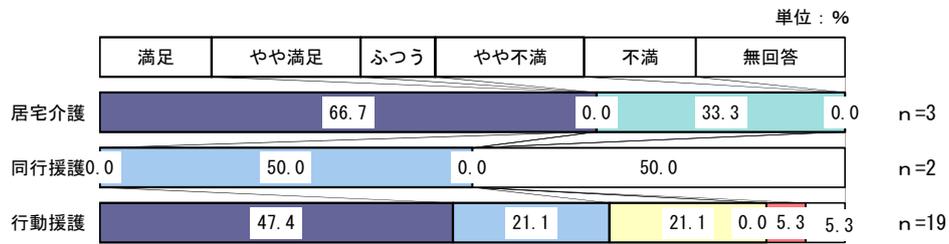
また、障がい児支援を「知っているのに利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」が（10人中5人、50.0%）で最も多く、次いで「提供事業者がない、少ない」（同1人、10.0%）となっている。

[知的障がい者]

①訪問系サービス-利用状況

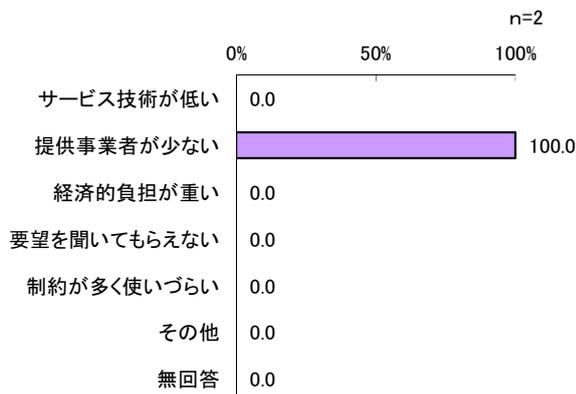


①訪問系サービス-満足度

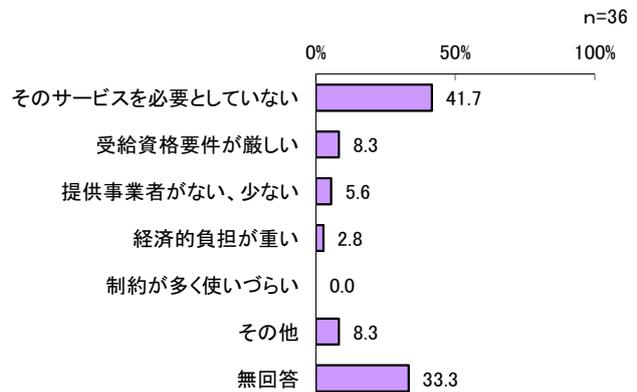


※「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

①訪問系サービス-不満がある理由



①訪問系サービス-利用しない理由



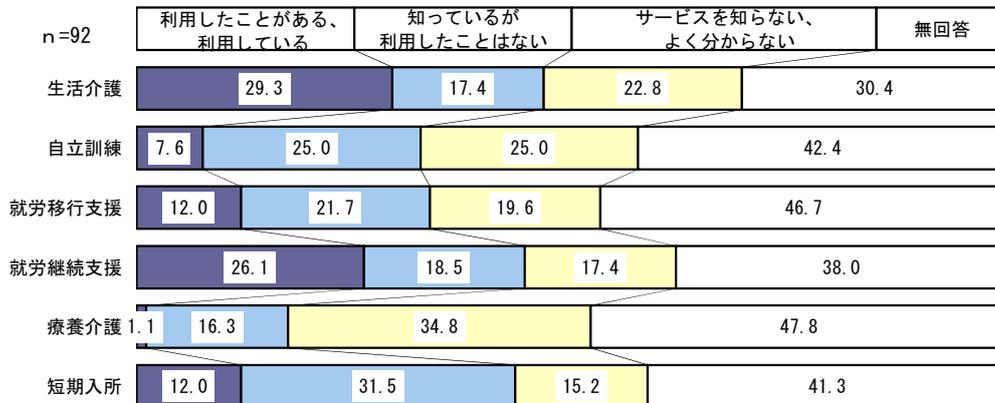
○訪問系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「行動援護」(11.9%)である。

訪問系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「提供事業者が少ない」(2人中2人、100%)であった。

また、訪問系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(36人中15人、41.7%)が最も多く、次いで「受給資格要件が厳しい」と「その他」(ともに同3人、8.3%)、「提供事業者がない、少ない」(同2人、1.9%)と続いている。

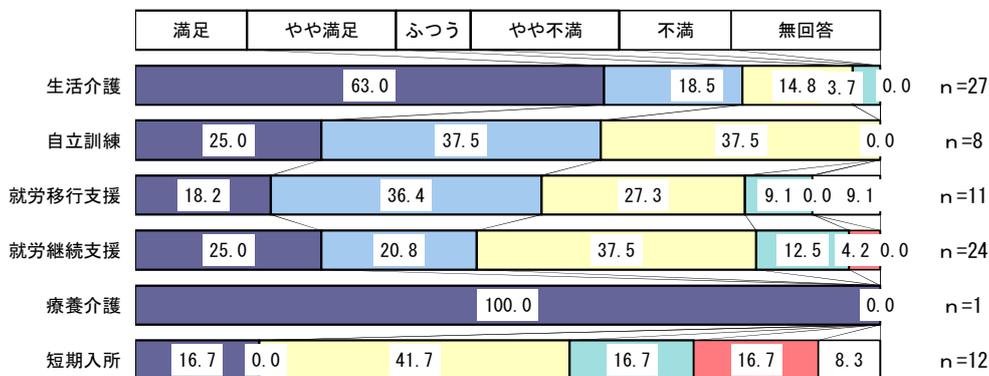
②日中活動系サービス-利用状況

単位：%



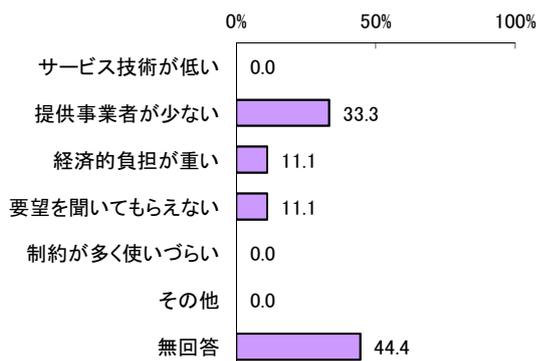
②日中活動系サービス-満足度

単位：%



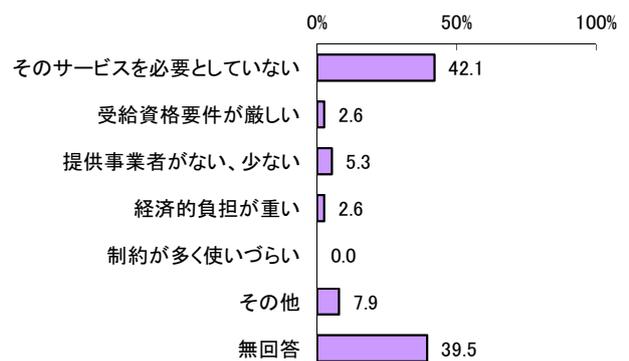
②日中活動系サービス-不満がある理由

n=9



②日中活動系サービス-利用しない理由

n=38

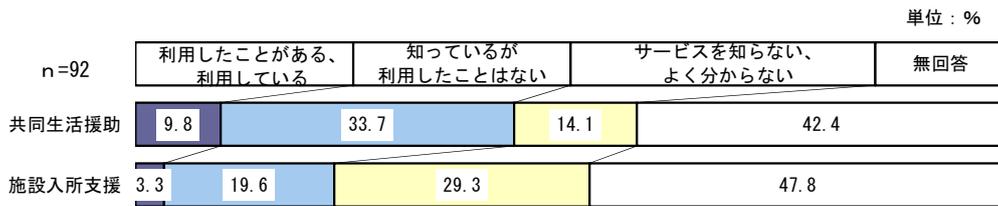


○日中活動系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「生活介護」(17.0%)である。

日中活動系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」(9人中3人、33.3%)であった。

また、日中活動系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(38人中16人、42.1%)が最も多くなっている。

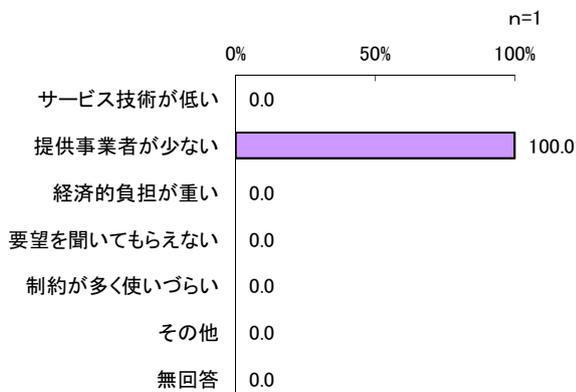
③居住系サービス-利用状況



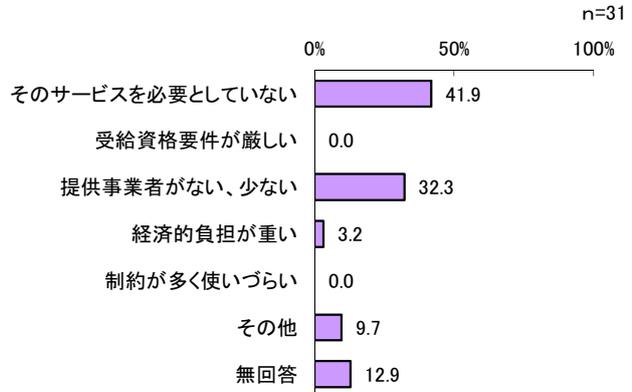
③居住系サービス-満足度



③居住系サービス-不満がある理由



③居住系サービス-利用しない理由



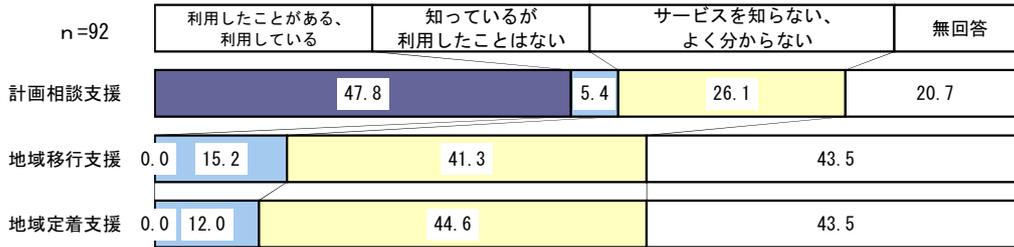
○居住系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「共同生活援助」が5.7%、「施設入所支援」が1.9%となっている。

居住系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「提供事業者が少ない」（1人中1人、100.0%）であった。

また、居住系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としない」（31人中13人、41.9%）が最も多く、次いで「提供事業者がない、少ない」（同10人、32.3%）となっている。

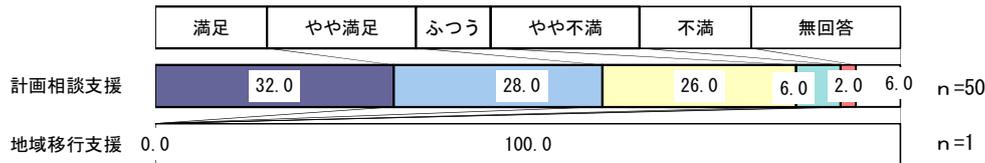
④相談支援-利用状況

単位：%



④相談支援-満足度

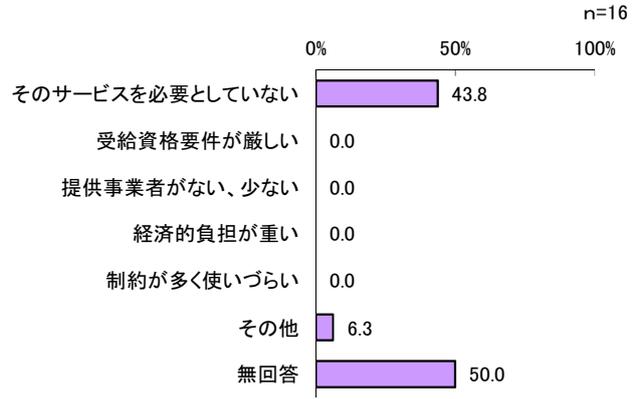
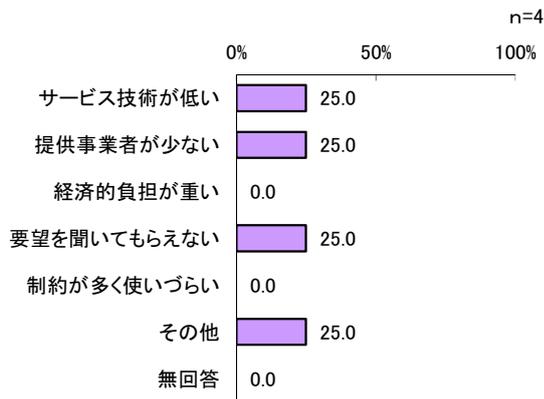
単位：%



※「地域定着支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

④相談支援-不満がある理由

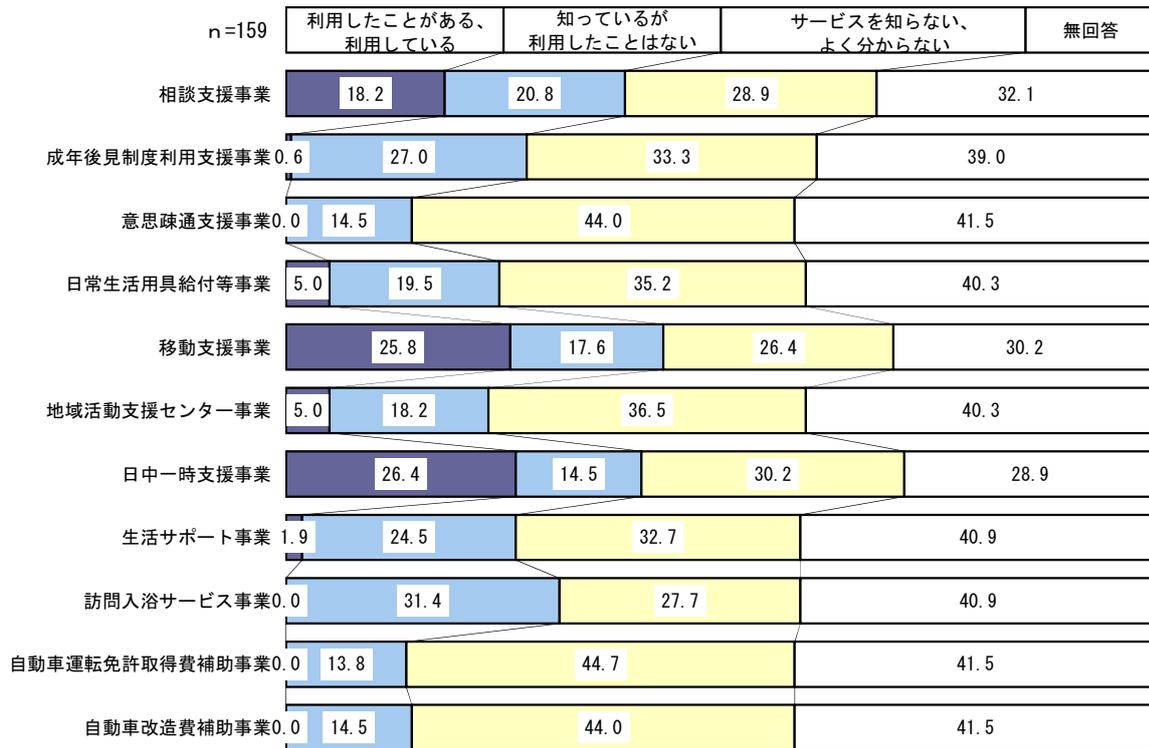
④相談支援-利用しない理由



○相談支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「計画相談支援」が31.4%、「地域移行支援」が0.6%となっている。
 相談支援のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「サービス技術が低い」、「提供事業者が少ない」、「要望を聞いてもらえない」、「その他」（それぞれ4人中1人、0.6%）であった。
 また、相談支援のサービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」（16人中6人、43.8%）が最も多くなっている。

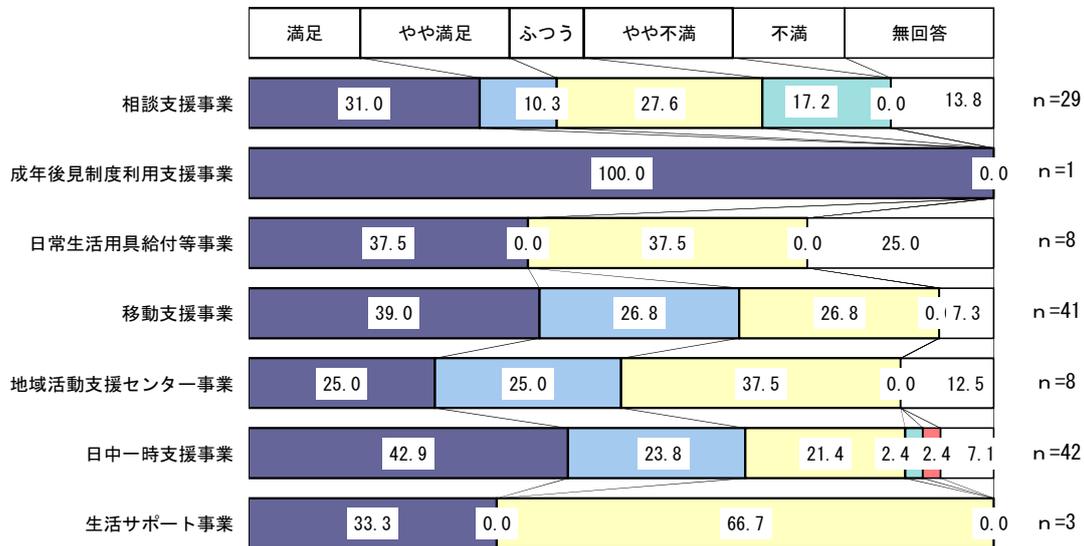
⑤地域生活支援事業-利用状況

単位：%

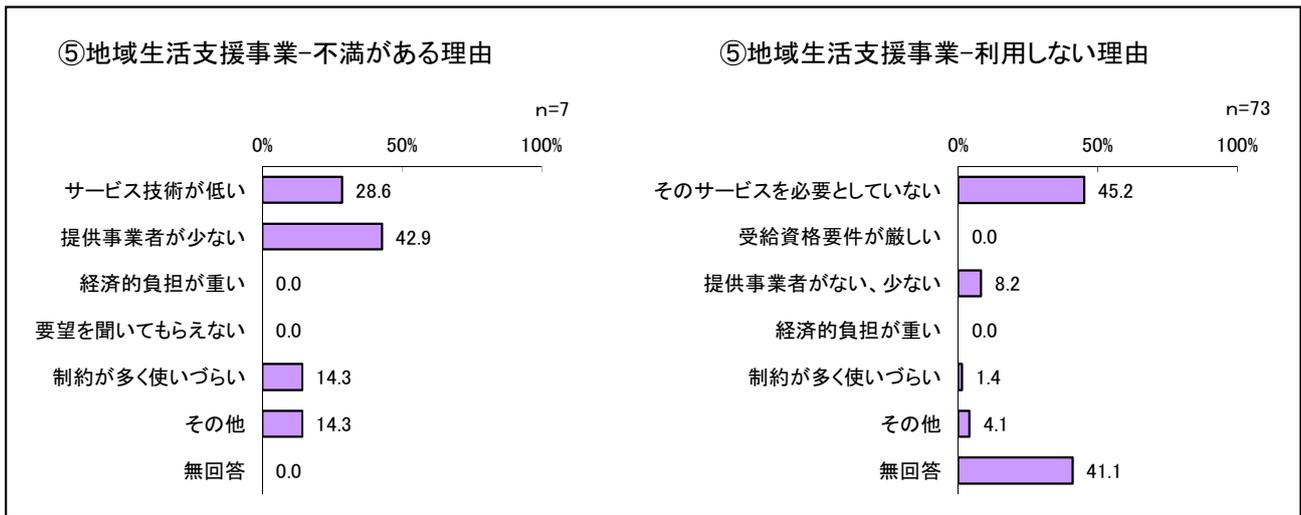


⑤地域生活支援事業-満足度

単位：%



※「意思疎通支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「自動車運転免許取得費補助事業」、「自動車改造費補助事業」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

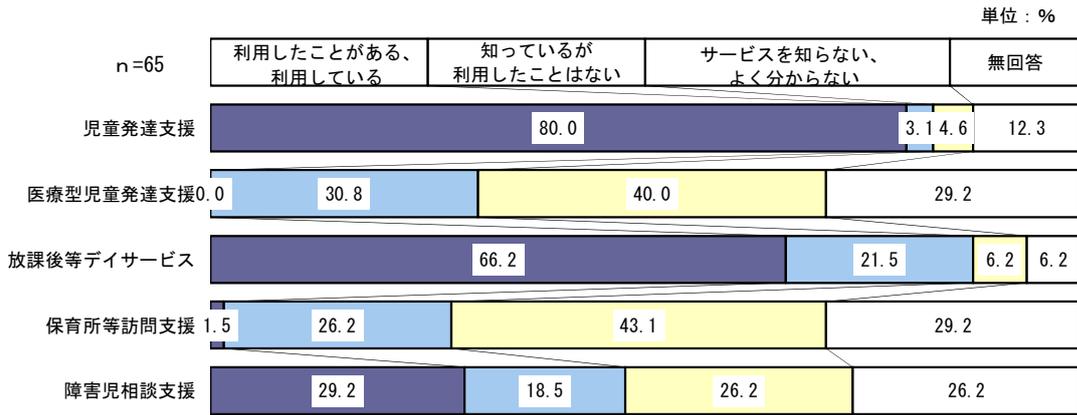


○地域生活支援事業のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「日中一時支援事業」(26.4%)である。

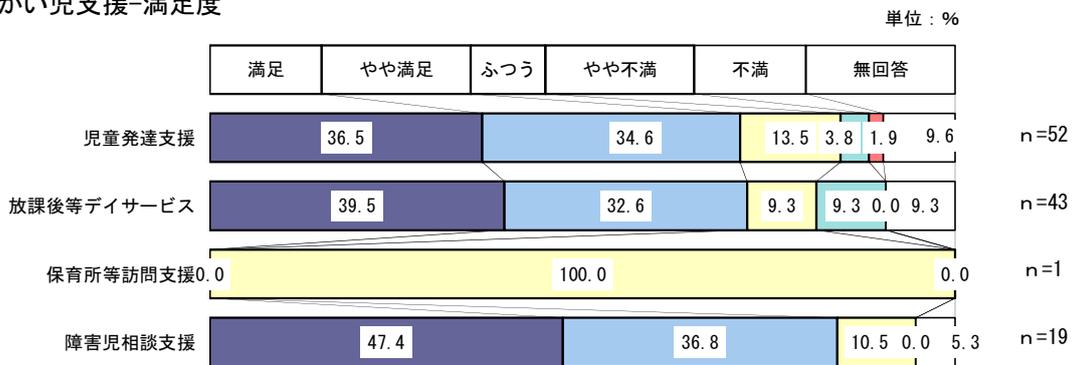
地域生活支援事業のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」(7人中3人、1.9%)で、次いで「サービス技術が低い」(同2人、28.6%)となっている。

また、地域生活支援事業を「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(73人中33人、45.2%)が最も多く、次いで「提供事業者がない、少ない」(同6人、8.2%)となっている。

⑥障がい児支援-利用状況

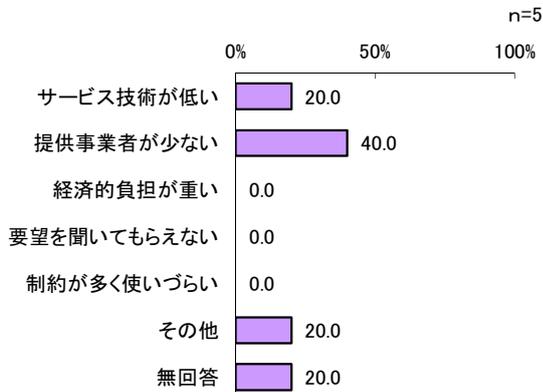


⑥障がい児支援-満足度

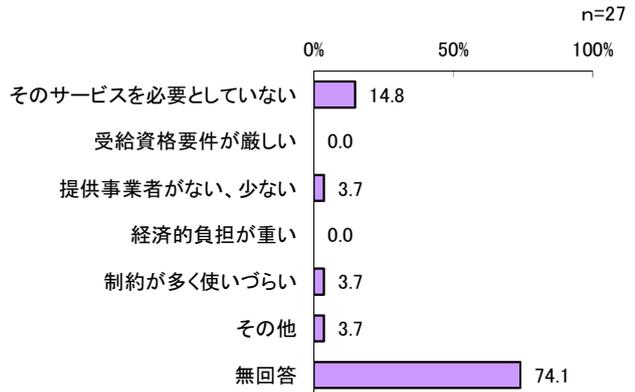


※「医療型児童発達支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

⑥障がい児支援-不満がある理由



⑥障がい児支援-利用しない理由



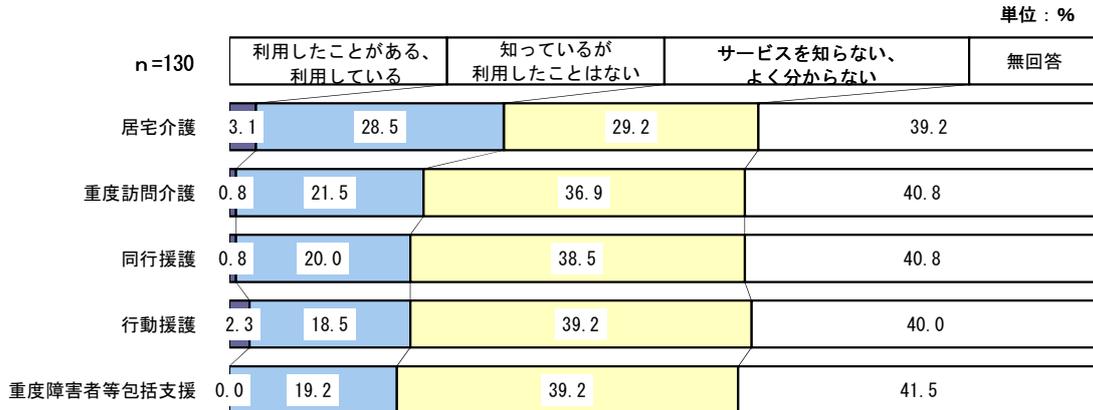
○障がい児支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「児童発達支援」(65人中52人、80.0%)となっている。

障がい児支援のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として最も多く挙げたのは「提供事業者が少ない」(5人中2人、40.0%)であった。

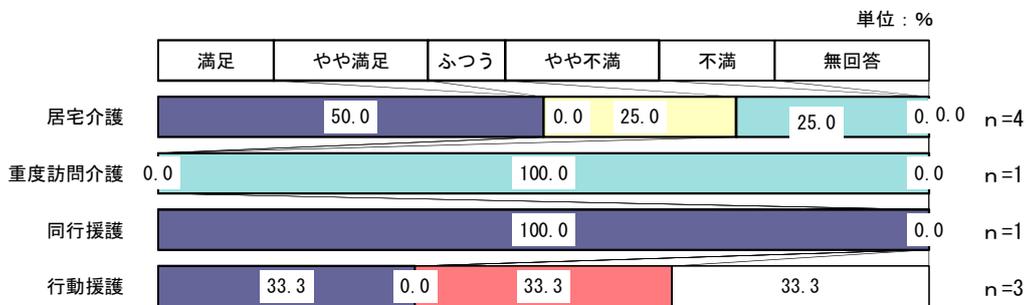
また、障がい児支援を「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(27人中4人、14.8%)が最も多くなっている。

[精神障がい者]

①訪問系サービス-利用状況

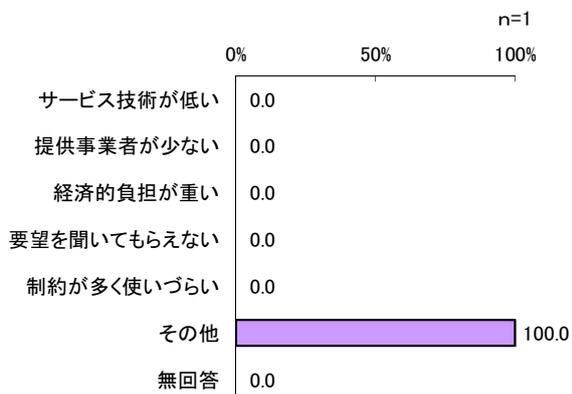


①訪問系サービス-満足度

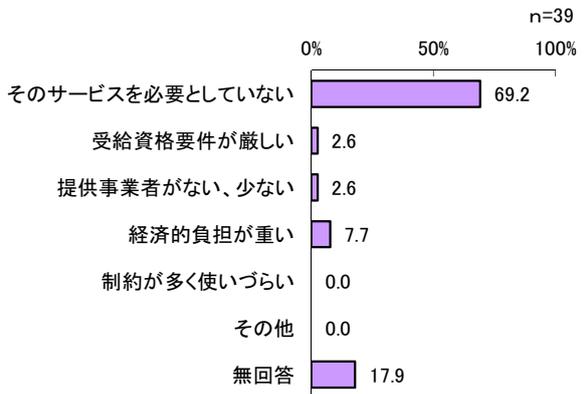


※「重度障害者等包括支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

①訪問系サービス-不満がある理由



①訪問系サービス-利用しない理由



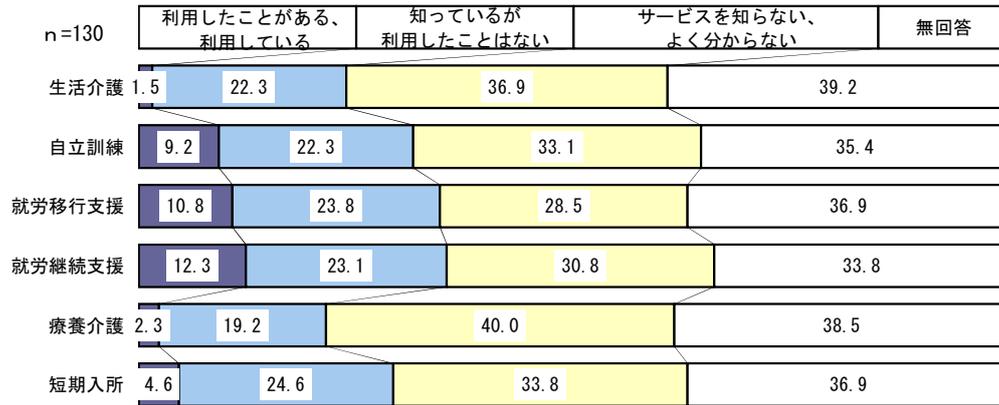
○訪問系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「居宅介護」(3.1%)である。

訪問系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「その他」(1人中1人、100.0%)であった。

また、訪問系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としない」(39人中27人、69.2%)が最も多く、次いで「経済的負担が重い」(同3人、7.7%)となっている。

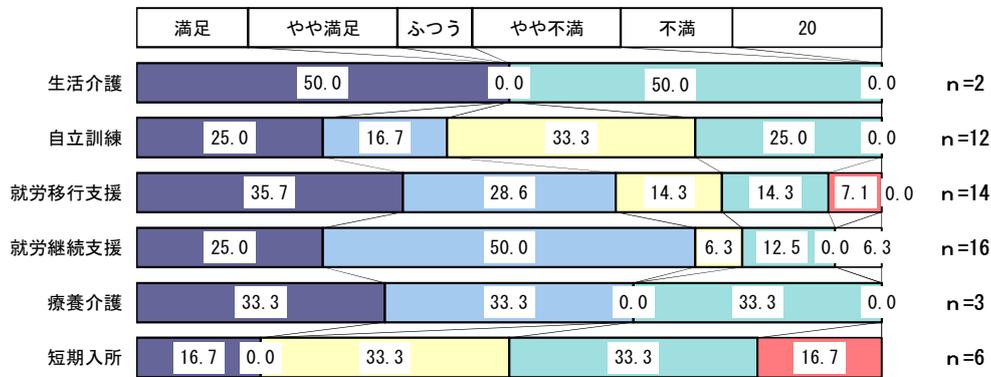
②日中活動系サービス-利用状況

単位：%



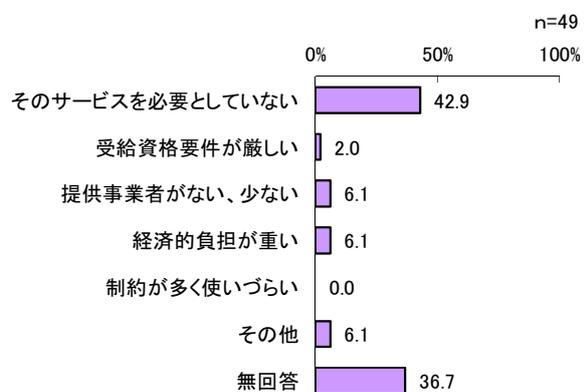
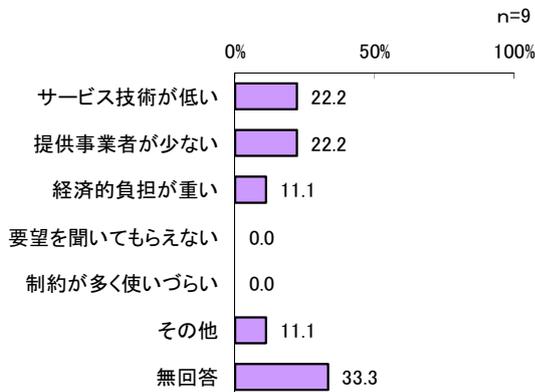
②日中活動系サービス-満足度

単位：%



②日中活動系サービス-不満がある理由

②日中活動系サービス-利用しない理由

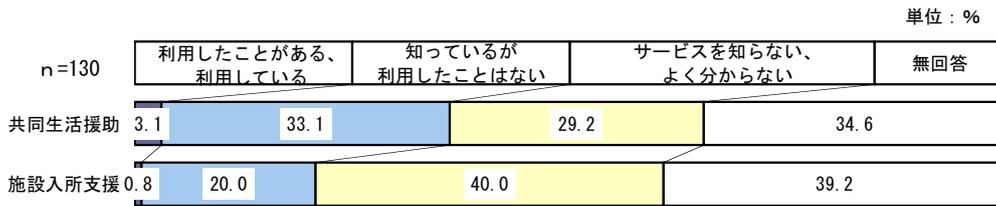


○日中活動系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「就労継続支援」(12.3%)となっている。

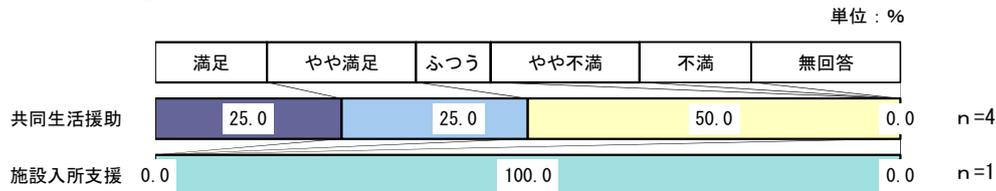
日中活動系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人のうち、その理由として最も多く挙げたのは「サービス技術が低い」、「提供事業者が少ない」(ともに9人中2人、22.2%)であった。

また、日中活動系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(20.1%)が最も多く、次いで「提供事業者がない、少ない」、「経済的負担が重い」(ともに3.0%)となっている。

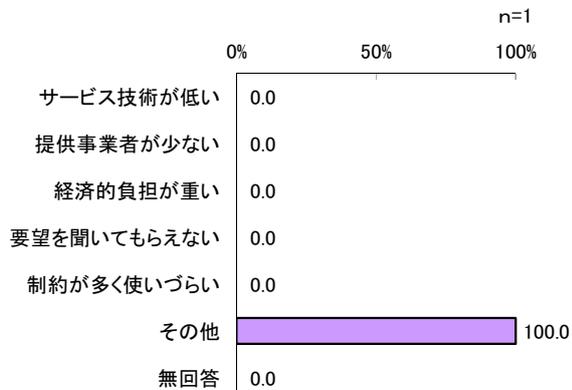
③居住系サービス-利用状況



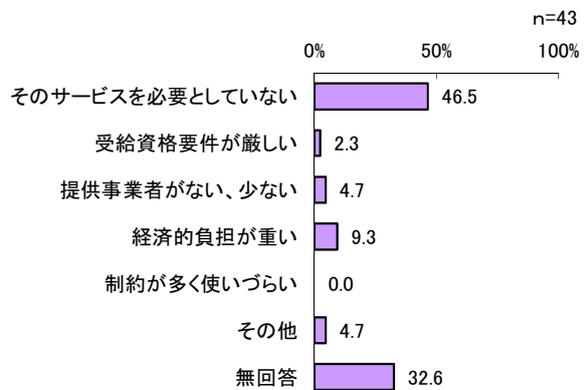
③居住系サービス-満足度



③居住系サービス-不満がある理由



③居住系サービス-利用しない理由



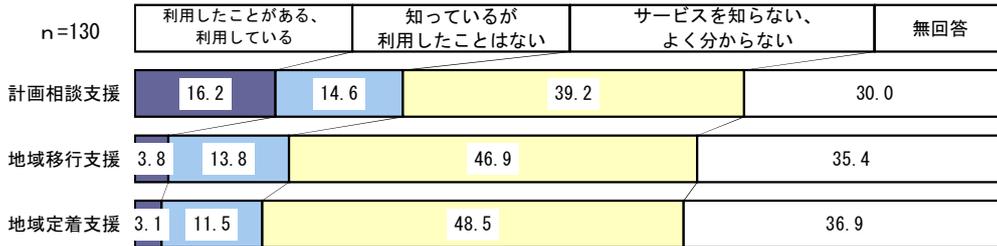
○居住系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「共同生活援助」が3.1%、「施設入所支援」が0.8%となっている。

居住系サービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「その他」（1人中1人、100.0%）であった。

また、居住系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」（43人中20人、46.5%）が最も多く、次いで「経済的負担が重い」（同4人、9.3%）となっている。

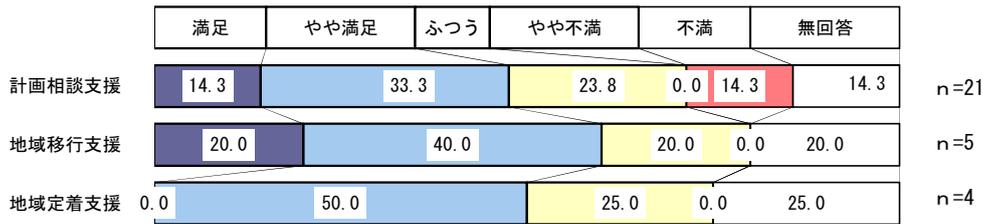
④相談支援-利用状況

単位：%



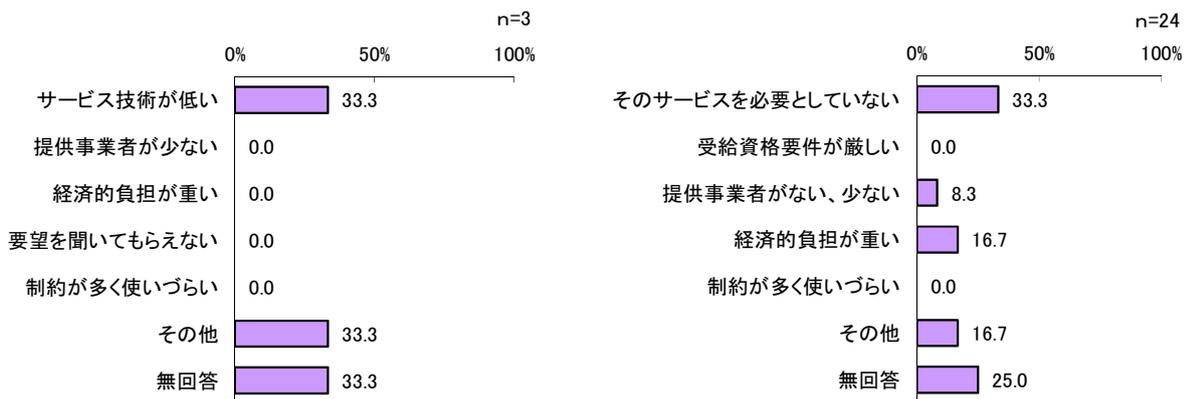
④相談支援-満足度

単位：%



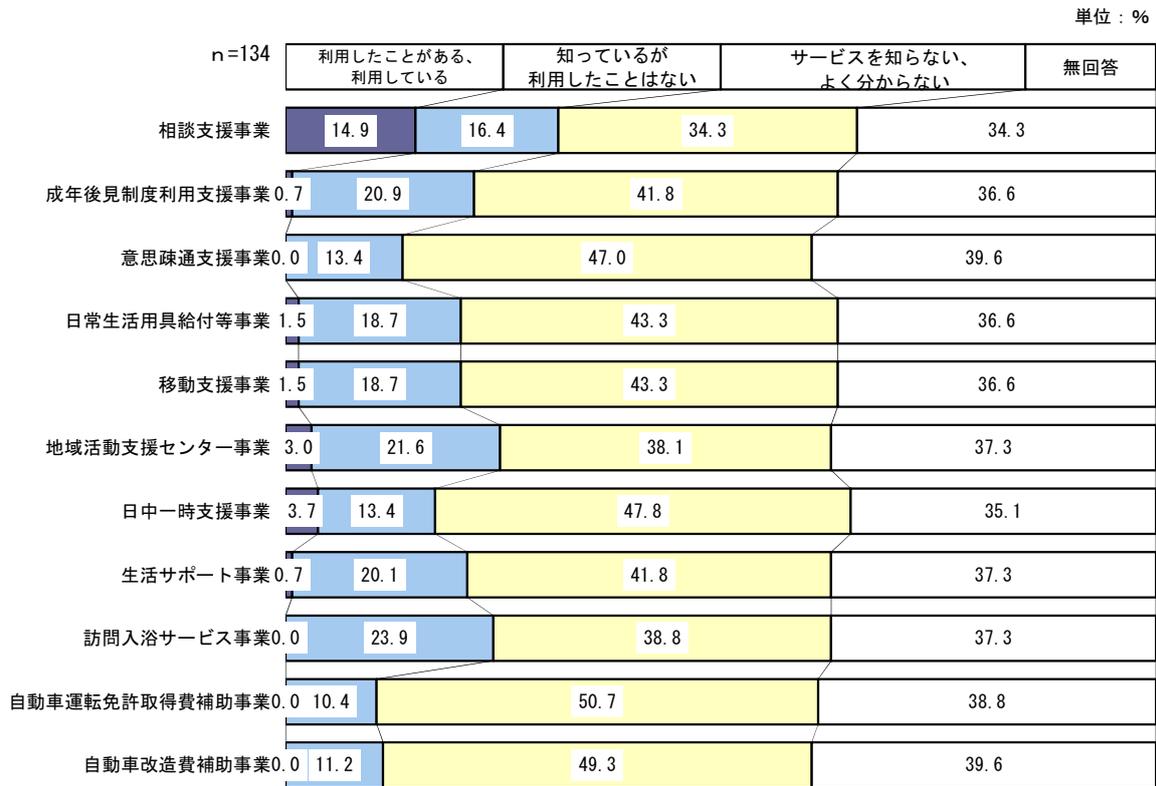
④相談支援-不満がある理由

④相談支援-利用しない理由

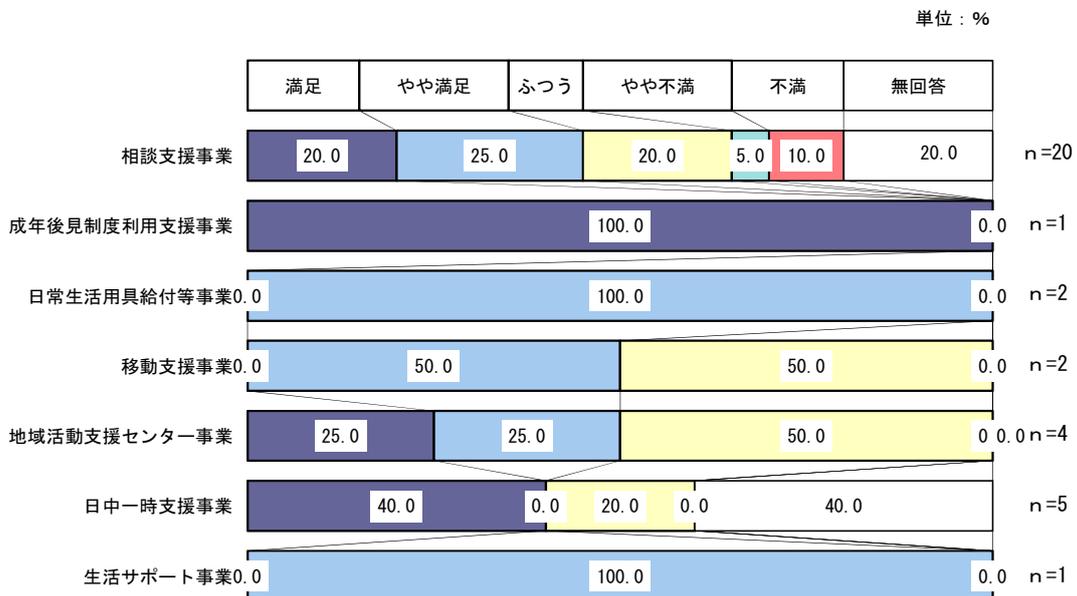


○相談支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」とした割合は、「計画相談支援」が15.7%、「地域移行支援」が3.7%、「地域定着支援」が3.0%となっている。相談支援のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「サービス技術が低い」と「その他」（ともに3人中1人、0.7%）であった。また、相談支援のサービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」（24人中8人、33.3%）が最も多く、次いで「経済的負担が重い」、「その他」（ともに同4人、16.7%）となっている。

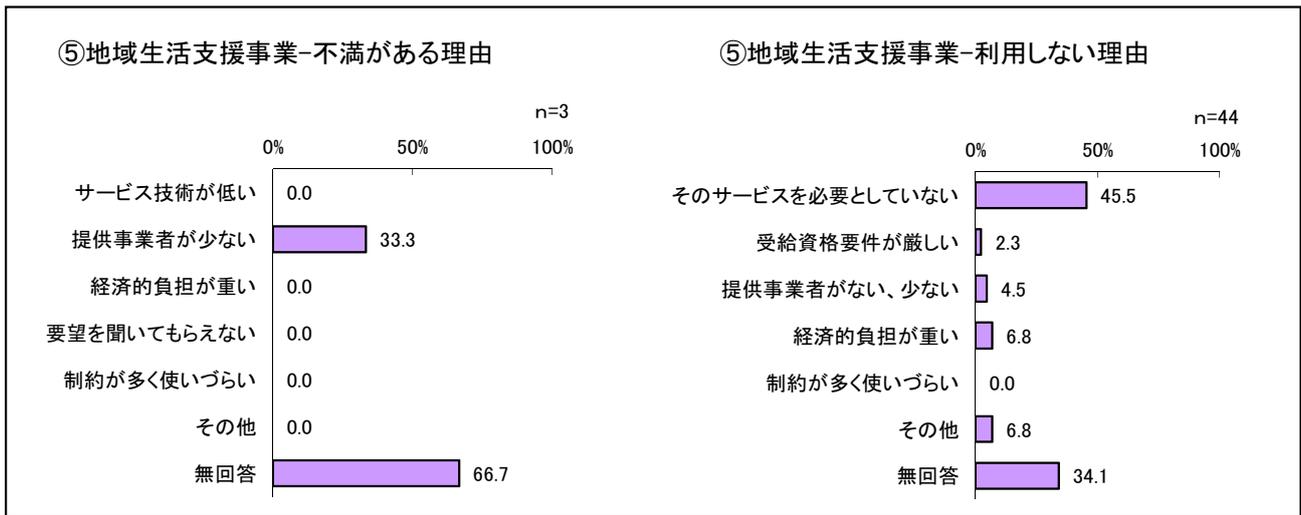
⑤地域生活支援事業-利用状況



⑤地域生活支援事業-満足度



※「意思疎通支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「自動車運転免許取得費補助事業」、「自動車改造費補助事業」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

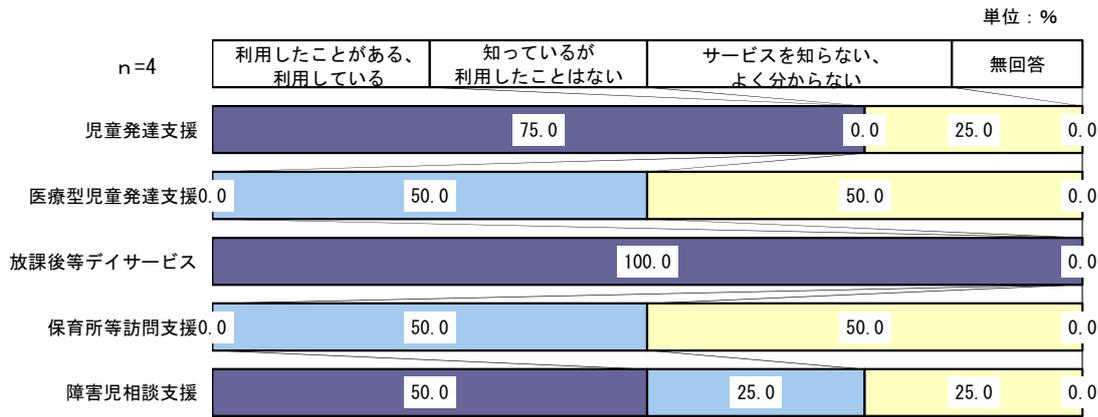


○地域生活支援事業のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「相談支援事業」(14.9%)となっている。

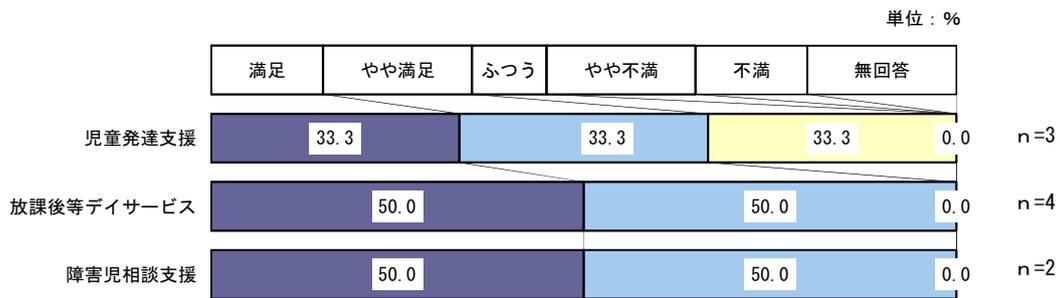
地域生活支援事業のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「提供事業者が少ない」(3人中1人、33.3%)であった。

また、地域生活支援事業を「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(44人中20人、45.5%)が最も多く、次いで「経済的負担が重い」、「その他」(同3人、6.8%)となっている。

⑥障がい児支援-利用状況

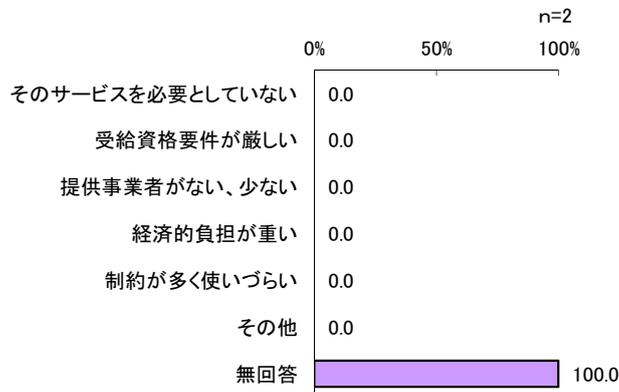


⑥障がい児支援-満足度



※「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

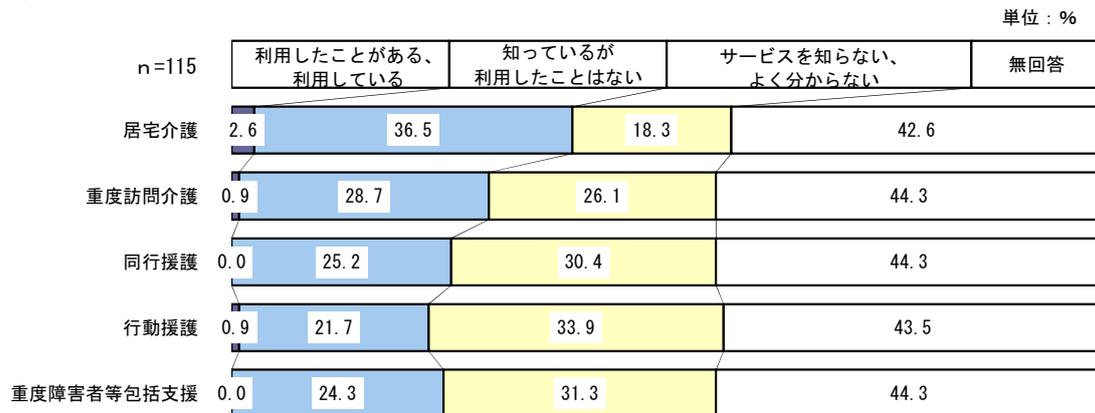
⑥障がい児支援-利用しない理由



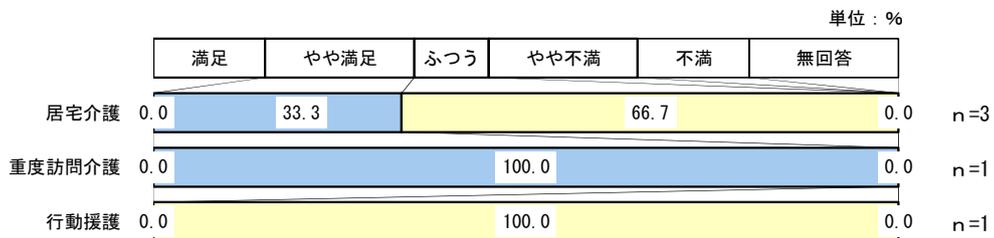
○障がい児支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは、「放課後等デイサービス」（4人中4人、100%）となっている。障がい児支援のサービスについては、「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。また、障がい児支援を「知っているが利用しない」と回答した2人のうち、その理由を回答した人はいなかった。

[難病患者]

①訪問系サービス-利用状況

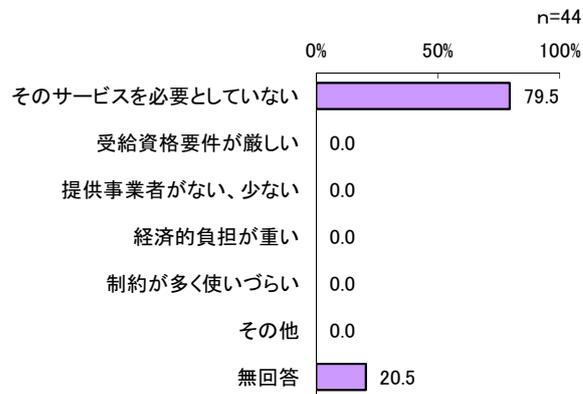


①訪問系サービス-満足度



※「同行援護」、「重度障害者等包括支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

①訪問系サービス-利用しない理由



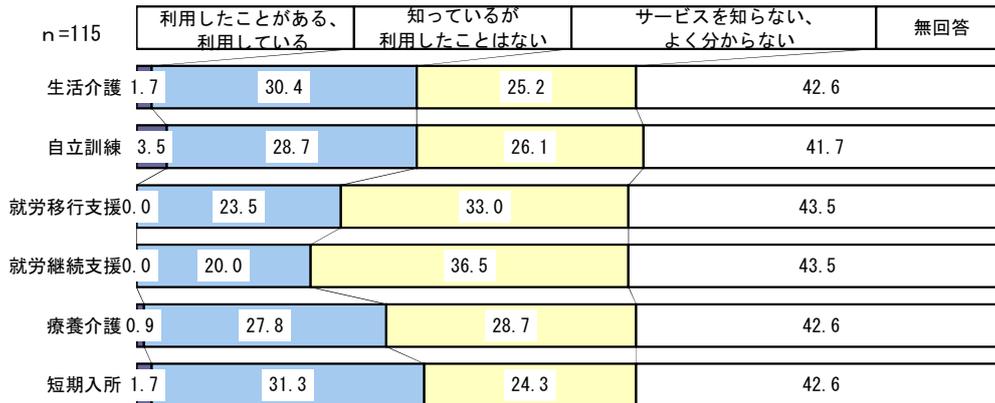
○訪問系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「居宅介護」(2.6%)である。

訪問系サービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。

また、訪問系サービスを「知っているが利用しない」理由として挙げたのは、「そのサービスを必要としていない」(44人中35人、30.4%)であった。

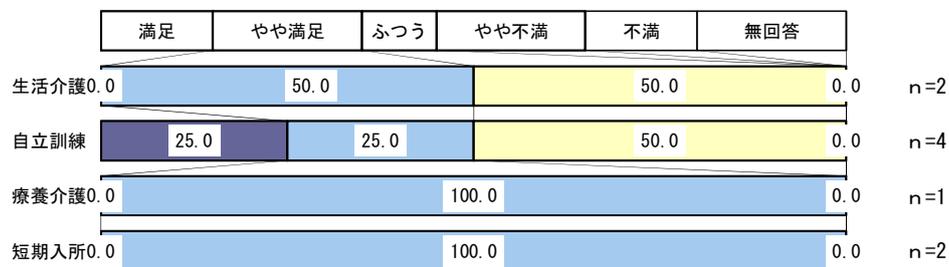
②日中活動系サービス-利用状況

単位：％



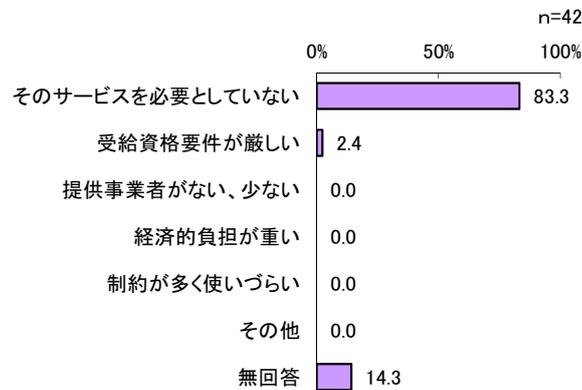
②日中活動系サービス-満足度

単位：％



※「就労移行支援」、「就労継続支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

②日中活動系サービス-利用しない理由



○日中活動系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「自立訓練」(3.5%)である。

日中活動系サービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。

また、日中活動系サービスを「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」(42人中35人、83.3%)が最も多く、次いで「受給資格要件が厳しい」(同1人、2.4%)となっている。

③居住系サービス-利用状況

単位：%

n=115	利用したことがある、 利用している	知っているが 利用したことはない	サービス知らない、 よく分からない	無回答
	共同生活援助0.0	27.8	28.7	43.5
施設入所支援0.9	22.6	33.9	42.6	

③居住系サービス-満足度

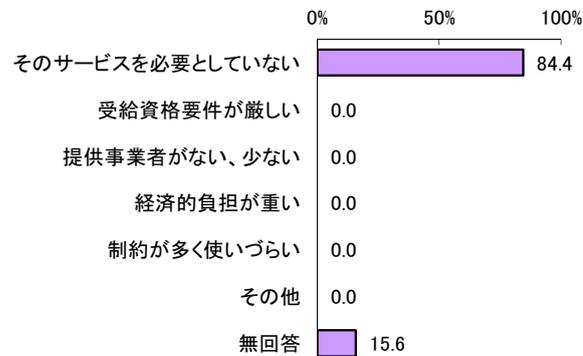
単位：%

施設入所支援0.0	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無回答
	0.0	100.0				0.0

※「共同生活援助」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

③居住系サービス-利用しない理由

n=32



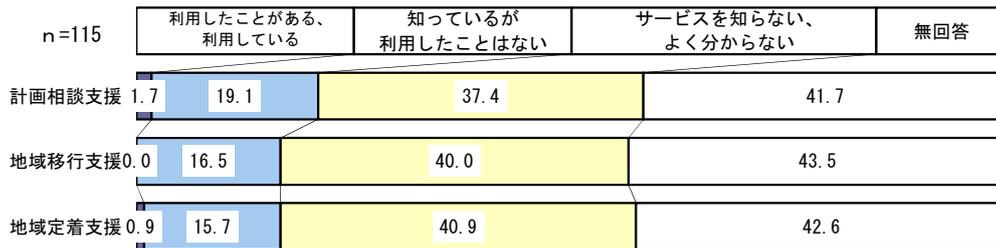
○居住系サービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合は、「施設入所支援」が0.7%となっている。

居住系サービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。

また、居住系サービスを「知っているが利用しない」理由として挙げたのは、「そのサービスを必要としていない」（32人中27人、84.4%）であった。

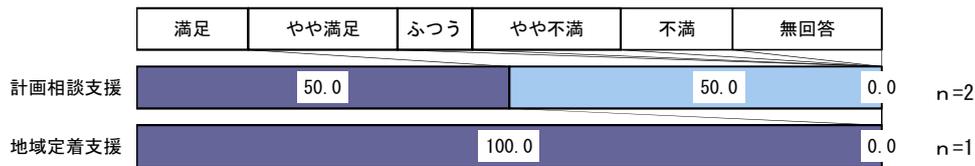
④相談支援-利用状況

単位：%



④相談支援-満足度

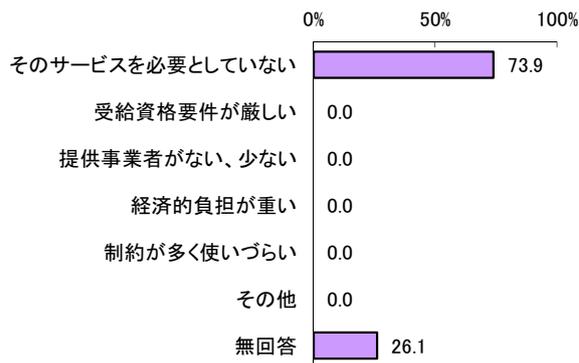
単位：%



※「地域移行支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

④相談支援-利用しない理由

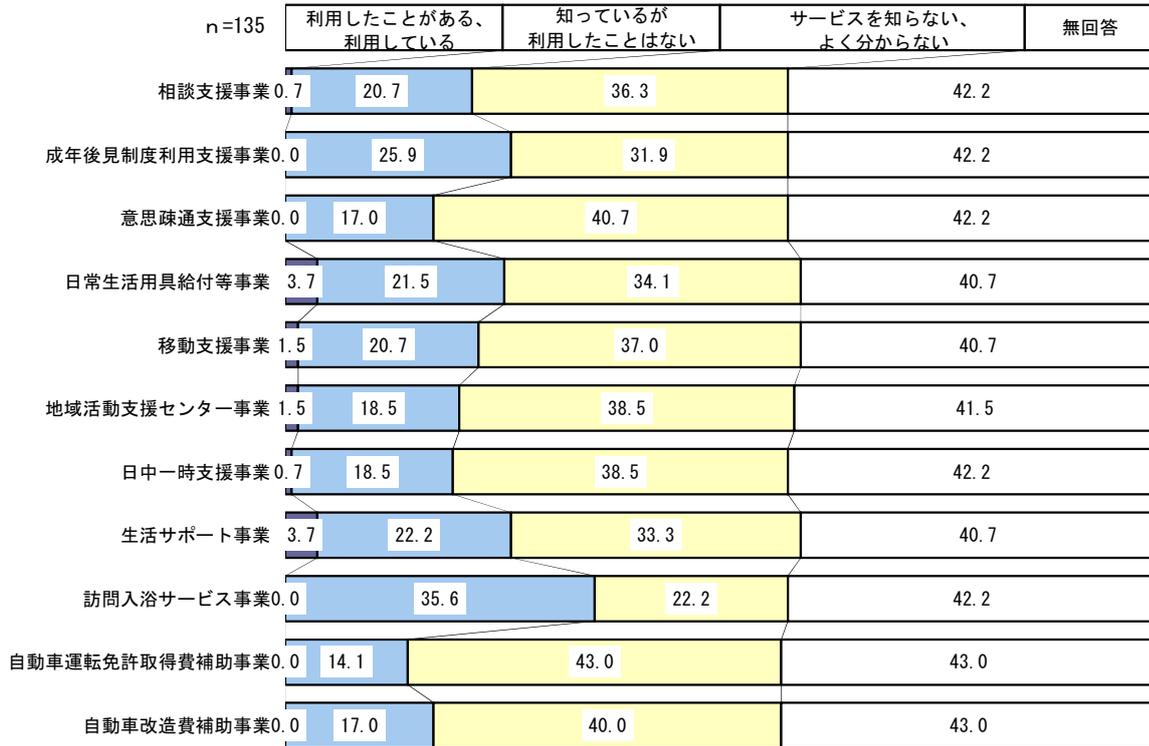
n=23



○相談支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」とした割合は、「計画相談支援」が1.7%、「地域定着支援」が0.9%となっている。
相談支援のサービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。
また、相談支援のサービスを「知っているが利用しない」理由として挙げたのは、「そのサービスを必要としていない」（23人中17人、73.9%）であった。

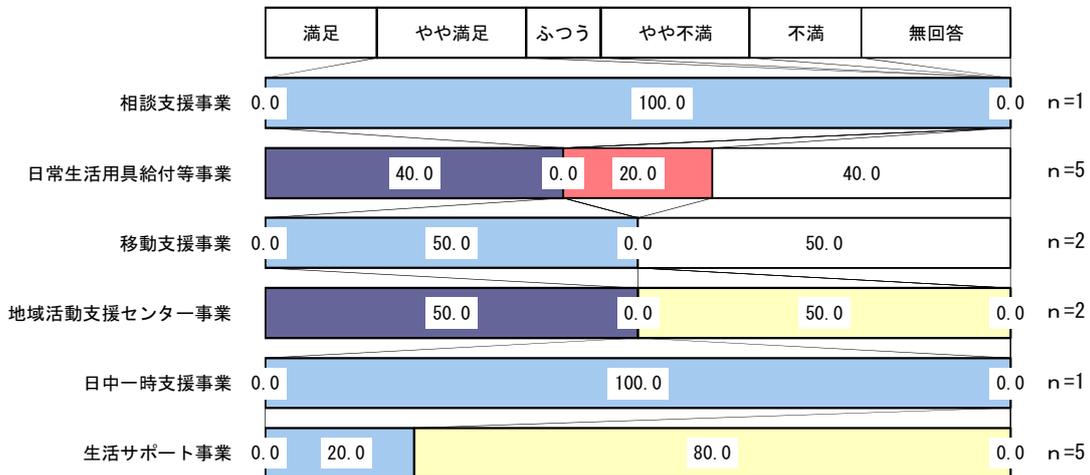
⑤地域生活支援事業-利用状況

単位：%

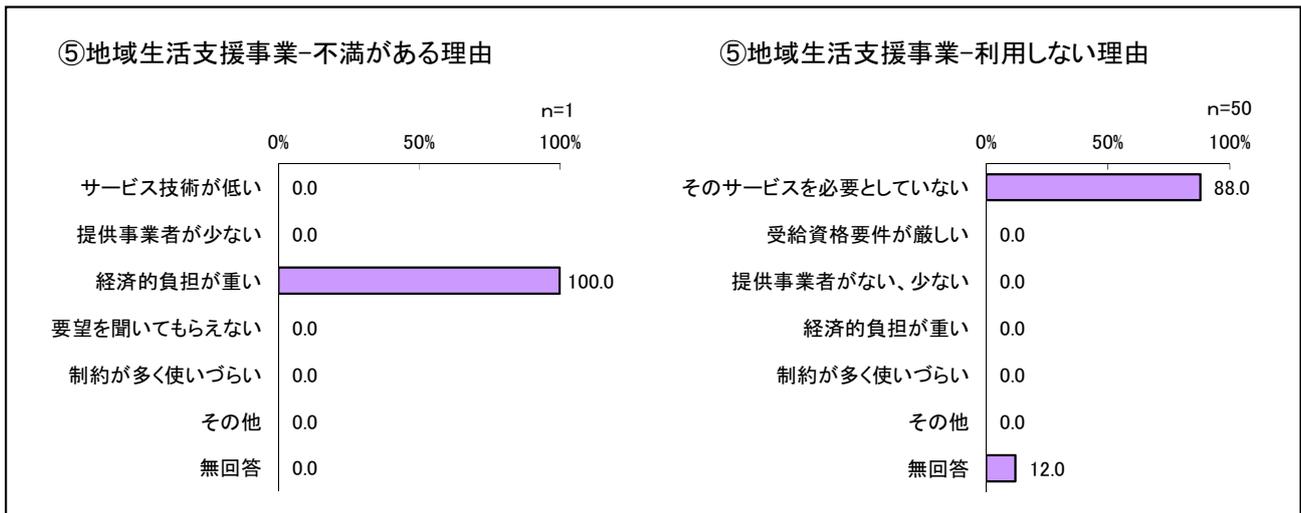


⑤地域生活支援事業-満足度

単位：%



※「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「自動車運転免許取得費補助事業」、「自動車改造費補助事業」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない



○地域生活支援事業のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「日常生活用具給付等事業」と「生活サポート事業」（ともに3.7%）となっている。

地域生活支援事業のサービスのいずれかについて「やや不満」または「不満」と回答した人から、その理由として挙げたのは「経済的負担が重い」（1人中1人、100.0%）であった。

また、地域生活支援事業を「知っているが利用しない」理由として挙げたのは「そのサービスを必要としていない」（50人中44人、88.8%）であった。

⑥障がい児支援-利用状況

単位：%

n=18	利用したことがある、 利用している	知っているが 利用したことはない	サービスを知らない、 よく分からない	無回答
児童発達支援	11.1	38.9	22.2	27.8
医療型児童発達支援	0.0	22.2	44.4	33.3
放課後等デイサービス	0.0	38.9	27.8	33.3
保育所等訪問支援	0.0	16.7	50.0	33.3
障害児相談支援	5.6	11.1	50.0	33.3

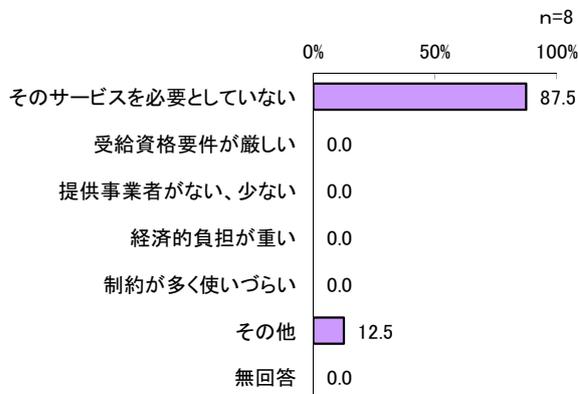
⑥障がい児支援-満足度

単位：%

	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無回答	
児童発達支援	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	n=2
障害児相談支援	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	n=1

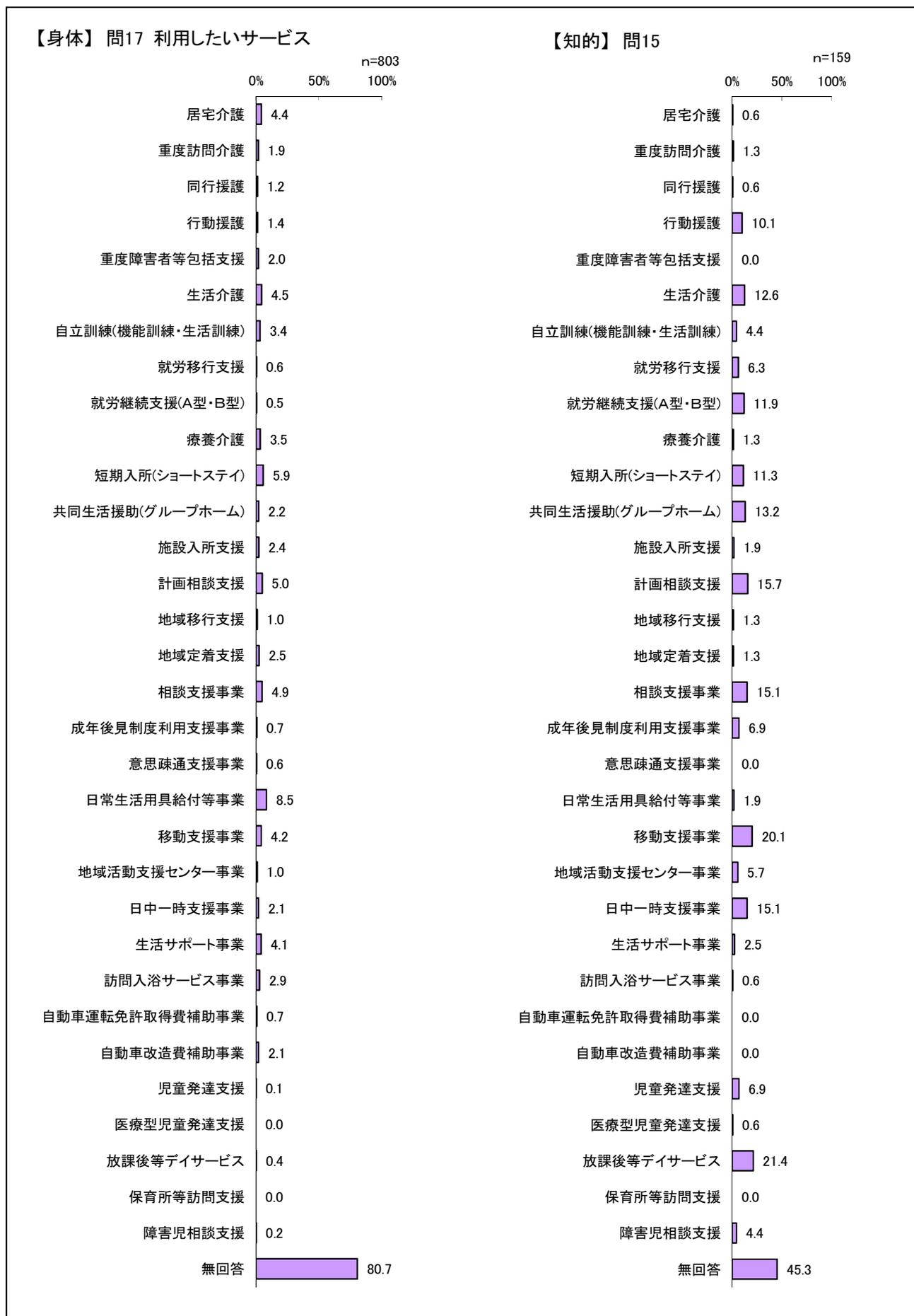
※「医療型児童発達支援」、「放課後デイサービス」、「保育所等訪問支援」は「利用したことがある、利用している」との回答がなかったため、満足度を記載していない

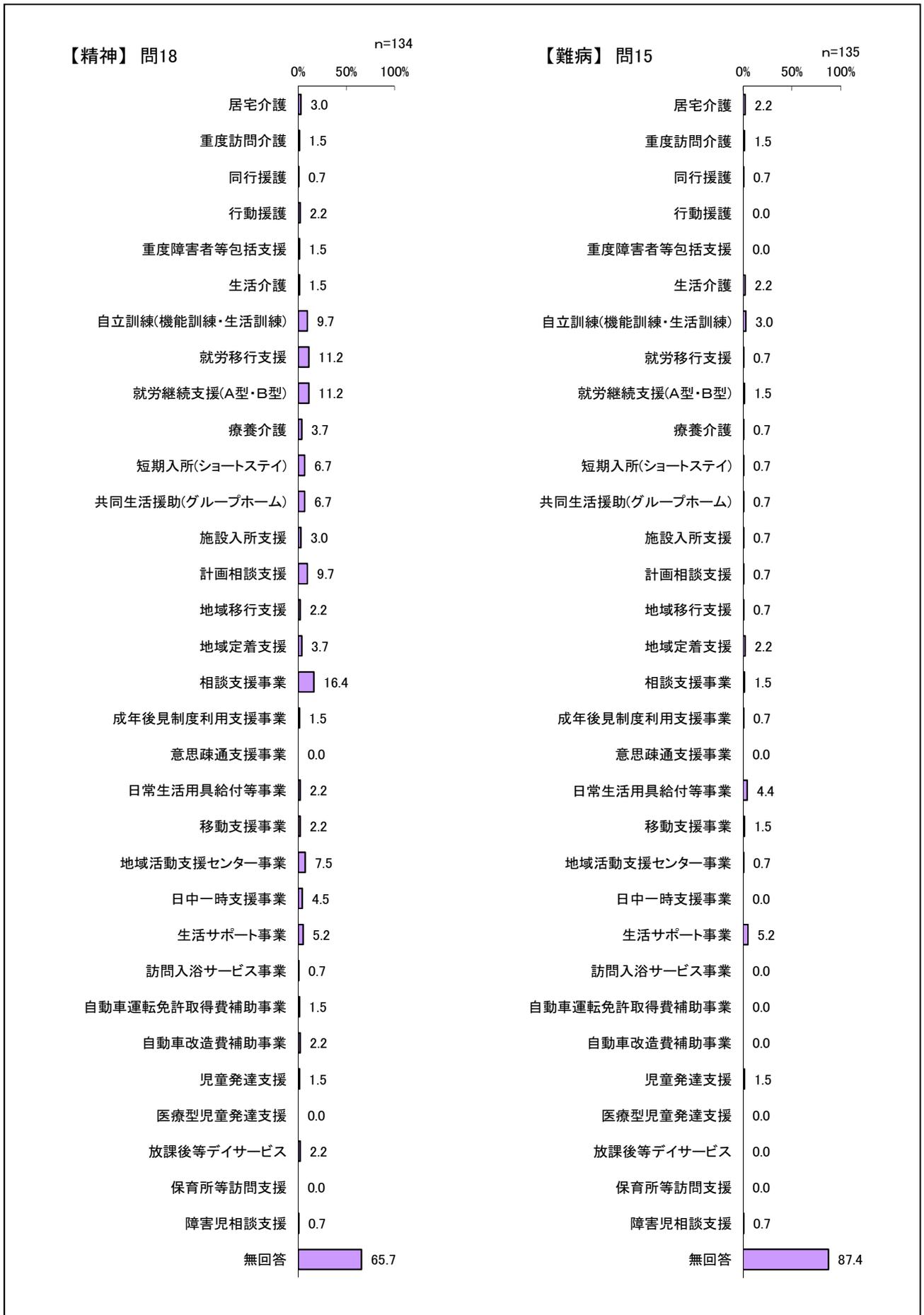
⑥障がい児支援-利用しない理由



○障がい児支援のサービスの利用状況について、「利用したことがある、利用している」と答えた割合が最も多かったのは「児童発達支援」（18人中2人、11.1%）となっている。
障がい児支援のサービスについて「やや不満」または「不満」と回答した人はいなかった。
また、障がい児支援を「知っているが利用しない」理由としては、「そのサービスを必要としていない」（8人中7人、87.5%）が最も多くなっている。

(2) 今後利用したい福祉サービス





- 今後3年間で新たに、または引き続き利用したい障害者福祉サービスについては、身体障がい者では「日常生活用具給付等事業」(8.5%)が最も多く、次いで「短期入所」(5.9%)、「計画相談支援」(5.0%)が多くなっている。
- 知的障がい者では「放課後等デイサービス」(21.4%)が最も多くなっており、「移動支援事業」(20.1%)、「計画相談支援」(15.7%)が続いている。また他のカテゴリーに比べて各項目のポイントが高く出ており、全体的に障害者福祉サービスに対するニーズが多いことが読み取れる。
- 精神障がい者では「相談支援事業」(16.4%)が最も多く、次いで「就労移行支援」と「就労継続支援」(ともに11.2%)が多くなっている。特に“就労”と“相談”に関するサービスのニーズが多いことがうかがえる。
- 難病患者では「生活サポート事業」(5.2%)が最も多くなっており、「日常生活用具給付等事業」(4.4%)、「自立訓練」(3.0%)がその後に続いている。ただし、全体的に各項目のポイントが低めになっており、障害者福祉サービスに対する利用意向は相対的に高くないことがうかがえる。

(3) 福祉サービスについて困っていることや心配なこと



○障害者福祉サービスについて困っていることや心配なこととしては、身体障がい者では「制度のしくみがわからない」(18.6%)が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」(28.9%)と「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」(23.9%)が、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」(34.3%)と「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」(22.4%)が、難病患者では「制度のしくみがわからない」(22.2%)が多くなっている(いずれも「特にない」を除く)。利用者にとって制度がわかりにくいことがうかがえる

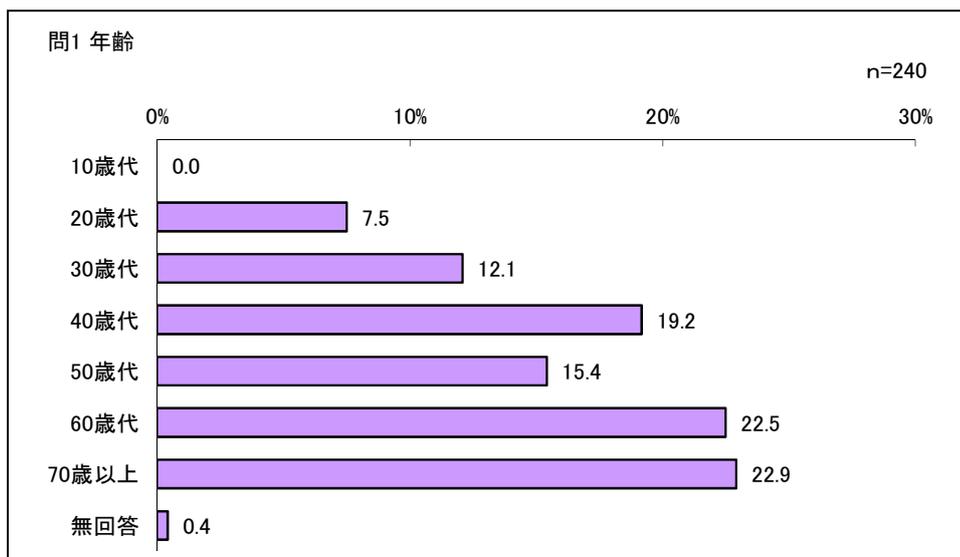
第3章 調査結果

[障害者手帳を取得していない市民]

障害者手帳を取得していない市民の調査については、障がいに関する意識がどのように変化しているかを把握することが大きなねらいの一つであるため、ポイントとなる箇所につき平成26年度に『白井市障害者計画2016-2025』・『白井市第4期障害福祉計画』策定のため実施した調査の結果と比較している。分析の中では「前回調査」と略記している。

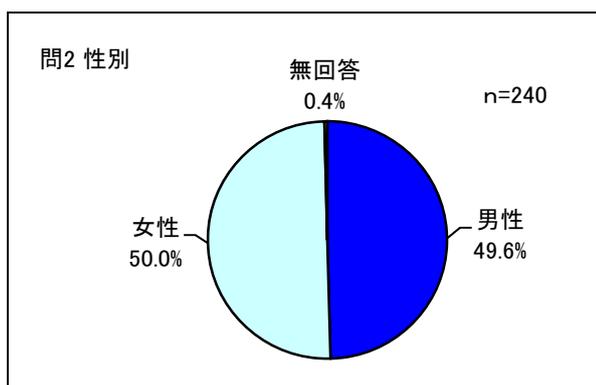
1 基本的な属性

(1) 年齢(平成29年1月1日現在)



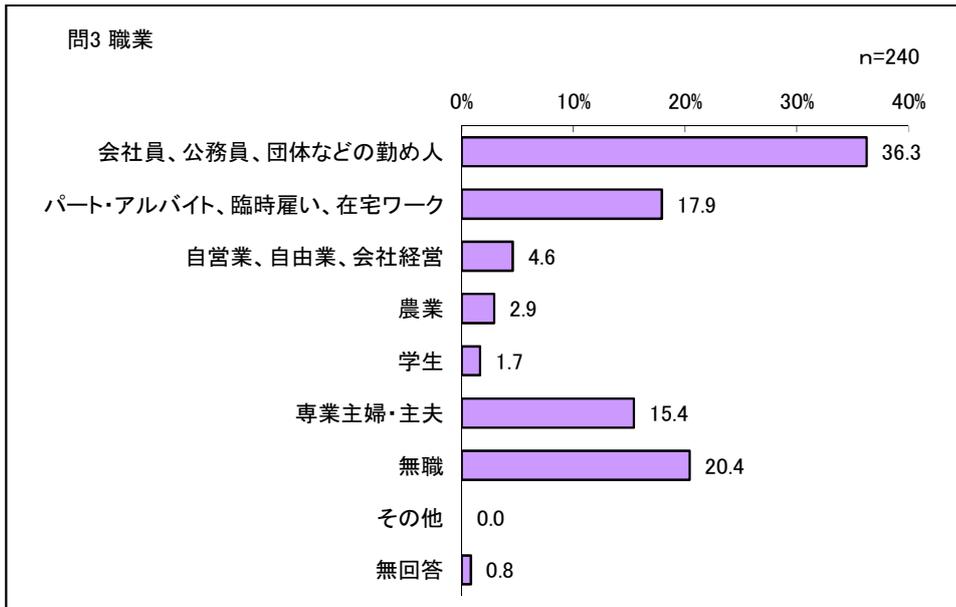
○年齢は、多い回答から「70歳以上」22.9%、「60歳代」22.5%、「40歳代」19.2%などの順となっている。

(2) 性別



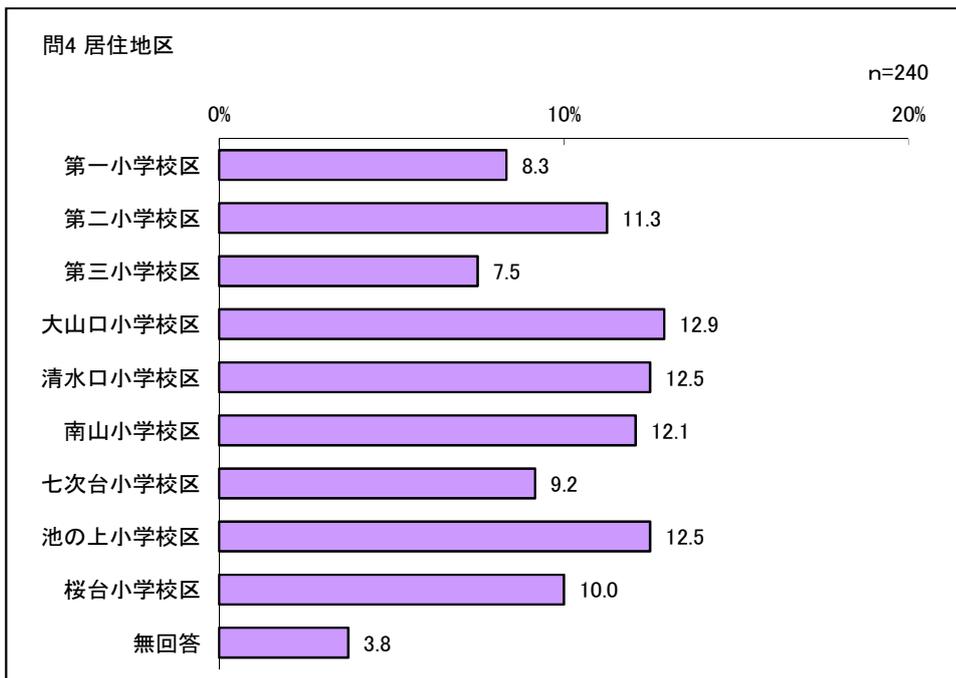
○「女性」が50.0%、「男性」が49.6%で、ほぼ同率になっている。

(3) 職業



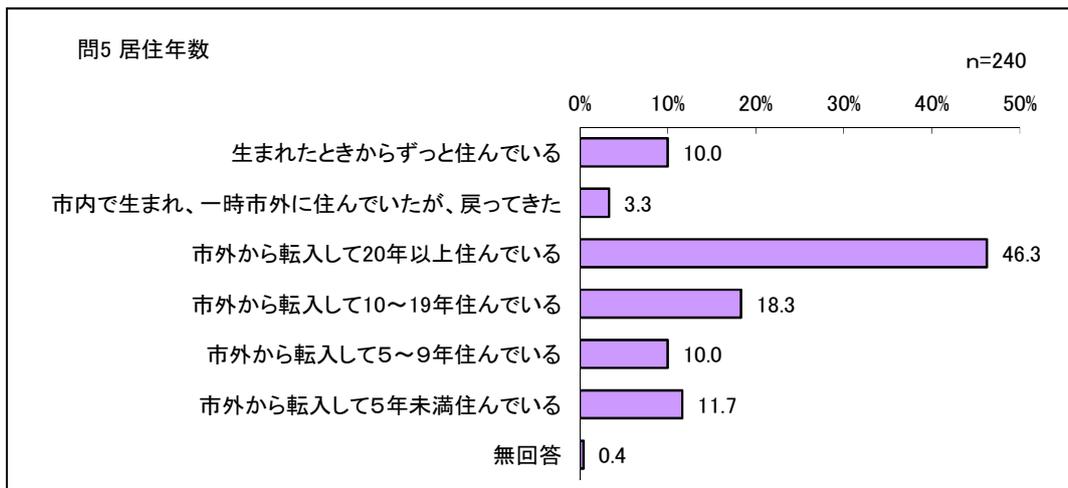
○「会社員、公務員、団体などの勤め人」(36.3%)が最も多く、次いで「無職」(20.4%)、「パート・アルバイト、臨時雇い、在宅ワーク」(17.9%)等の順となっている。

(4) 居住地区 (小学校区)



○「大山口小学校区」が12.9%で最も多く、「清水口小学校区」と「池の上小学校区」(ともに12.5%)、「南山小学校区」(12.1%)等が続いている。

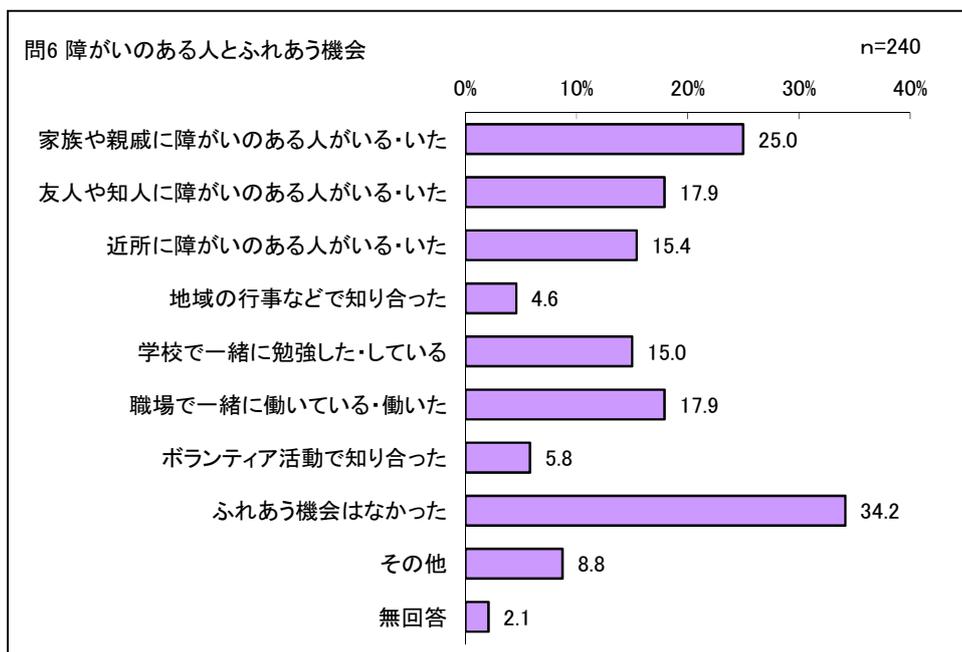
(5) 市内居住年数



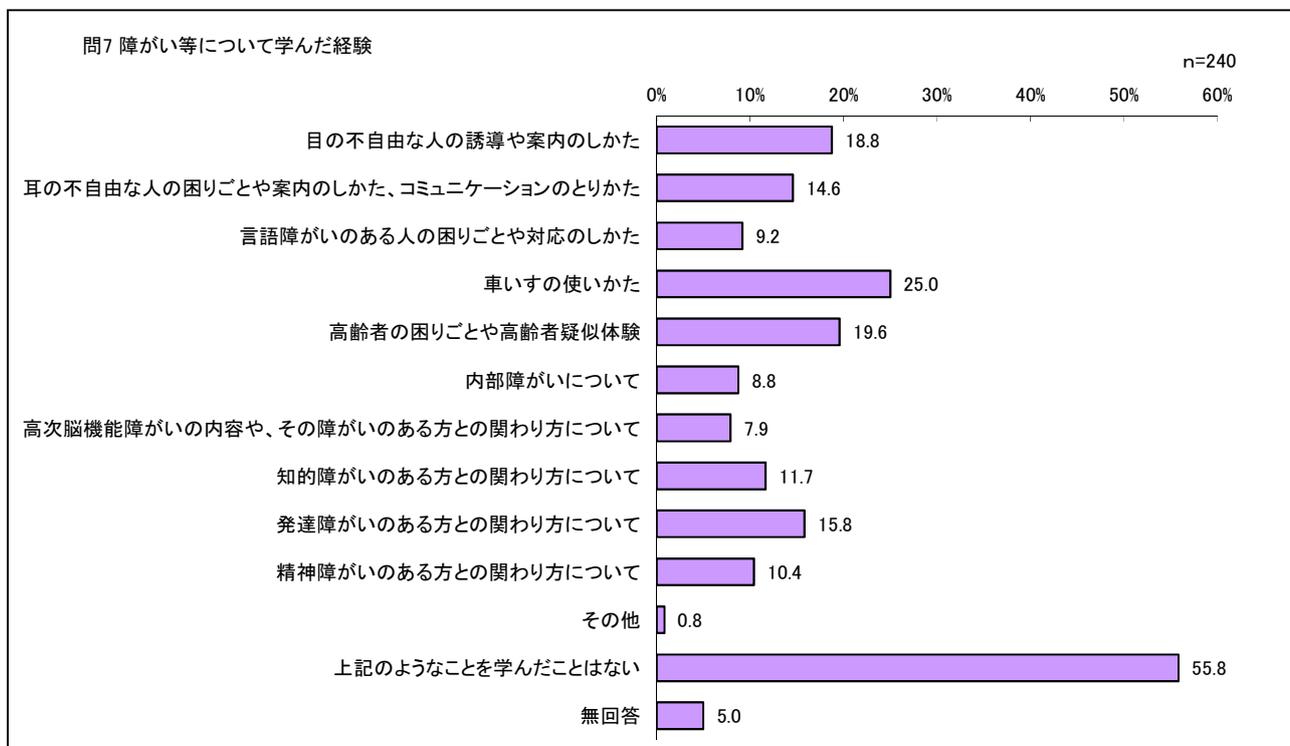
○「転入して20年以上」が46.3%とほぼ4割を占めて最も多く、次いで「転入して10～19年」(18.3%)が多くなっている。また、「生まれたときからずっと住んでいる」は10.0%となっている。

2 障がいのある人との交流など

(1) 障がいのある人との交流などの経験

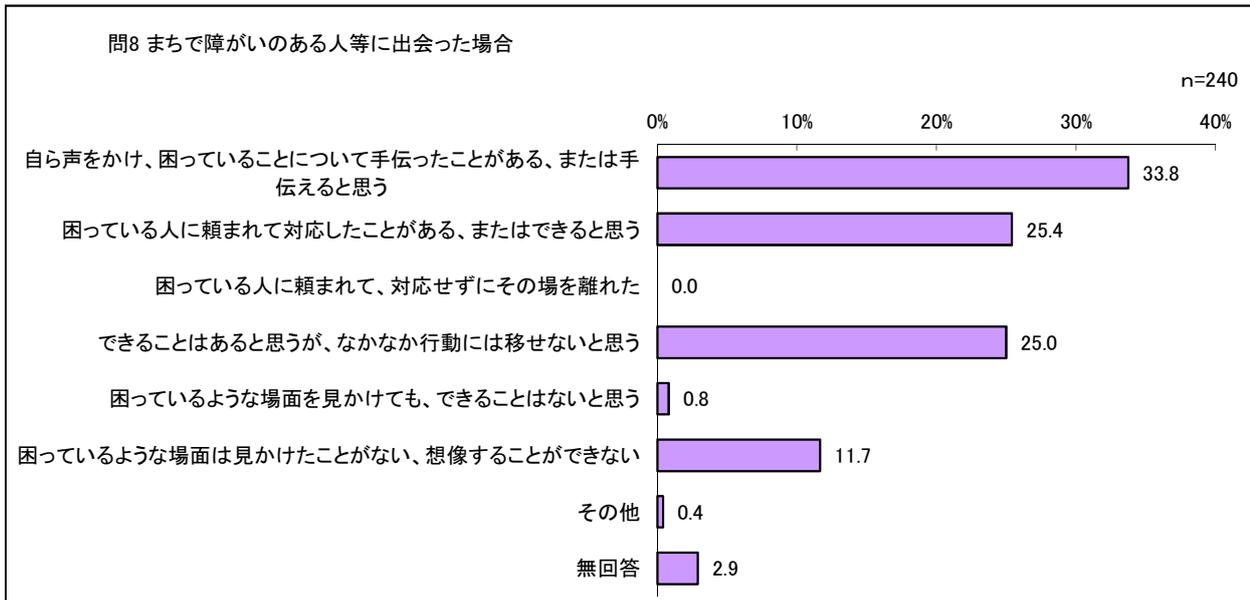


○今まで日常生活の中で、障がいのある人とふれあう機会があったか尋ねたところ、「ふれあう機会はなかった」(34.2%)が最も多く、「家族や親戚に障がいのある人がいる・いた」(25.0%)、「友人や知人に障がいのある人がいる・いた」、「職場で一緒に働いている・働いた」(ともに17.9%)等が続いている。



○今までに障がいのある人に関連する事項等について学んだ経験があるか尋ねたところ、「上記のようなことを学んだことはない」(55.8%)という回答が過半数となっており、市民が障がい・障がい者について学ぶ機会が多くないこと、普及・啓発活動が十分でないことがうかがえる。

○実際に学んだ経験としては、「車いすの使いかた」(25.0%)が最も多く、「高齢者の困りごとや高齢者疑似体験」(19.6%)、「目の不自由な人の誘導や案内のしかた」(18.8%)等が続いている。



○障がいのある人が街なかなどで実際に困っているのを見かけたときにとった、または、とると思う行動としては、「自ら声をかけ、困っていることについて手伝ったことがある、または手伝えると思う」(33.8%)という回答が3割台前半を占めて最も多く、「困っている人に頼まれて対応したことがある、またはできると思う」(25.4%)、「できることはあると思うが、なかなか行動には移せないと思う」(25.0%)が続いている。

問9 障がいのある人との関わり合いや、さまざまな活動への参加等を通して、「こういうことが必要だ」、「もっとこうであれば良いのに」などと感じたことはありますか。(具体的にお書きください)

○障がいや障がいのある人に関する福祉学習や、障がいのある人とない人との交流・交流教育の重要性・必要性等について、例えば以下のように言及した人が多く、回答のあった60人中21人が挙げている。

- ・問8のように障がいのある人を見かけてもなかなか声をかけることはできません。「自分のことで精一杯」と考えるのが実情です。今後のことを考えた場合、もっと子どもの頃から学校教育の中で取り組んでいたなら、スムーズに行動に移せるのではないかと思います。
- ・障がいがあること、そのことに対する学べる機会が多いと良い。また、ふれあう場があっても、一般の人が近寄りやすい雰囲気があることが多い。一般の人も障がいがある人も一緒に隔てなく触れ合い、障がいについても学べる機会があると良い。

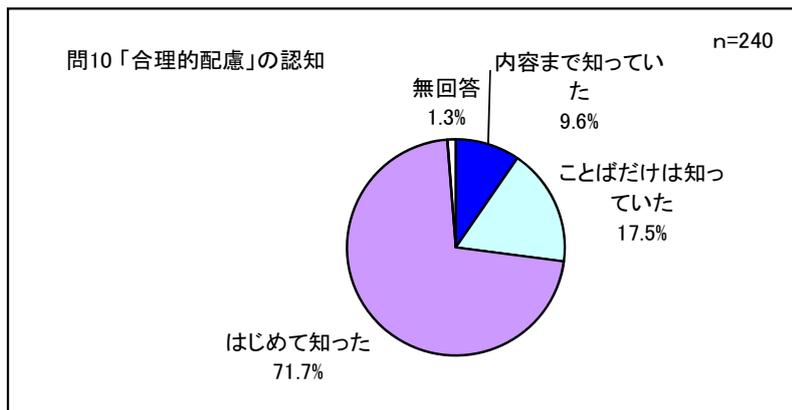
○道路の段差など“物理的なバリア、バリアフリー”について指摘した回答も多く、下記のものを含め8人が挙げている。

- ・車いすで移動するとき少しの段差でも移動するのが困難。全てがバリアフリーになってほしいと思う。
- ・道路の点字ブロックが少ないように感じます。

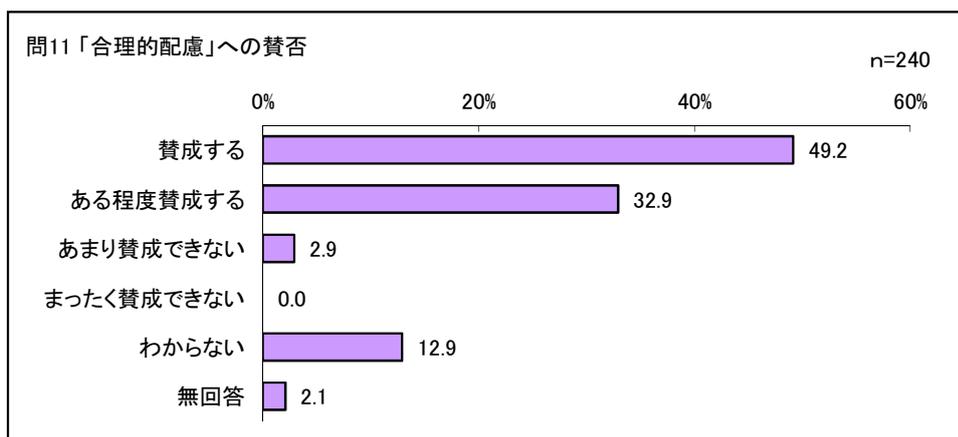
○そのほか、以下のような回答が寄せられた。

- ・障がいのあるなしに関わらずにもっと助け合いや声かけなど気軽にできる、しあえるようになればいい。
- ・一緒に暮らす家族へのサポートも必要ではないでしょうか？(行政サービスの充実、精神的なサポート窓口)
- ・その人に合う職場環境。障がい(特に発達障がい)の程度を理解して紹介すべきだと思う。受け入れた会社も責任を持って指導、その人に合った仕事に配置すべきだと思う。

(2) 合理的配慮

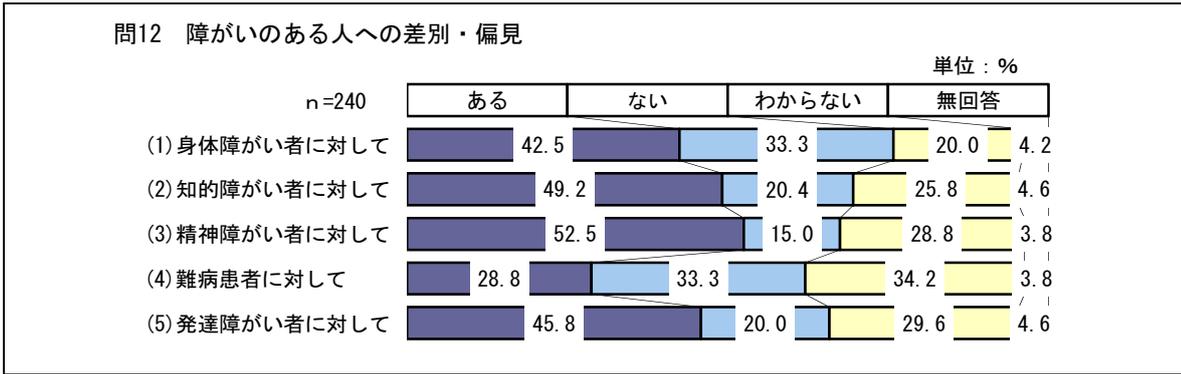


○『合理的配慮』ということばを知っていたかどうか尋ねたところ、「はじめて知った」という人が71.7%を占めて最も多く、市民への普及・啓発活動がまだ十分でないことがうかがえる。次いで「ことばだけは知っていた」(17.5%)、「内容まで知っている」(9.6%)の順となっている。

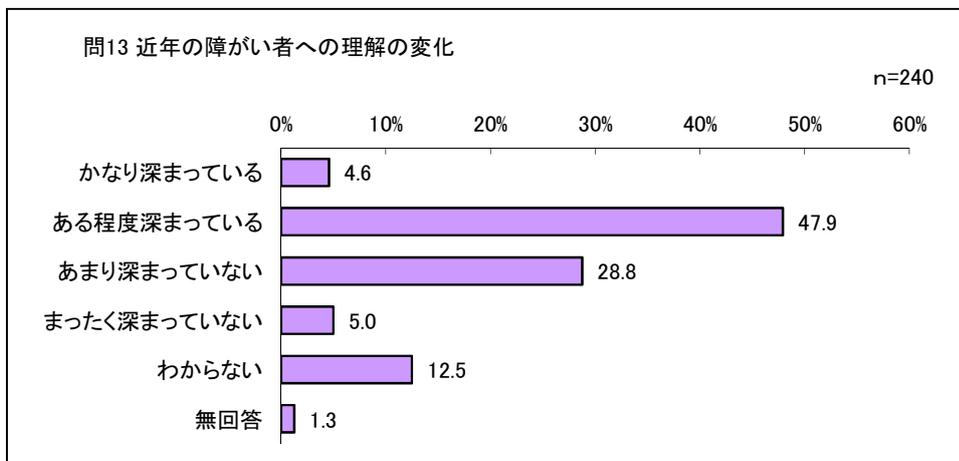


○『合理的配慮』という考え方をどう思うかについては、「賛成する」が49.2%、「ある程度賛成する」が32.9%と多く、両者を合わせると82.1%の人が“賛成”していることになる。一方、「あまり賛成できない」・「まったく賛成できない」を合わせた“賛成できない”人の割合は2.9%とわずかである。

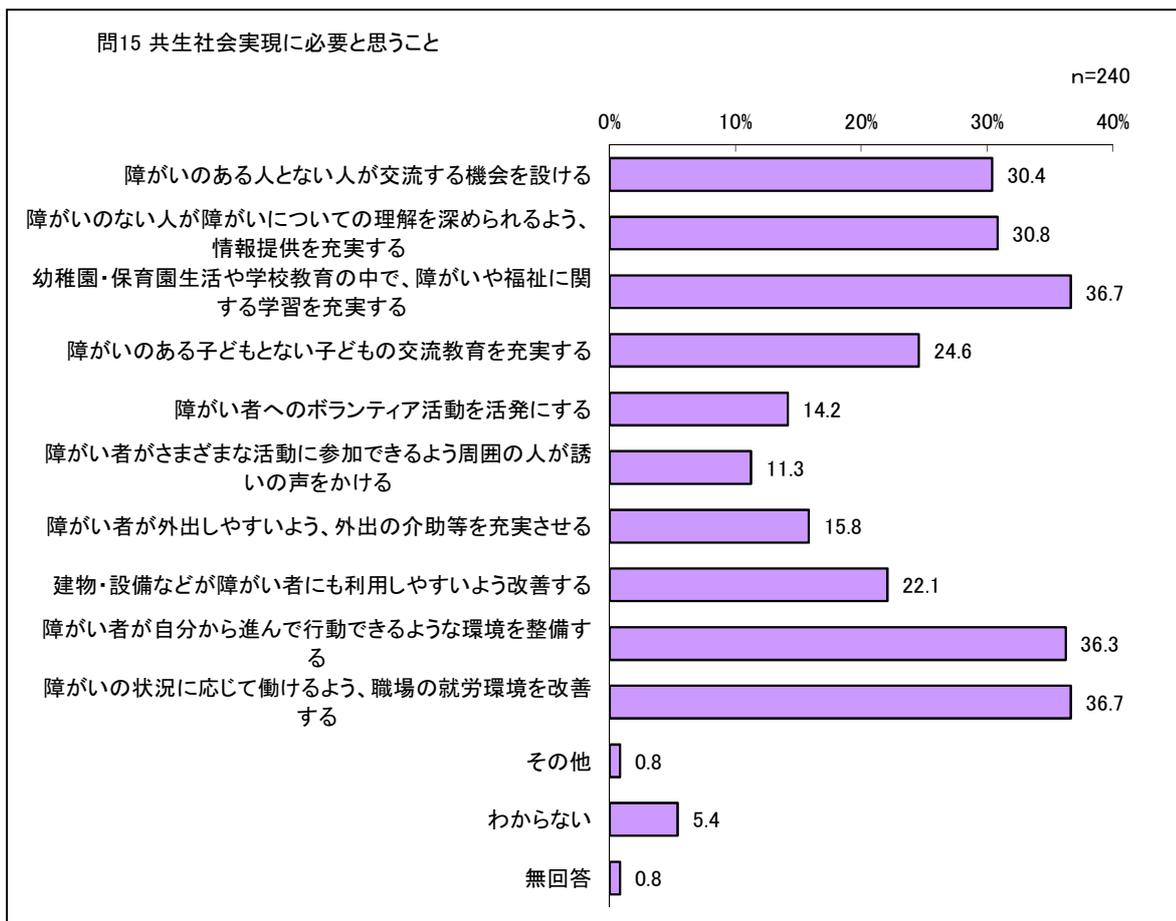
(3) 障がいのある人への理解、差別・偏見



- 地域社会の中に障がいのある人への差別・偏見があると思うか尋ねたところ、身体、知的、精神、発達障がい者について、「ある」と思うとの回答が5割前後を占め最も多くなっており、差別や偏見の解消に向けた普及・啓発活動その他の努力がまだ十分でないことがうかがえる。
- 具体的な割合は、身体障がい者については42.5%、知的障がい者では49.2%、精神障がい者は52.5%、発達障がい者は45.8%で、身体→発達→知的→精神の順に大きくなっている。「ない」と思うと答えた人の割合は、身体→知的→発達→精神障がいの順に小さくなっている。
- 難病患者については、「わからない」(34.2%)という回答が最も多く、次いで「ない」(33.3%)、「ある」(28.8%)の順になっている。



- ここ数年、社会の中で障がいのある人に対する理解が深まってきていると思うか尋ねたところ、「ある程度深まっている」と思っている人が47.9%と半数近くを占め、「かなり深まっている」の4.6%と合わせると、52.5%の人が理解の深まりを感じていることが分かる。他方、「あまり深まっていない」(28.8%)・「まったく深まっていない」(5.0%)を合わせると33.8%で、3割程の人が、理解が深まっているとは感じていないことになる。



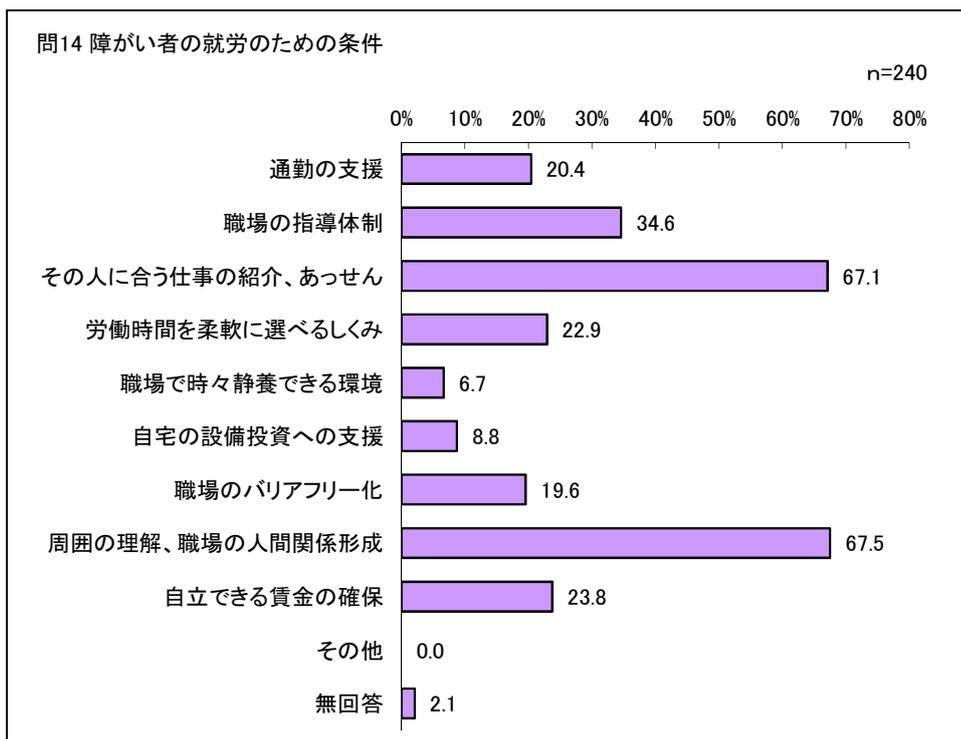
○障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくっていくために必要と思うこととしては、「幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」（ともに36.7%）、「障がい者が自分から進んで行動できるような環境を整備する」（36.3%）などが多く挙げられている。

○前回調査と比較すると、今回の1位は「学校教育等の中での福祉教育」、「障がいの状況に応じて働けるような、職場の就労環境の改善」となっており、前回調査の1位と2位が引き続き重要視されていることが分かる。

	今 回	前 回
第 1 位	幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する (36.7%) ----- 障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する (36.7%)	幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する (44.9%)
第 2 位	/	障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する (41.5%)
第 3 位	障がい者が自分から進んで行動できるような環境を整備する (36.3%)	障がいのない人が障がいについての理解を深められるような情報提供の充実 (34.6%)

注：() 内は回答割合

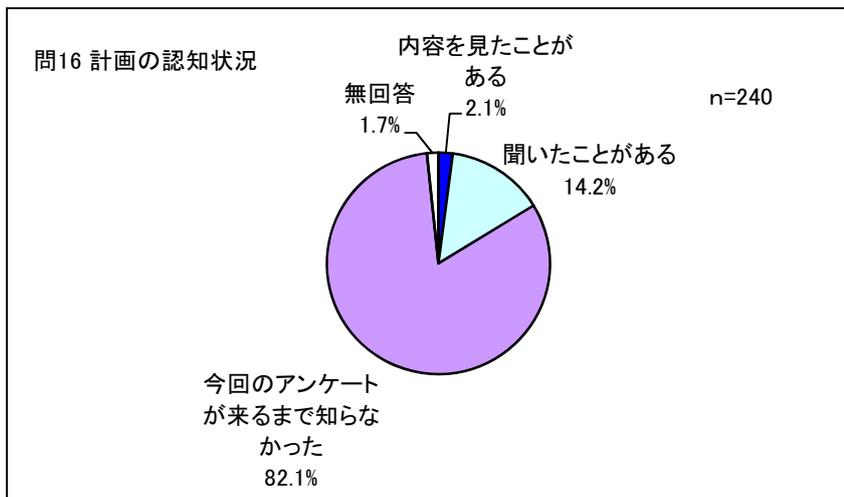
(4) 就労について



○障がいのある人が就労するために整えばよいと思う条件について尋ねたところ、「周囲の理解、職場の人間関係形成」(67.5%)という回答が7割弱で最も多く、僅差で「その人に合う仕事の紹介、あっせん」(67.1%)が続いている。

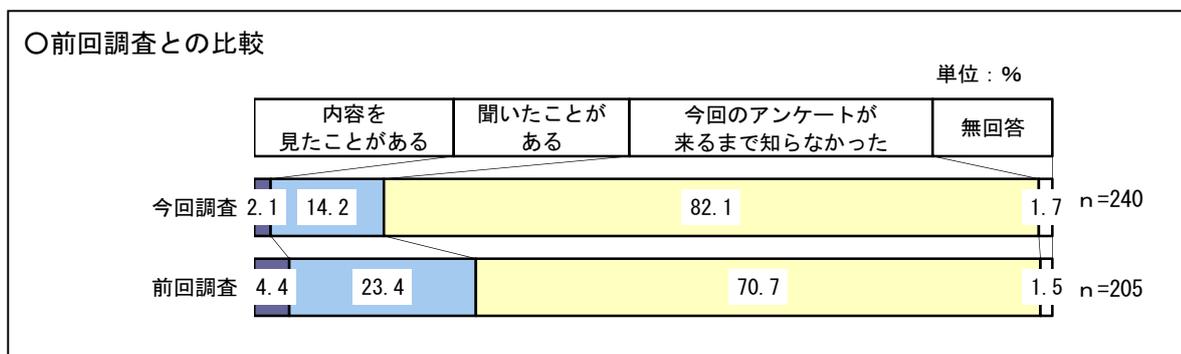
3 福祉のまちづくり

(1) 障がい者に関する計画、制度等の認識

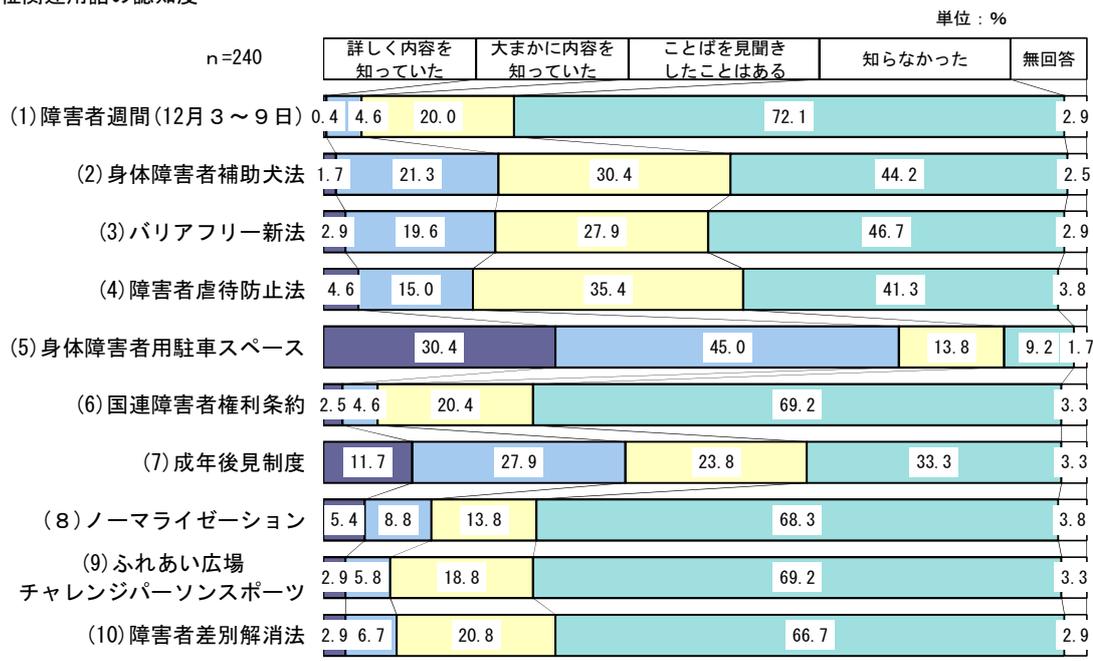


○白井市の『障害者計画』あるいは『障害福祉計画』を知っていたか尋ねたところ、「今回のアンケートが来るまで知らなかった」との回答が82.1%を占め最も多く、「聞いたことがある」は14.2%、「内容を見たことがある」は2.1%となっている。「内容を見たことがある」と「聞いたことがある」を合わせた割合は16.3%と、1割台後半にとどまっております。おり、市民への普及・啓発活動が十分でないことがうかがえる。

前回調査と比較すると、「今回のアンケートが来るまで知らなかった」の割合が11.4ポイント増加しており、計画の認知度が以前より下がっていることがうかがえる。「内容を見たことがある」と「聞いたことがある」を合わせた割合は反対に、11.5ポイント減少している。

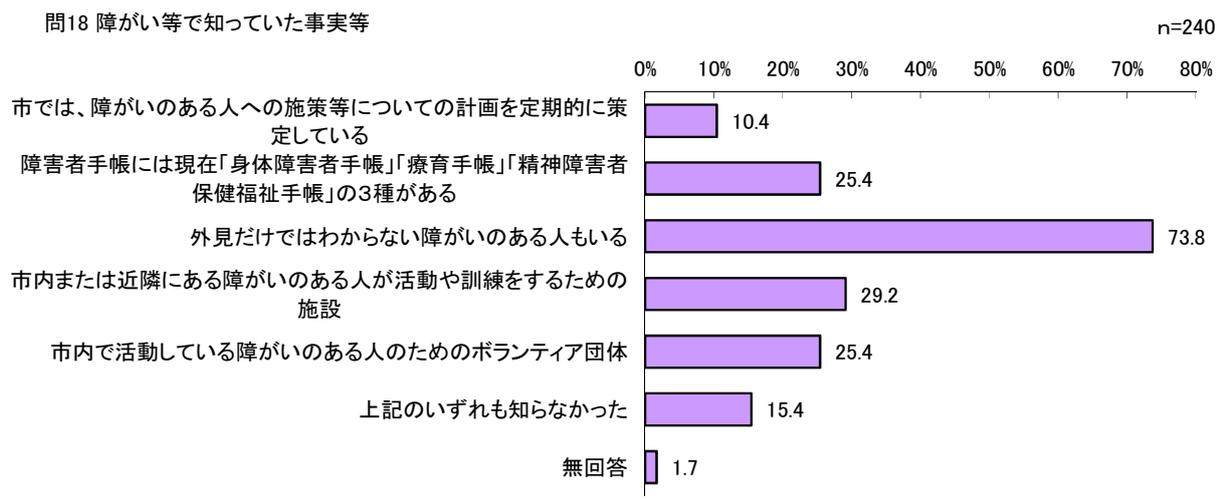


問17 障害者福祉関連用語の認知度



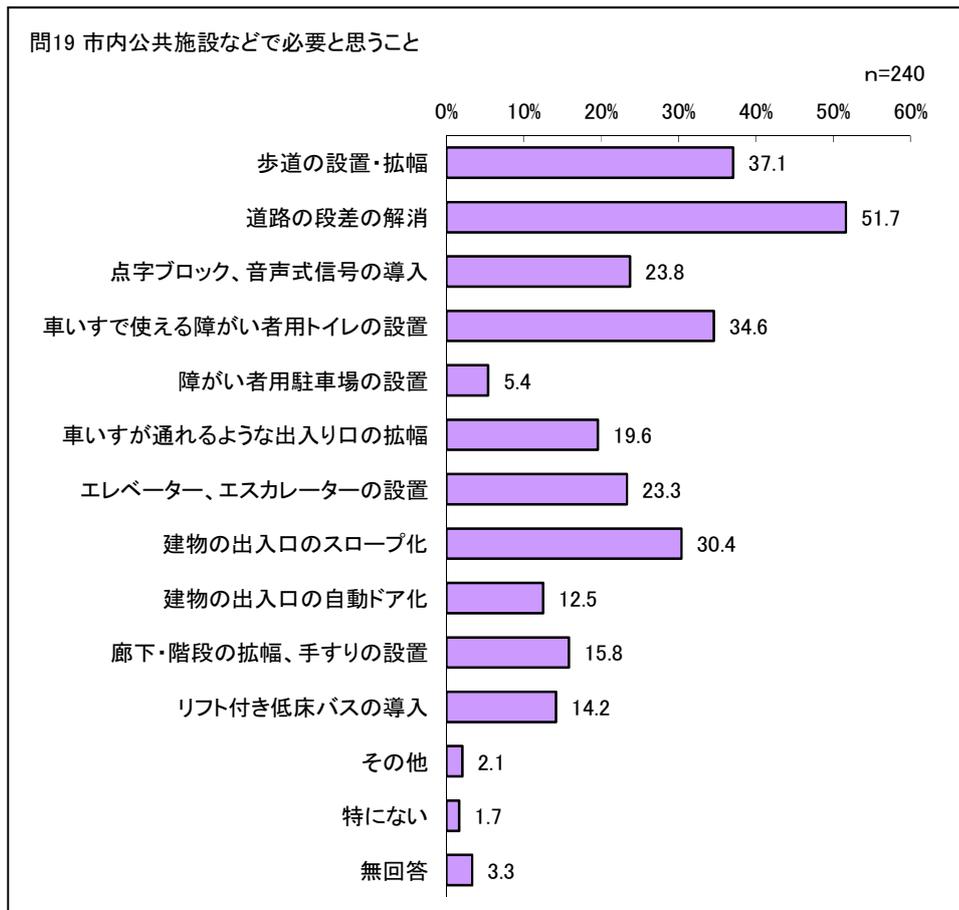
○障がい者福祉に関する法・制度などの認知度について尋ねたところ、「身体障害者用駐車スペース」については7割台、「成年後見制度」については4割近く、「身体障害者補助犬法」、「バリアフリー新法」については2割程度の人が「詳しく内容を知っていた」あるいは「大まかに内容を知っていた」と答え、比較的多くなっている。反対に、「障害者週間（12月3～9日）」については72.1%、「国連障害者権利条約」と「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」については69.2%、「ノーマライゼーション」については68.3%の人が「知らなかった」と回答し、多くなっている。

問18 障がい等で知っていた事実等



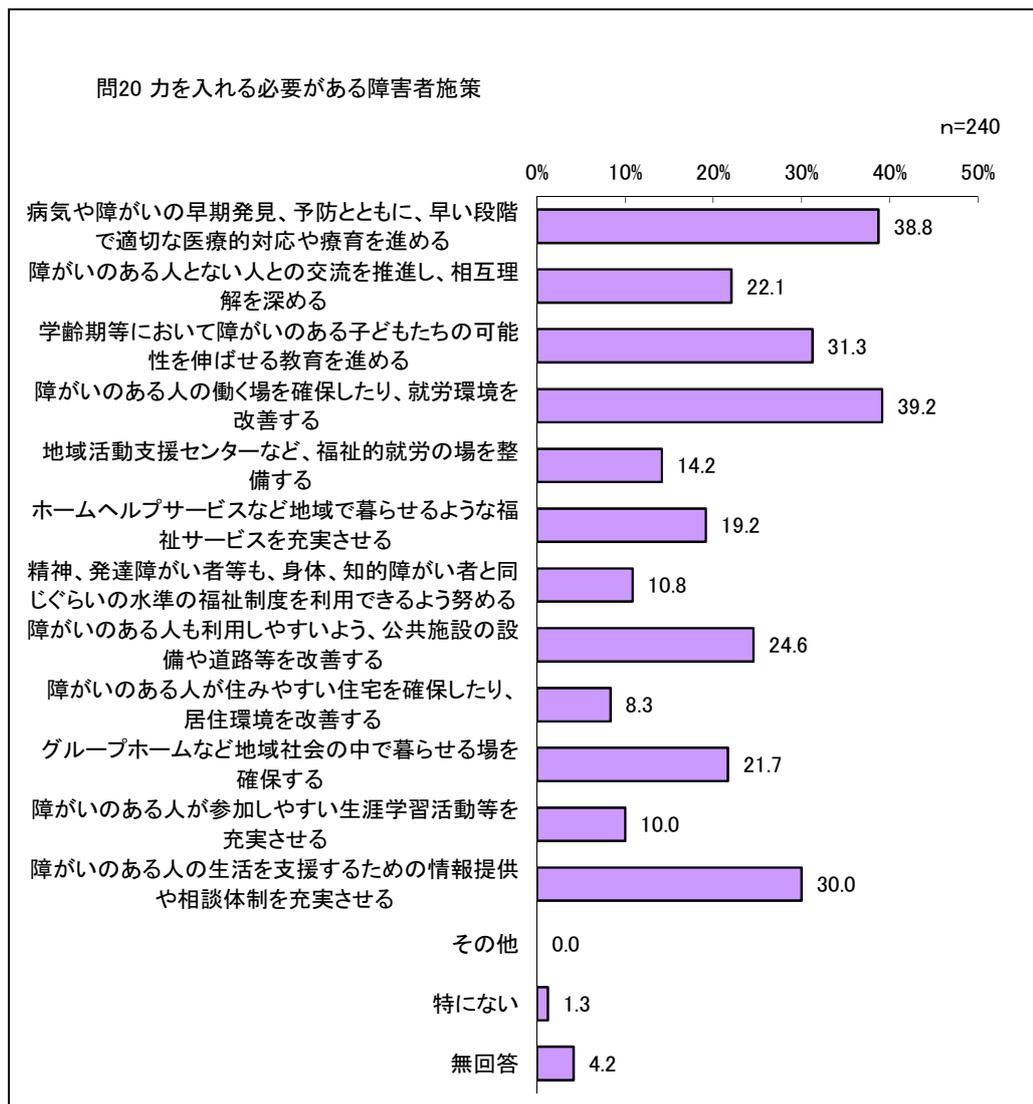
○調査票に示した事実や施設、団体等のうちどれを知っていたか尋ねたところ、「外見だけではわからない障がいのある人もいる」が73.8%で最も多く、「市内または近隣にある障がいのある人が活動や訓練をするための施設」(29.2%)、「障害者手帳には現在『身体障害者手帳』『療育手帳』『精神障害者保健福祉手帳』の3種がある」「市内で活動している障がいのある人のためのボランティア団体」(ともに25.4%)が続いている。

(2) 公共施設などの配慮事項



○市内の公共施設などを、障がいのある人等が利用しやすいようにするために特に必要だと思う点を尋ねた。「道路の段差の解消」(51.7%)、「歩道の設置・拡幅」(37.1%)との回答が多く、道路の整備が特に多く求められていることが分かる。続く「車いすで使える障がい者用トイレの設置」、「建物の出入口のスロープ化」、「点字ブロック、音声式信号の導入」、「エレベーター、エスカレーターの設置」、「車いすが通れるような出入り口の拡幅」が2割弱～3割強の割合となっている。

(3) 障がいのある人のため力を入れる必要がある施策



○障がいのある人のために特に力を入れる必要があると思う施策についての質問では、「障がいのある人の働く場を確保したり、就労環境を改善する」(39.2%)、「病気や障がいの早期発見、予防とともに、早い段階で適切な医療的対応や療育を進める」(38.8%)が4割近くで多く、次いで「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」(31.3%)が多く、第4位は「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実させる」(30.0%)となっている。

○前回調査と比較すると、前回は1位だった「病気や障がいの早期発見、予防と、早い段階での医療的対応や療育」は今回調査では僅差で第2位に後退した。代わって2位だった「障がい者の働く場の確保や就労環境の改善」が今回第1位となっている。また、前回3位・4位の「学齢期において障がい児の可能性を伸ばせる教育の推進」、「ホームヘルプなど福祉サービスの充実」は前回と同様の結果になった。第5位には前回第6位だった「障がい者も利用しやすいような公共施設の設備・道路等の改善」が入っている。前回に引き続き、就労支援や病気・障がいなどの予防、教育・療育などの施策が重視されている傾向がうかがえる。

	今 回		前 回
第 1 位	障がい者の働く場の確保や就労環境の改善 (39.2%)	←	病気や障がいの早期発見、予防、早期医療対応、療育 (40.5%)
第 2 位	病気や障がいの早期発見、予防、早期医療対応、療育 (38.8%)		障がい者の働く場の確保や就労環境の改善 (40.0%)
第 3 位	学齢期等において障がい児の可能性を伸ばせる教育を進める (31.3%)	←	学齢期等において障がい児の可能性を伸ばせる教育の推進 (30.2%)
第 4 位	障害者の生活支援のための情報提供、相談体制の充実 (30.0%)	←	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 (28.3%)
第 5 位	障がい者が利用しやすいような公共施設の設備・道路等の改善 (24.6%)		障がい者の生活支援のための情報提供、相談体制の充実 (24.4%)

注：() 内は回答割合

3 自由記入集

本章の内容は、アンケート調査票の自由記入式設問への記入内容を、各分野・テーマに分類し、それぞれの件数を取りまとめたものです。

1 身体障がい者

市の障がい福祉施策に関するご意見、ご要望【自由記入】

主な意見	件数 (総数:200)
啓発広報活動	1
障がい者福祉施策に対する理解の促進	1
相談体制及び情報収集・提供	34
障がい者への積極的な情報発信（定期的な広報、制度・サービスの内容についての説明、人が集まる機会に説明してほしい等）	17
アンケートについて（返信用封筒を大きく、内容がわかりにくい、ふりがな、アンケート以外の調査の実施等）	11
窓口について（初期の相談窓口の充実、個々の状況に応じた配慮、自宅への訪問、土日祝日の窓口の開設）	6
保健・医療	4
健康診査を1か所で行えるように	1
訪問治療について（訪問治療を実施する病院がほしい、実施している医療機関についての情報提供、歯の治療）	3
福祉サービス	64
手続きの簡略化	11
経済的支援	10
個人の状況に合わせたサービスの供給（量、手帳の等級にとらわれないサービス等）	10
交通費の補助（タクシー券等）	6
サービス提供事業者の質・量の不足	4
サービス全般の質、量の不足、推進（他市との比較等）	4
サービスが（十分に）利用できない（できなかった）	3
親が障がい者、子が健常者の場合の保育園入園について（保育料の軽減、入園条件の緩和）	3
日常生活用具（給付額の引き上げ、手続きの簡略化）	3
市職員・福祉に携わる人材の確保	2
医療費の助成（難病見舞金制度の復活）	1
継続的な支援	1
市営住宅等への入居	1
成年後見人制度の充実	1
分かりやすい制度	1
障がいを重度化させないための支援	1
市職員の障がい者に対する温かい対応の充実	1
障がい者の駐車場の優遇制度	1
雇用・就業	2
就労支援	1
仕事の情報を分かりやすくしてほしい	1

スポーツ・レクリエーション、文化活動	1
図書館にカセット資料を増やしてほしい	1
住宅のバリアフリーと建築物・公共施設の整備	3
車いす用トイレの設置(飲食店)	1
街のバリアフリー化(エスカレーター、エレベーター、スロープ等の設置)	1
駅近くの駐車場、タクシー乗り場の整備	1
移動・交通手段	14
交通機関の質・量の不足(バス、乗り合いタクシー等)	8
歩行空間の整備	3
音声信号機の導入	2
北総線の自動改札機(障害定期券を使用する際のランプの点灯が気になる)	1
防犯・防災対策	2
災害発生時に利用できるサービスを知りたい	1
災害時の薬の確保への不安	1
その他	75
謝辞や本問に関係のない内容	75
合計	200

2 知的障がい者

市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望・ご感想【自由記入】

主な意見	件数 (総数:81)
啓発広報活動	1
障がい者差別の解消	1
相談体制及び情報収集・提供	17
障がい者への積極的な情報発信(制度の仕組み・サービスの内容の説明、受給者証の期限のお知らせ等)	7
窓口・相談体制の充実(相談しにくい、個別訪問等)	5
配布物への配慮(お知らせ・アンケート等から「障がい」の記載をなくしてほしい)	2
アンケートについて(内容が難しい、無記名である必要はない)	2
重複障がい者に対する知識等についての事業者への指導	1
保健・医療	1
医療機関等の充実	1
福祉サービス	33
障がい者支援の充実(親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援)	6
グループホームの整備	5
サービス提供事業者の質・量の不足	3
サービスが(十分に)利用できない	3
サービス全般の質・量の不足、推進(他自治体との比較等)	3
個人の状況に合わせたサービスの供給	2
継続的なサービスの利用(放課後等デイサービス)	1
サービス利用の一律の金額上限の設定	1
行事費の事業者負担	1

支援者の育成	1
障害支援区分相応の支援が行われているかどうか	1
経済的支援	1
交通費の補助	1
ケアマネジャー制度の創設(障がい者にも)	1
契約書類が分かりづらい	1
引きこもりなどに対する支援の充実	1
介護・介助者の負担の軽減	1
教育・療育	6
療育の充実	3
加配の充実	1
発達支援センターでの授業の同日利用	1
特別支援学校への送迎	1
雇用・就業	8
働く場の確保	7
就労支援の充実	1
スポーツ・レクリエーション、文化活動	2
サークルの新設(フラダンス、スポーツ)	2
住宅のバリアフリーと建築物・公共施設の整備	2
車いす用のトイレの設置	1
子ども発達センター近くの駐車場の整備(拡張)	1
移動・交通手段	1
交通機関の量の不足(バス)	1
その他	10
謝辞や本間に関係のない内容	10
合計	81

3 精神障がい者

市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望・ご感想【自由記入】

主な意見	件数 (総数:61)
啓発広報活動	1
障がいに対する理解の促進	1
相談体制及び情報収集・提供	10
窓口・相談体制の充実(相談しにくい、人数の確保等)	5
サービスについての情報提供	3
アンケートについて(内容が難しい)	1
サポートブックの発行	1
福祉サービス	25
交通費の補助	6
経済的支援	5
障がい者支援の充実(親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援)	4
グループホームの整備	2
サービス全般の質、量の不足、推進	2
手続きの簡略化	2
国民健康保険の補助	1

	高次脳機能障がいに対する認識	1
	県営住宅への優先的な入居	1
	個人の状況に合わせたサービスの供給	1
教育		1
	小学校の特別支援学級の担任のサポート体制の充実	1
雇用・就業		9
	働く場の確保・整備(職場の受け入れ体制)	4
	制度・サービスの充実	3
	就職が困難	2
スポーツ・レクリエーション、文化活動		1
	交流できる場の確保	1
移動・交通手段		1
	車いすのレンタル	1
その他		13
	謝辞や本問に関係のない内容	13
合計		61

4 難病患者

市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望・ご感想【自由記入】

主な意見		件数 (総数:43)
啓発広報活動		1
	福祉・難病施策についての広報活動の充実	1
相談体制及び情報収集・提供		7
	サービスについての情報提供	4
	窓口の充実	1
	専門の医師からの講演	1
	アンケートについて(難病患者に対する内容の工夫)	1
福祉サービス		20
	経済的支援(難病見舞金制度の復活)	9
	サービスが(十分に)利用できない	3
	治療費の助成	2
	交通費の補助(公共交通機関の補助等)	2
	障がい者支援の充実(ひとり暮らし、症状が出たときの支援)	2
	手続きの簡略化	1
	事業者によるサービスの提供内容の違い	1
教育		1
	小中学校の内部障がいの児童・生徒に対する支援の充実	1
スポーツ・レクリエーション、文化活動		3
	自分と同じ病気の人と知り合いたい	2
	交流できる場の確保	1
その他		11
	謝辞や本問に関係のない内容	11
合計		43

5 障害者手帳を取得していない市民

市の障がい福祉施策に関するご意見・ご要望・ご感想【自由記入】

主な意見	件数 (総数:67)
啓発広報活動	26
障がい者及び障がい福祉施策への理解が深まるような情報の発信	10
アンケートが障がい者について考えるきっかけになった	6
障がい者とふれあえる機会の確保(年齢を問わず)	4
障がい者差別の解消	4
障がいを個性と思えるような意識の醸成	2
保健・医療	2
医療機関等の充実	2
福祉サービス	11
サービス全般の推進(住みやすいまちづくり、他自治体との比較等)	6
介護・介助者の負担軽減	2
市職員の障がい者に対する温かい対応の充実	1
他課との連携	1
タクシー券の配付	1
教育・療育	9
障がい者とふれあえる機会の確保(幼い頃から)	6
発達障がいの療育の充実	1
福祉・介護を学べる場所・学校の設置	1
障がいについての知識を持った指導者の育成	1
雇用・就業	2
障がい者が働ける場の確保	2
スポーツ・レクリエーション、文化活動	1
サークルの新設(フラダンス)	1
住宅のバリアフリーと建築物・公共施設の整備	1
集合住宅へのエレベーターの設置	1
移動・交通手段	4
道路の整備	3
交通機関の量の不足(バス)	1
防犯・防災	1
防災訓練の実施	1
その他	10
謝辞や本問に関係のない内容	10
合計	67

◇ 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、『白井市第5期障害福祉計画』の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況や利用者のご意見等について、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報をヒアリングにより収集することを目的に行いました。

(2) 調査の概要

調査は、市内の障がい者関係団体及び計画相談支援事業者を対象として、平成29年4月12日～28日に行いました。対象団体等ごとに個別に実施し、事前に配布しご記入いただいた調査票に沿って、市社会福祉課職員及び補助者（株式会社アイアールエス研究員）がご意見やご見解を聞き取りました。

対象団体等ごとの調査実施状況は次のとおりです。

調査の実施状況

区分	障がい者関係団体							計画相談支援事業者	
(1) 対象者	白井市心身障害児者父母の会	白井市視覚障害者白井あゆみの会	しらゆりの会	障害児・者と家族の会「つみき」	いちごの会	白井市聴覚障害者協会（友の会）	白井市身体障害者友の会「にこにこ」	座ぐり（社会福祉法人フラット）	アサンテ（特定非営利活動法人ぼれぼれ・ちば）
(2) 実施日	H29.4.12	H29.4.21	H29.4.24	H29.4.24	H29.4.25	H29.4.26	H29.4.28	H29.4.21	H29.4.26
(3) 出席者数	12名	4名	4名	4名	5名	1名	1名	2名	1名
(4) 実施場所	白井市役所本庁舎	白井市保健福祉センター							

団体名：白井市心身障害児者父母の会

日 時：平成 29 年 4 月 12 日（水） 11：00～

参加者：12 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：昭和 60 年

会員数：37（家庭）

平均年齢（約）：63 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

障がいのある人が豊かに安心して暮らすことができるように、障がいのある人の権利を守り、その福祉と教育の向上を図ること。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・総会（5 月）、定例会（9 回）
- ・白井市心身障害者福祉連絡協議会出席、他団体との情報交換
- ・千葉県手をつなぐ育成会事業への参加、協力
- ・喫茶たんぼぼ運営
- ・市附属機関（地域自立支援協議会、市地域福祉計画策定作業部会、市障害者計画等策定委員会）等への参加、協力
- ・チャレンジパーソンスポーツ運営協力
- ・市イベント（ふるさとまつり、市民活動まつり等）への協力
- ・行政との懇談、要望書提出
- ・勉強会、講習会、日帰り研修
- ・親睦会（新年会、レクリエーション） 等

《 障害福祉サービスについて 》

- ・特に重要と考えるサービス：生活介護、就労移行支援（A 型・B 型）、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）、相談支援、移動支援、日中一時支援。
- ・日中一時支援事業は、本人にとっても、仕事をしている家族にとっても負担が少なく、使いやすい。引き続き事業所の充実を図ってもらいたい。
- ・就労移行支援は市内の事業所がまだ少なく、市外の事業所を利用せざるを得ないことが多い。ニーズは大きいところだと思うので、市内の事業所を充実させてほしい。
- ・短期入所は、緊急時やレスパイトケアのため積極的に活用したいサービスであるが、事業所数が足りていないように感じる。特に、急な利用希望に対応してもらえる事業所が欲しい。
- ・共同生活援助については、施設に通所していない人や、比較的軽度の人も含めて、利用者の希望、障がいの程度、働き方に応じられる、多様な形態のグループホーム

ムを整備してほしい。

- ・相談支援事業所は、サービスを全体的にコーディネートし、サービスを継続的に提供する機能を強化してほしい。別のサービスを利用したくても、サービス提供事業者が違くと、利用者にとっては敷居が高いように感じてしまうことがある。
- ・障がいの程度や種別などによっては、本人や家族が相談に出向くのが困難な場合もある。本人がサービスの利用に対し否定的な感情を持ってしまうこともある。介護保険のケアマネージャーのように、相談支援事業者のほうから訪問してもらえると相談がしやすく、サービスが利用しやすくなる。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・ひとり暮らしをしている障がい者に対する支援体制を確立する必要がある。居住系サービスの充実も必要。
- ・障がい者の親の高齢化も進んでいる。本人が主体的に障害福祉サービスや支援制度を利用し、自立した生活ができるようなシステムの整備が必要。
- ・特に生活介護や居住系サービスにおいて、たん吸引や経管栄養等の医療的ケアが実現されるよう検討してもらいたい。

団体名：白井市視覚障害者白井あゆみの会

日 時：平成 29 年 4 月 21 日（金） 10：00～

参加者：4 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成元年

会員数：5 名

平均年齢（約）：70 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

会員の相互理解を旨として、福祉の増進と厚生を図り、障害者を取り巻く諸問題を解決し、近代社会の一員としての自覚のもとに社会に貢献すること。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・総会（1 回）
- ・研修会（5 回）
- ・他団体との交流
- ・音声訳ボランティア
- ・市の行事への参加
- ・心身障害者福祉連絡協議会の行事への参加
- ・社会福祉協議会の行事への参加
- ・小、中、高校の総合学習の講師 等

《 障害福祉サービスについて 》

- ・特に重要と考える障害福祉サービスは、地域生活支援事業。
- ・視覚障がい者が使えるサービスが少ない。また、サービスの受給を市に申し込むとき、職員に不愉快な言葉遣いをされたことがある。
- ・視覚障がい者の移動のためのサービスを利用しやすくしてほしい。同行援護は、専門の担当者がある事業所が市内に 1 箇所もないので、サービスを利用しにくい。また、事業所に利用を申し込む際、身体介護を伴わない場合は契約を断られるケースが多い。
- ・福祉タクシーについては、迎車料金が免除になるようにしてほしい。
- ・新しい制度については、説明会や申し込みのときに、正確な情報を提供してほしい。また、視覚障がい者が相談できる場所を確保してもらいたい。
- ・身体障害者福祉センターの講座について、自力で保健福祉センターまで来ることが条件だと、視覚障害者は参加しにくい。近隣の市のように福祉バスが利用できたら参加しやすい。また、視覚障がい者が参加しやすい講座を開催してほしい。例えば、音楽講座に参加したいが、単独では参加しにくい。ゲームなどを行ってくれるとよい。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・行政に携わる人は、視覚障がいの疑似体験を必ずしてほしい。ガイドヘルパー講座は今後も継続して実施してほしい。また、その体験で得たものを行政に反映してほしい。
- ・差別意識をなくし、心のバリアフリーを実現してほしい。
- ・会議では、予め資料を点訳してもらいたい。
- ・音響信号や点字ブロックの設置を行うときは、当事者を立ち合わせてほしい。
- ・アンケート調査においては、「身体障がい者」として一括りにするのではなく、障がいの種別ごとにアンケートを行ってほしい。視覚障がい者の人たちがどのような意見を持っているのかを知りたい。また、視覚障がい者は、家族などに代読や代筆を依頼せざるを得ないため、自由な回答がしづらくなってしまう。
- ・年に1回ほど、市と懇談する機会が欲しい。今回のようなヒアリングの機会も増やしてほしい。

団体名：しらゆりの会

日時：平成 29 年 4 月 24 日（月） 10：00～

参加者：4 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成 9 年

会員数：12 名

平均年齢（約）：72 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

精神障がい者を抱える家族同士の心のケアと、障がい者本人の福祉の向上を目指して、「支え合い」、「学習」、「対外的働き掛け」の三本柱を基本に諸活動を展開している。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・話し合い、情報交換等の会：精神保健福祉士の指導の下に実施
- ・創作等活動：癒しと元気の回復を目指して、「手芸・小物作りの会」、「園芸の会」、「療育ボードゲームの会」等を実施。
- ・グループワーク「えんやこらの会」：経験交流を中心に話し合いを実施。
- ・支援施設事業の応援、協力
- ・対外活動：行政への働きかけ、他団体との交流等

《 障害福祉サービスについて 》

- ・相談支援事業、訪問型サービス、日中活動、居住系サービスの充実・強化が重要。
- ・現在、国民の 40 人に 1 人以上が精神疾患のため医療機関を受診している。白井市の人口に当てはめると 1,500 人以上となるが、白井市の自立支援医療（精神通院）の利用者は 700 人程度に過ぎないと聞く。多くの人が公的なサービスを使わず、問題を抱えたまま家庭に引きこもってしまっているのではないかと。精神保健福祉士などと気兼ねなく相談できる場所や、精神障がいに対応した相談支援事業者を大幅に増やすことが必要。
- ・訪問型サービスの強化も、引きこもりに対する一つの方策となる。訪問による看護、相談、生活訓練等の充実が求められる。
- ・日中活動については、事業所の提供する活動内容にうまく適合できないケースがある。多様な就労・日中活動の機会確保のため、既存事業所の事業内容の充実、新規事業所の誘致を進めてほしい。また、生活訓練や就労移行支援は、支給期間（2 年間）終了後に居場所がなくなってしまうケースが生じている。継続して利用できるようになるとよい。
- ・居住系サービスについては、グループホームへの入居実現に向けた支援が重要。ただし、障がいの特性上、共同生活が難しい人もいるので、一人暮らしを支援するシステムの構築も必要だと思う。

- ・市の就労支援窓口は、本人の意向や特性に合わせて、親身な対応をしてほしい。
- ・障害福祉サービスをより利用しやすいものにするため、行政は、相談窓口の増強（例：各センターでの窓口開設等）、相談支援事業者の周知（広報への毎回掲載等）、精神科クリニック等の誘致、多様な日中活動を提供するための新規サービス事業者の誘致に努めてほしい。
- ・相談支援事業者は、精神障がいに対応できる専門相談員を確保するとともに、訪問サービスへの取り組みを強化してほしい。
- ・サービス支援事業者は、訪問や通所支援を通して、本人への動機づけ、意欲喚起、送迎等に取り組んでもらいたい。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・「引きこもり」対策の推進が必要。
- ・「親亡き後」に当事者が自立できるための支援体制を確立してほしい。
- ・障がいの程度や特性に応じた就労形態を考え、それに合わせた支援の方策を検討してほしい。全ての支援対象者を一般就労に向かわせるのは現実的ではない。また、工賃の上昇は重要であるが、そのために作業内容が効率を追求するものになっては困る。
- ・精神障がい者を抱える家族の支援も進めてほしい。例えば家事の補助など、高齢の親の負担軽減のためのサービスを提供してほしい。
- ・「えんやこらの会」で寄せられた声や情報を発信できる場が欲しい。このような活動について、市との協力関係が築けたら良い。
- ・障がい者が住宅を借りやすくするため、保証人制度、家賃補助、公営住宅へのあっせん等を充実してほしい。
- ・精神障害者保健福祉手帳を申請する際の診断書料に対する助成があるとよい。

団体名：障害児・者と家族の会「つみき」

日 時：平成 29 年 4 月 24 日（月） 13：00～

参加者：4 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成 14 年

会員数：11 名

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

障がい児・者および家族が住み慣れた地域で生き生きと暮らせることを願い、会員相互の情報交換を図るとともに親睦を深めること。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・新年会（1 月）
- ・定期総会（5 月）
- ・教育長と語る会（7 月）
- ・月例会（2・4・6 月）

《 障害福祉サービスについて 》

- ・知的障がい者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、地域生活支援事業の充実が不可欠。特に、学齢期を終えてからは地域で過ごす時間が長くなるので、地域社会の一員として関わっていけるような事業を考えてほしい。
- ・職業訓練や職場実習などの就労支援に力を入れてほしい。障害年金だけでは経済的な自立は難しい。就労によって障がい者自身も社会の一員としての実感が持てると思う。学校からのサポートもある程度受けられるが、卒業してから年数が経過してしまうと、自分たちで様々な手配をしなければならず、家族の負担も過大になる。
- ・移動支援について、事前に出かける日程や時間が決まっているときは良いが、急に予定が変わってしまったとき（例：急病による通院）は使いづらい。予定変更によるキャンセルが続いたときなどは、利用を遠慮してしまい、そのまま利用しなくなってしまうこともある。サービスを利用しない期間が長くなると、制度や事業所の体制が変わり、再度契約しての利用をためらうケースもある。当事者を中心に考え、もっと使いやすいサービスにしてほしい。例えば、健康づくりのためのスイミングクラブやジム通いなどにも移動支援が使えるようになると良い。
- ・「親亡き後」の知的障がい者の権利擁護のため、成年後見制度の活用を考える保護者が増えている。もっと使いやすい制度になるよう考えてほしい。また、本人の意思決定を助けてくれるようなサービスがあると良い。
- ・グループホームに入居するほどではない、または制度上入居することができないが、ある程度のサポートが必要な知的障がい者に対し、「親の代わり」として、見守りや家事など生活全般を支援してもらえるサービスがあるとよい。

- ・医療、教育、福祉が連携し、一人ひとりの障がい者のライフステージ全般を見て、必要なサービスや支援を考えていくことが大切。障がい者の情報を一元管理することで迅速な対応が可能になる。本人や家族の意思をふまえて、生活をコーディネートしてくれる人やシステムがあればよい。
- ・特別支援学校の高等部に入学すると、所在地が市外のため、市の情報が取得しづらく、卒業後のサービスや支援制度の利用について、引継ぎが不十分になってしまうことが多い。
- ・どのようなサービスが利用できるか分からない。ホームページで確認できるようにしてほしい。また、窓口で配ってもらえるような冊子があると良い。特に、制度が変わったときや、障がい児から障がい者に移行するときには、サービスや支援制度について、もっと積極的に情報発信してほしい。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・限られた財源の中でサービスの充実を望むのは難しいとは思いますが、障がい児・者が住みやすい環境は、高齢者や幼児にも住みやすい環境であると考えている。少子高齢化が進んでいるが、住み慣れた地域で生き生きと生活していきたいと願うのは障がい児・者も同じ。障害福祉計画はその視点で策定してほしい。
- ・本当に必要な人が障害福祉サービスを利用できるようにするためにも、健康維持、増進のための施策の充実が必要ではないか。また、学校などでは、障がいのある子どもであっても、できるだけそうでない人と同じように社会で生きていけるようにするための教育を提供してほしい。

団体名：いちごの会

日時：平成 29 年 4 月 25 日（火） 10：00～

参加者：5 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成 20 年

会員数：約 20 名

平均年齢（約）：40 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

- ・障がいを持つ親のストレス軽減
- ・ペアレントトレーニングに準ずる勉強会の開催
- ・就学や就労についての情報収集

【平成 28 年度の主な活動】

- ・勉強会『作業療法の基礎知識、必要性』の企画・開催
- ・ストレス軽減目的のレク、ミーティング（月 1 回）
- ・市内福祉施設（就労支援施設等）の見学

《 障害福祉サービスについて 》

- ・児童発達支援を提供する事業所や職員が少なく、子ども発達センターは受入者数が過大になっていると思う。専門職の人員を確保し、療育の指導時間を増やしてほしい。あるいは、もっと受け入れ施設をもっと増やしてほしい。
- ・児童のサービスはセルフプランの人が多いが、書き方がよくわからない。子どもの将来を見越して計画を立てたいが、そもそもサービス全体についてよくわかっていないので限界がある。
- ・発達センターでは幼児期まではある程度密に療育を行ってもらえるが、学齢期になり放課後等デイサービスに移行すると、年数回しか療育を受けられなくなり、「卒業」させられてしまった感じを受ける。
- ・放課後等デイサービスで、事業所によっては、保護者に理由がよく説明されないままプログラムが変更されてしまうことがある。
- ・重度の障がいを持つ児童に向けたプログラムも提供してほしい。ただし、そのために既存のサービスが手薄になることがあってはならない。
- ・障害福祉サービスにどのようなものがあるのか、情報が口コミなどでしか伝わってこない。また、自分の子がどのサービスを利用しているのか、契約更新の通知が来たときに初めて気づくケースもある（児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行など）。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に対する意見・要望 》

- ・将来、社会で共に生きていくためには、幼児期における療育がとても大切である。

幼児期に得られる下地の有無によって、本人が学校や社会において対応する力が決まってくると思う。障がい児の療育の場をもっと増やしてほしい。また、早期に、長く一貫性があり、一人ひとりにあった療育を提供してほしい。

- 子ども発達センターと学校との連携がとれておらず、専用教材の使用や教育方法、子どもの状況などについての情報が十分に共有されていないことがある。子ども発達センターが軸となって対応してほしい。
- ライフサポートファイルが上手く活用されていないのではないか。学校に渡してもあまり見てもらえていないように感じることもある。
- 特別支援学級においては、特別支援学校と比べて、保護者へのサポートが十分でない場合がある。学校の先生の業務負担を軽減し、子どもや教育に向き合える時間を増やしてほしい。
- 障害福祉サービスに含まれないサービス（ことばのサポート、医療的なケアなど）を利用するときは自費負担が大きくなってしまう。他市では補助対象になる場合もあるようなので、白井市でも検討してほしい。
- 施設の構造など、障がい児への配慮が足りない点が多い。例えば、保健福祉センター3階の吹き抜けなど、子どもから目が離せず非常に危険である。

団体名：白井市聴覚障害者協会（友の会）

日 時：平成 29 年 4 月 26 日（水） 10：00～

参加者：1 名、手話通訳者 1 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成元年

会員数：7 名

平均年齢（約）：52 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

- ・市内在住の聴覚障がい者が困っていることについて、市民へ理解を求め、広める。
- ・手話を少しでも広める。
- ・市に要望を出す。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・定例会（月 1 回）
- ・手話サークル梨の実との合同視察研修
- ・大山口小学校学童手話教室（月 1 回）
- ・福祉教育に協力（清水口小学校）
- ・白井市心身障害者福祉連絡協議会への参加
- ・県協会葛北支部の会議への参加
- ・手話サークル梨の実、手ことばの会ひまわりに参加・協力
- ・耳の日まつりへの参加

《 障害福祉サービスについて 》

- ・手話通訳者を常設し、いつでもどこでも通訳できるようにしてほしい。
- ・手話通訳者の派遣を依頼すると、返答が来るまでに 2～3 日程度時間がかかっているが、できるだけ早めに返答がほしい。特に、「誰が来てくれるのか」ということを早めに知りたい。
- ・補装具（補聴器）の支給等に関する不満等は特にない。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・災害時の情報保障を充実させてほしい。放送があっても聞くことができず、どのような対応をしているのかわからない。（例：災害発生後、避難した方が安全なのか、あるいは自宅に留まっていた方がよいのか、など）
- ・会員数を増やしたいので、市の広報に会の案内を掲載してもらいたい。また、手話サークル梨の実と手ことばの会ひまわりと共同で作成している避難マップについても、掲載してほしい。

団体名：白井市身体障害者友の会「にこにこ」

日 時：平成 29 年 4 月 28 日（金） 10：00～

参加者：1 名

《 団体プロフィール 》

発足時期：平成 16 年

会員数：8 名

平均年齢（約）：65 歳

《 活動目的・活動状況 》

【目的】

障がい者の社会参加、自立を目指すとともに、地域と協調し、障がいの克服、余暇活動を行う。

【平成 28 年度の主な活動】

- ・各種イベントへの参加
- ・季節ごとのドライブ、公園でのリハビリ等

《 障害福祉サービスについて 》

- ・障害福祉サービスがあることは把握しているが、そもそもどのようなサービスがあるのか、自分たちが必要とするようなサービスがあるのかがわからない。また、肢体不自由では介護保険サービスの方が優先されるため、障害福祉サービスの対象になりにくいのではないかと。
- ・サービスの一覧が載ったガイドブックなどの情報を提供してほしい。
- ・身体障害者福祉センターに対しては特に不満等はない。楽しんで活動できている。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・歩道の整備をしてもらいたい。新しい道路では歩道が整備されているが、古い道路に対しても行ってほしい。（例：第一小学校前の道路）
- ・市役所駐車場の障がい者用スペースを確保してほしい。また、利用者への周知を徹底してほしい。

事業者名：特定非営利活動法人ぼれぼれ・ちば 相談支援事業所アサンテ

日時：平成 29 年 4 月 21 日（金） 13：00～

参加者：1 名

《 事業所プロフィール 》

所在地：根 66-5

主な対象者：精神障がい者

年間利用者数：約 1,600 人(平成 28 年度・延べ)

《 障害福祉サービスについて 》

【サービス利用者からの意見・要望等】

- ・生活訓練や就労移行支援の利用期間の制限(基本 2 年間、延長しても 3 年間)が利用の障壁になっている。病気等で通所できない期間も利用期間に含まれてしまうので、実質的に利用できる期間はさらに少なくなってしまう。実際にサービスを利用した日数で計算してもらえないものか。また、発達障がいの人などでは、集団に馴染めるまで 1 年以上かかるケースもあり、これでは、2 年間ではとても足りない。

【サービス等利用計画の作成について】

- ・精神障がい者の受入れが可能なグループホームが少ない。箇所数は増えてきているが、市内のグループホームの多くは知的障がい者が入居者の主体であり、精神障がい者がその中に入っていくのは難しい。
- ・障がい種別によって対応の仕方が違うので、異なる障がい種別の人を同一の施設で分け隔てなく受け入れてもらうのは難しい。
- ・就労継続支援 (B 型) は、ひとつの事業所で提供できるメニューは限られるので、もっと多くの事業所が出来、多様な活動内容の中から選べるようになると良い。

【サービス提供事業者や行政等関係機関との連携について】

- ・受給者証の申請から交付までに 1 か月程度掛かることもあり、その間、利用者は事業所と契約を結ばず、自宅等で待機しなければならないことがある(契約前から受入れを行っている事業所もある)。
- ・精神障がい者では、病院から退院した後、障害福祉サービスの利用につながらず自宅等に引きこもってしまう人も多い。訪問が必要なケースも少なくないが、マンパワーの問題があり、事業所だけでは対応しきれない。病院と事業所の連携が取れるとよい。

【今後のサービスの需給状況について】

- ・障がい者の親の高齢化が進んでおり、グループホーム等の需要は増加している。

《 障害福祉計画または障がい福祉行政全般に対する意見・要望 》

- ・福祉制度等の周知徹底が必要。手帳を持っている人でも、制度やサービスについてほとんど知らないこともある。
- ・人によっては、役所の窓口は敷居が高いと感じることもある。一般相談の窓口を強化することが重要。地区ごとに相談支援の窓口があれば良い。

事業者名：社会福祉法人フラット 相談支援事業所「座ぐり」

日時：平成 29 年 4 月 26 日（水） 15：00～

参加者：2 名

《 事業所プロフィール 》

所在地：南山 1-8-1 白井市障害者支援センター内

主な対象者：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児

年間利用者数：約 700 人（平成 28 年度）

年間相談件数：約 3,200 件（平成 28 年度）（一般相談を含む）

《 障害福祉サービスについて 》

【サービス利用者からの意見・要望等】

- ・セルフプランではなくサービス等利用計画を作成してほしい。すぐにサービス等利用計画を作成してもらえない。（相談支援事業所及び相談支援専門員の数が少なく、計画作成が需要に追いついていない）。
- ・精神障がい者の日中活動の場所がない。（就労継続支援 B 型を利用するのが難しく、生活介護の対象にもならない人は、自立訓練（生活訓練）の利用期間が終わると居場所がなくなってしまう）。
- ・児童の通所支援が受けられる事業所が少ない。
- ・身体障がい者が通所できる施設が市内に少ない。送迎がないと利用するのが難しいが、市外事業者では、白井市内への送迎がない場合が多い。

【サービス等利用計画の作成について】

- ・計画作成の需要に対し、市内には相談支援事業所及び相談支援専門員が少ない。また、市内の他の相談支援事業所ではそれぞれの併設施設の利用者を中心に計画を作成しているため、それ以外の人の多くは自所が作成を引き受けている状況になっている。

【サービス提供事業者や行政等関係機関との連携について】

- ・相談支援事業所とサービス提供事業所との間で危機意識に差があるケースでは、円滑な連携が難しいことがある。
- ・地域自立支援協議会の積極的な活用などにより、関係機関の連携を強めることが重要。

【今後のサービスの需給状況について】

- ・居宅介護：ニーズはあるもののヘルパーの確保が困難になっており、供給が追いついていない。特に通院等介助では、拘束時間が長くなってしまいう反面、待合時間が報酬に算定されないなどの理由から、体制確保が難しくなっている。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス：医療的ケアができる市内の事業所が最近閉鎖してしまい、利用者の受け入れ先が減ってしまった。

- ・共同生活援助：身体障がい者、精神障がい者が入居できるグループホームについて、需要はあるものの供給が足りていない。
- ・自立訓練(生活訓練)：日中活動の場として利用されている人は、2年間の利用期間終了後に行き場がなくなってしまう。地域活動支援センターなど、居場所になるサービスが必要。

《 障害福祉計画や障がい福祉行政に関する意見・要望等 》

- ・相談支援事業所が少ない。補助金があったり、働く人が確保できれば事業者も参入しやすい。市単独で難しいのであれば、近隣の自治体との連携も模索すべき。
- ・地域生活支援事業の提供事業所が少ない。サービス提供事業所が増えれば、比例して相談支援事業所の増加も見込める。
- ・セルフプランが多い現状を改善すべき。第三者の目が入らないと、十分な権利擁護ができない。
- ・グループホームの整備を進めるべき。受け皿がなければ地域移行の推進は難しい。
- ・自立支援協議会をもっと充実させてほしい。回数も増やしたほうがよい。
- ・介護保険のサービスで不足している部分を障害福祉サービスで補いたい、という利用者が増えてきている。障害福祉サービス単体で利用している人への供給量が不足しないよう注意する必要がある。



障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

障害福祉計画・障害児福祉計画について

基本指針について

・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示)

・【最終改正 平成二十九年厚生労働省告示第百十六号】

・障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び第89条

(市町村障害福祉計画)

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

(都道府県障害福祉計画)

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

■ 児童福祉法第33条の20及び第33条の22

(市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

(都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ・各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

計画期間について

18年度～20 年度	21年度～23 年度	24年度～26 年度	27年度～29 年度	30年度～32 年度
第1期障害福祉計画期間	第2期障害福祉計画期間	第3期障害福祉計画期間	第4期障害福祉計画期間	第5期障害福祉計画期間
				第1期障害児福祉計画期間

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等(障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業)及び障害児通所支援等(障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概略

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の概略 (PDF : 100KB)

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

成果目標(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

基本指針に定める目標値	
1	<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>1. 平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本。</p> <p>※ 整備法による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。</p> <p>2. 平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本。</p> <p>※ 継続入所者の数を除いて設定するものとする。</p>
2	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。</p> <p>2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</p> <p>3. 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 別表第四の一の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。</p> <p>4. 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点) 入院後3か月時点の退院率については69パーセント以上とし、入院後6か月時点の退院率については84パーセント以上とし、入院後1年時点の退院率については90パーセント以上とすることを基本。</p>
3	<p>地域生活支援拠点等の整備</p> <p>地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本。</p>
4	<p>福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本。当該目標値を達成するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。 ・事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。 ・障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業によ

る支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本。

<p>5 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本。 また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。</p> <p>2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>3. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。</p>
-------------------------	--

別表第四(関係部分抜粋)

項	式
一	$\sum A_1 B_1 \times \alpha \times \beta + \sum A_2 B_1 \times \gamma$
二	$\sum C_1 B_2 \times \alpha \times \beta + \sum C_2 B_2 \times \gamma$

備考

この表における式において、A1、A2、B1、B2、C1、C2、 α 、 β 、 γ は、それぞれ次の値を表すものとする。

A1 精神病床における入院期間が1年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率

A2 精神病床における入院期間が1年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率

B1 当該都道府県の区域における、平成32年における65歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口

B2 当該都道府県の区域における、平成32年における65歳未満の性別及び年齢階級別の推計人口

C1 精神病床における入院期間が1年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者を除く。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率

C2 精神病床における入院期間が1年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者(認知症である者に限る。)に係る平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率

α 精神病床における入院期間が1年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として0.80から0.85までの間で都道府県知事が定める値

β 1年当たりの治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.95から0.96までの間で都道府県知事が定める値を3乗した値を、調整係数0.95で除した数

γ 1年当たりのこれまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、原則として0.97から0.98までの間で都道府県知事が定める値を3乗した値

サービス見込量(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業 (就労移行支援を行う事業をいう。以下同じ。)及び就労継続支援事業(就労継続支援を行う事業をいう。以下同じ。)の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、平成32年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成32年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、平成32年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
公共職業安定所における福祉施設利用者への支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。

訪問系サービス

事 項	内 容
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)

事 項	内 容
生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練(機能訓練)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練(生活訓練)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援(A型) (規則第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、就労継続支援(A型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援(B型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(B型)の利用が見込まれる者の数、就労継続支援(B型)の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。)の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
就労定着支援	障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
療養介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
短期入所(福祉型、医療型)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

事 項	内 容
自立生活援助	単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活

共同生活援助	<p>への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>また、グループホームに第一の一の3の機能を付加的に集約して整備する場合には、当該地域生活支援拠点等の設置箇所数の見込みを設定する。</p>
施設入所支援	<p>平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2パーセント以上を削減することとし、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

相談支援

事 項	内 容
計画相談支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>
地域移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p> <p>設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。</p>
地域定着支援	<p>現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>

障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

事 項	内 容
児童発達支援	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
医療型児童発達支援	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p>
放課後等デイサービス	<p>地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、</p>

入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

発達障害者等に対する支援

事 項	内 容
発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」骨子案

骨子案（章立て・記載事項）	考え方（ねらい）
【計画の名称】	
「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」	（児童福祉法改正により、障がい児部分については、新たに「障害児福祉計画」として策定義務付け）
【内容】	
第 1 章 序論	
第 1 節 計画策定の背景・目的 (1) 背景 ・第 1～4 期の障害福祉計画で取り組んできたことの概要 ・障がい福祉に関する最近の動向 (2) 目的 ・上記の背景を踏まえ、第 3 章に述べる「基本目標」及び国の基本指針の「基本的理念」を実現するために、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等に係る目標を設定するとともに、それらのサービスの提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的として定める計画であること	何のために計画を策定するのかを明らかにする。
第 2 節 計画の位置付け (1) 法的根拠 ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であって、これらの法律に基づく国の基本指針に即して成果目標及び活動指標等を策定するものであること (2) 市の計画体系における位置付け ・総合計画及び地域福祉計画（基幹計画）を上位計画とする個別計画であり、障害者計画と連携するものであること。また、他の個別計画や県の関連計画と整合をとっていること	計画策定において従う、又は整合を取る必要がある枠組みを明らかにする。
第 3 節 計画の期間 ・国基本指針に基づき計画期間を平成 30～32 年度とすること ・市の障害者計画の期間（平成 28～37 年度）に含まれること	

<p>第2章 障がい者・難病患者の現状と課題</p>	
<p>第1節 障がい者・難病患者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各手帳所持者数（種類別、級別、年推移） ・難病見舞金受給者数（年推移） ・障害支援区分認定者数（区分別、年推移） ・近年の傾向 	<p>障がい福祉行政の大枠的な対象規模とその動向を明らかにする。 （サービス利用者数実績は4章「活動指標」に記載）</p>
<p>第2節 障害福祉サービスの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスとは、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者・難病患者が事業者と契約を交わし、介護や訓練などの必要な支援を利用できる仕組みであること ・障害福祉サービスの主な分野ごとの概要 	<p>そもそも障害福祉サービスとは何であるのかを概説する。</p>
<p>第3節 第4期障害福祉計画の成果目標達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までの成果目標達成状況 ・平成29年度までに達成できなかった成果目標については、第5期計画の成果目標に上乘せして引き続き達成に努めること 	<p>現行計画の達成見込みを明らかにし、未達成目標は引き続き第5期計画で取り組んでいくことを表明する。</p>
<p>第4節 アンケート・ヒアリング調査結果の要点</p> <p>(1) 市民アンケート調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査概要（実施時期、対象者、方法、回答率等） ・「サービス利用状況」の結果（調査区分とサービス種類を縦横軸として、回答を一覧化するなど簡潔に）及びコメント（「サービスを知らない、よくわからない」が最多であったこと） ・「福祉サービスについて困っていることや心配なこと」の結果（グラフ）及びコメント（「制度の仕組みがわからない」、「どのサービス事業者を選んだらよいかわからない」という回答が多かったこと） ・「自由記入集」のうち、障害福祉サービスに係る結果（表）及びコメント（手続きの簡略化、経済的支援、個人に合わせたサービスの提供、親亡き後や大人の発達障がいへの対応、グループホームの整備等についての意見が多かったこと） <p>(2) 団体等ヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査概要（実施時期、対象団体等、出席者数等） ・主な意見（列挙） <p>(3) 意見、要望等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に努めていくこと ・事業所の不足等、サービス提供体制に対するニーズを表す意見等については、第4章で述べる「活動指標」の見込量推定において勘案すること 	<p>障害福祉サービスに対する市民意見を明らかにし、第5期計画期間においてどのように対応していくかを表明する。</p>

第3章 基本目標・国の基本指針	
<p>第1節 基本目標</p> <p>白井市障害者計画において、障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標を『障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり』と規定しており、本計画においてもこれを基本目標とすること</p>	<p>市の障がい福祉施策全体を貫く大方針を明らかにする。</p>
<p>第2節 国の基本指針</p> <p>(1) 基本的理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針では次の基本的理念を定めていること 1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4. 地域共生社会の実現に向けた取組 5. 障害児の健やかな育成のための発達支援 <p>(2) 基本指針の見直し</p> <p>第5期計画の策定に向け、次の点を充実・強化する見直しが行われたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援 2. 地域共生社会の実現に向けた取組 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障害者支援の一層の充実 	<p>即すべき国の基本指針の概要を明らかにする。</p>
第4章 成果目標と活動指標	
<p>第1節 成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標は基本指針の基本的理念に基づき具体的目標を設定するもので、項目と目標値は基本指針で規定されていること ・成果目標を次のとおりとすること <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 施設入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上 ➢ 施設入所者数：H28年度末の2%以上削減 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 3. 地域生活支援拠点等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内または圏域内に少なくとも1つ整備 	<p>計画の具体的目標を提示するとともに、その設定根拠を明らかにする。</p>

<p>4. 福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍 ➢就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増 ➢移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ➢就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上（新） <p>5. 障害児支援の提供体制の整備等（新）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢児童発達支援センター1箇所以上設置（達成済） ➢保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ➢主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを市内1箇所以上確保 ➢医療的ケア児支援の協議の場の設置（H30まで） 	
<p>第2節 活動指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動指標は、成果目標を達成するために必要なサービス利用の見込量等であって、国の基本指針で項目が規定されていること ・各指標の見込量推定に当たっては、最近の利用者数、1人当たり利用量、対象者数の推移等を主な根拠とし、アンケート結果等に基づくニーズ動向を勘案して定めること ・サービスごとの活動指標 （現行計画からの追加項目は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ➢就労定着支援の利用者数 ➢自立生活援助の利用者数 ➢居宅訪問型児童発達支援の利用者数・量 ➢医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 ➢子ども・子育て支援等地域資源の障がい児利用者数 ・活動指標を実現するために必要となる事業者数を確保するための方策 	<p>成果目標のベースとなる個々の活動指標とその設定根拠を提示する。</p> <p>活動指標の項目は国の基本指針で規定されるが、指標ごとの見込量推定においては、アンケート調査等で得られたニーズ動向を勘案していることを表明する。</p>
<p>第5章 計画の推進と進行管理</p>	
<p>第1節 進行管理手法・評価主体</p> <p>成果目標と活動指標について、年1回以上実績を把握し、地域自立支援協議会による評価を経て結果を公表すること。</p>	<p>現行計画の枠組みを継承。</p>
<p>参考資料</p>	
<p>資料1 計画策定までの経緯 資料2 白井市障害者計画等策定委員会名簿</p>	<p>現行計画を踏襲（ただし、附属機関条例は冗長となるため掲載取りやめ）。</p>

【参考】第4期障害福祉計画（現行計画）の構成

第1章 序論（計画策定にあたって）

- 1 計画策定の背景・趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 障がいのある人の現状等

- 1 第3期計画の達成状況
 - (1) 指定障害福祉サービス・相談支援
 - (2) 地域生活支援事業
- 2 障がいのある人等の状況
 - (1) 手帳所持者数など
 - (2) 近年の障害者（児）の傾向
 - (3) 「難病見舞金受給者数」の状況
 - (4) 「障害程度区分」認定の状況
- 3 アンケート調査結果の要点

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的考え方
- 3 障がいのある人の将来推計と「成果目標」
 - (1) 障害者数の推計
 - (2) 計画の成果目標

第4章 計画の内容（各サービスの見込み量等）

- 1 障害者総合支援法に基づくサービスの体系
- 2 指定障害福祉サービス等の見込み
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住系サービス
 - (4) 相談支援
 - (5) 障害児支援
- 3 地域生活支援事業の見込み
 - (1) 必須事業
 - (2) 任意事業

第5章 計画の推進と進行管理

- 1 推進・進行管理の考え方
 - (1) 「PDCAサイクル」に基づく進行管理
 - (2) 「成果目標」と「活動指標」について
 - (3) 「白井市自立支援協議会」による評価
- 2 推進・進行管理の具体的内容

第6章 付属資料

- 資料1 白井市附属機関条例
- 資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿
- 資料3 計画策定までの経過

平成 29 年度 白井市障害者計画等策定委員会 会議日程 (平成 29 年 7 月 5 日訂正版)

回 次	開 催 日	時 刻	会 場	予 定 議 題 (白井市第 5 期障害福祉計画策定方針)
第 1 回 (通期第 5 回)	平成 29 年 7 月 5 日 (水)	午後 2 時～	保健福祉センター 3 階※ 団体活動 室	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体ヒアリング結果報告 計画骨子案の審議
第 2 回 (通期第 6 回)	平成 29 年 8 月 23 日 (水)	午後 2 時～	保健福祉センター 3 階※ 団体活動 室	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の審議
第 3 回 (通期第 7 回)	平成 29 年 9 月 20 日 (水)	午後 2 時～	保健福祉センター 3 階※ 団体活動 室	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の審議
第 4 回 (通期第 8 回)	平成 29 年 11 月 1 日 (水)	午後 2 時～	保健福祉センター 3 階※ 団体活動 室	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案の決定
第 5 回 (通期第 9 回)	平成 30 年 3 月 28 日 (水)	午後 2 時～	保健福祉センター 3 階※ 団体活動 室	<ul style="list-style-type: none"> 計画決定報告

※平成 29 年 3 月 29 日開催の通期第 4 回会議の会議資料において、会場の階数に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。